

令和4年2月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(行コ)第228号 政務活動費返還履行請求控訴事件(原審・宇都宮地方裁判所平成29年(行ウ)第7号)

口頭弁論終結日 令和3年9月8日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、とちぎ自民党に対し、162万8100円を支払うよう請求せよ。

(2) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じて、各補助参加によって生じた費用を除いてこれを100分し、その97を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とし、とちぎ自民党の参加によって生じた費用は、これを50分し、その48を控訴人の負担とし、その余をとちぎ自民党の負担とし、民主市民クラブの参加によって生じた費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、とちぎ自民党議員会に対し、4598万1947円及びこれに対する平成29年9月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

3 被控訴人は、民主市民クラブに対し、854万5900円及びこれに対する平成29年9月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要等(以下、略称は、別途定めるほかは、原判決の例による。)

5
10
15
20
25

1 本件は、栃木県（以下「県」という。）の住民（権利能力なき社団）である控訴人が、県議会議員らにより構成される会派である被控訴人補助参加人ら（以下「補助参加人ら」という。）が平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。以下同じ。）に県から交付を受けた政務活動費の一部（人件費）に関し、使途基準に反した違法な支出がされているから、これを不当利得として被控訴人に返還すべきところ、被控訴人が補助参加人らに対する不当利得返還請求権の行使を怠っていると主張して、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、補助参加人らそれぞれに対して、違法に支出されたとする人件費相当額の返還及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成29年9月30日から支払済みまで民法704条前段所定の利息の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として本件控訴をした。なお、控訴人は、当審において、被控訴人が補助参加人らに返還を求めるべき金員の額を、控訴の趣旨に記載のとおり減縮した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3のとおり当審における当事者の補充主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の2から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁3行目の「使途基準」を「本件使途基準」に改め、それ以降の「使途基準」をいずれも「本件使途基準」に改め、同4頁21行目の「及び使途基準」を削る。

(2) 原判決5頁8行目冒頭から同10行目末尾までを次のとおり改める。

「(2) 補助参加人らが県議会議長に提出した収支報告書（甲5、6、乙1、2）

によれば、平成27年度の政務活動費として、とちぎ自民党は、県から1億0410万円の交付を受けて、このうち8818万9664円を支出して残余の1591万0336円を返還し、民主市民クラブは、県から27

60万円の交付を受けて、このうち2671万6514円を支出して残余の88万3486円を返還した。よって、同年度の政務活動費として、県はとちぎ自民党に対して8818万9664円を、民主市民クラブに対して2671万6514円を交付したことになる。」

5 (3) 原判決5頁18行目の「同月8日」を「同年9月8日」に、同行目から同19行目にかけての「同年9月29日」を「同月29日」にそれぞれ改める。

(4) 原判決6頁16行目、同18行目、同23行目、同8頁20行目、同9頁2行目から3行目にかけての各「相手方ら」をそれぞれ「補助参加人ら」に改める。

10 (5) 原判決7頁1行目冒頭から5行目末尾までを次のとおり改める。

「なお、以下では、証拠として提出されている各「雇用契約書」(丙A2～54、丙B2の1～同7の2、同9)を「本件各雇用契約書」といい、各「政務活動費支払証明書・証拠書類」、「政務活動業務勤務実績表・領収書」、「政務活動業務補助・臨時雇用職員出勤簿・領収書」、「政務活動業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」、「政務調査業務補助・臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」及び「政務調査業務補助職員 出勤簿兼領収書」(甲9、丙B8の1の1～11、同8の2の1～10、同10の1～6)を併せて、「本件各実績表等」という。」

15 (6) 原判決7頁21行目冒頭から同8頁2行目末尾までを次のとおり改める。

20 「イ 以上の判断基準を前提とすると、補助参加人ら作成の平成27年度各収支報告書上の各支出のうち、本判決別紙2・とちぎ自民党主張整理表及び本判決別紙3・民主市民クラブ主張整理表(いずれも当審において改めたもの。以下同じ。)の各人件費に係る政務活動費の支出(同主張整理表の「充当額」欄及び「違法な額」欄に記載の支出。以下「本件各支出」という。)は、同各主張整理表の「控訴人の主張」欄に記載のとおり、いずれも用途基準に適合せず明らかに違法な支出である。したがっ

て、補助参加人らは、悪意の受益者として、民法704条前段所定の年5分の利息を付してこれを被控訴人に返還すべきである。」

5 (7) 原判決8頁9行目の「そうすると、」から10行目末尾までを「政務活動費としての支出の透明性を確保する手段が実施計画なのであって、政務活動費として支出することが許されるのは、議員が実施計画で示された担当する政務活動の具体的な作業について、自己が雇用する職員に本来の業務とは別に作業をさせる必要があつてこれをさせた場合に、その時間に応じた費用を支払う場合のみであるから、実施計画がないまま職員に政務活動の補助作業をさせることは、政務活動費の支出として違法である。」に改める。

10 (8) 原判決9頁12行目の「これを事実上やむを得ないものとして許容するとしても、」を「政務活動業務の時間の記載がないものは、政務活動とそれ以外の業務とを判然と区別することが事実上不可能であるためやむを得ないとして許容するとしても、」に改める。

15 (9) 原判決9頁21行目冒頭から同10頁9行目末尾までを以下のとおり改める。

「(イ) 各会派の個別の議員の支出に関する主張

補助参加人らに所属する各議員の各人件費の支出が違法であることについては、本判決別紙2、3の各主張整理表の「控訴人の主張」欄記載のとおりである。

20 さらに、とちぎ自民党から提出された本件各雇用契約書のうち、若林和雄議員に係る丙A16の職務内容は「事務一般」、丙A45の職務内容は「一般事務及び運転」であり、神谷幸伸議員に係る丙A37の職務内容は「パート」であつて、いずれもその内容は明らかに政務活動に当たらないものが含まれている。さらに、民主市民クラブの山田みやこ議員については、そもそも雇用契約書の提出がない。したがって、これらの議員の人件費について政務活動費を充当することは全額違法である。

25

また、本件各実績表等のうち、民主市民クラブの山田みやこ議員及び同佐藤栄議員については毎日の実績表等はなく、同平木ちさこ議員については、平成27年8月分の実績表等しかないから、山田みやこ議員及び佐藤栄議員の人件費全額並びに平木ちさこ議員の同年8月分以外の人件費の支出は違法である。」

5 (10) 原判決10頁11行目の「別紙4」を「本判決別紙2」に、「別紙5」を「本判決別紙3」にそれぞれ改める。

10 (11) 原判決10頁16行目の「定めがないとして、」の次に「収支報告書に政務活動費として計上された」を、同18行目の「政務活動実施計画は、」の次に「本件条例9条1項にいう「政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類」に該当せず、これが」をそれぞれ加える。

(12) 原判決11頁9行目末尾に行を改めて以下のとおり加える。

15 「さらに、本件各実績表等に勤務時間のうち政務活動業務時間数の記載がないとしても、本件マニュアルの「合理的に説明困難な場合の按分割合」により2分の1を適用しているため、政務活動業務時間数が記入されていないものがあるにすぎない。本件各実績表等において政務活動業務時間数の記載がないからといって、そのことをもって違法な支出であることの一般的外形的事実とはいえない。」

20 (13) 原判決32頁1行目の「会派からの会派の所属議員に対し、」を「会派から会派の所属議員に対し、」に改める。

(14) 原判決33頁16行目の「所得経費」を「取得経費」に改める。

(15) 原判決34頁23行目冒頭から24行目末尾までを削り、同25行目冒頭から26行目末尾までを以下のとおり改める。

25 「(5) その他政務活動費の充実に適さない経費

- ・ 議員が他の団体の役職を兼ねていて、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席に要する経費

・ その他につき省略」

(10) 原判決36頁1行目の末尾に「(3(2)ウ)」を加え、同3行目、同4行目及び同5行目の各「調査研究活動」をそれぞれ「政務活動」に、同9行目及び同10行目の各「調査研究業務」をそれぞれ「政務活動に係る業務」に改める。

3 当審における当事者の補充主張（判断枠組みについて）

(1) 控訴人の補充主張

ア 平成24年法律第72号による法の改正により、「政務調査費」から使途が拡げられて「政務活動費」に改められると同時に、それまで要求されていなかった「使途基準の条例での定め」が要求されるようになった趣旨からすれば、本件使途基準に適合するか否かは適法性にかかる判断の基本的な枠組みとされなければならないのであって、原判決のいう「政務活動費との合理的関連性」という曖昧な判断基準により、それが欠如していることが主張立証されなければ違法な支出ではないという原判決の判断枠組みは改正法の趣旨に反するものである。

本件条例8条は、政務活動費を充てることのできる経費について、別表で項目のみを定めているにすぎず、その具体的内容は本件マニュアルが定めているから、本件マニュアルは法で求められている条例による本件使途基準の具体的な内容を示すものであって、単なる「使途基準の解釈適用の一資料」ではなく、本件使途基準そのものである。したがって、本件マニュアルの定めには法に反するときは法の根拠に基づかない違法な支出と解すべきである。

イ また、支出の根拠となる資料は、ほとんど全て各党派・議員が保存しているものであり、これが明らかにされない状態で違法を主張する住民側において具体的に主張立証することは不可能であるのに対し、他方、各党派においてはこれらを容易に主張立証できるものである。そうすると、控訴

5 人に対して求められるべき本件使途基準違反を推認ないし根拠付ける一
般的外形的事実は、原判決が述べるような「本件各雇用契約書及び本件各
実績表等の記載内容に反する特別の事情ないし明らかな政務活動との合
理的関連性の欠如を示す事実」である必要はなく、一般的外形的に本件マ
ニュアルの定める本件使途基準に反していると考えられる事実を指摘す
れば足り、それがされたときには、被控訴人、補助参加人側において本件
使途基準に適合した支出であることを主張立証しなければならないと考
えるべきである。

10 (2) とちぎ自民党の主張

10 栃木県においては、本件条例及び本件マニュアルにおいて、政務活動費の
交付に関する手続を定めた上、本件使途基準（本件条例8条及び別表）を定
め、政務活動費の使途のあり方を規制するとともに、その透明性確保の観点
から本件使途基準を解釈、適用するに当たってその具体的な意味内容を明ら
かにするための資料として、県議会において本件マニュアルを策定している
15 が、一方で、地方自治体の政策形成に関する政務活動は広範な分野にわたる
ものであり、その内容や手法も様々なものが考えられ、その政務活動による
成果の有無も長期的・総体的な視点によらなければ検証することのできない
性質のものであることなどを併せ考慮すると、当該支出は、本件条例8条所
定の政務活動費と合理的関連性を有するものであれば、それで足りるとい
20 べきである。

25 このような観点からすれば、本件使途基準違反を争う控訴人は、請求原因
として、本件各支出と本件条例8条所定の政務活動費が合理的関連性を欠如
すること、すなわち「使途基準適合性を争う支出を特定した上、当該支出が
本件使途基準に違反することを推認ないし根拠付けるに足りる一般的外形的
事実の存在」を主張立証することが求められるものである。

そして、政務調査費が議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための

政務活動に充てられることも多いと考えられるところ、議会において独立性を有する団体として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しなければならず、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することは予定していないと解され、政務調査活動の具体的な目的や内容等について逐一明らかになっていないとの一事をもって、当該政務調査活動が適正に行われたものではないと推定を及ぼすことはできない（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決・集民232号649頁）。また、政治活動の自由の性質に鑑みれば、政務調査費の支出については、議員の調査研究は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられている（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決・集民233号279頁）というべきであるから、本件用途基準に適合した政務活動費の支出がされなかったことを一応推認させる程度という立証の程度をあまりに低くすることは相当ではなく、一応推認される程度の事実を具体的に立証しない限り、反証がなかったとしても証明されたとは認められないというべきであって、個々の政務活動費の支出の具体的な内容の主張立証がないとして本件用途基準に適合しないとすることはできないのであり、個々の政務活動費の支出の詳細の立証を求めることも不当である。

政務活動費については、平成24年の法の改正により、従来の「調査研究に資するため必要な経費」に加え、「その他の活動」も交付対象となることが明示されて用途が拡大できるようにされたもので、議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動のための経費、資産形成及び社会通念を超えた飲食に供するもの（以下「除外経費」という。）

は除外されるが、それ以外については、政務活動費の範囲に含まれるということになり、政務活動と認められれば政務活動費が充てられるべきものである。

5 以上のおりであるから、本件用途基準違反を争う控訴人は、当該支出が、除外経費であることを推認ないし根拠付けるに足りる事実を主張立証しなければならぬというべきであるが、控訴人の主張はいずれもそのような事実を主張するものとはいえない。

第3 当裁判所の判断

10 1 当裁判所は、控訴人の請求は、とちぎ自民党に対し、162万8100円を支払うよう請求することを被控訴人に求める限度で理由があるものと判断する。その理由は、当審における当事者の補充主張を踏まえて、後記2のおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1から3までに記載のおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

15 (1) 原判決12頁3行目の「が、その一方で、」から9行目の「きである」までを削る。

(2) 原判決12頁11行目から12行目にかけての「本件各支出と本件条例8条所定の政務活動費が合理的関連性を欠如すること、すなわち、」を削る。

20 (3) 原判決12頁22行目冒頭から13頁8行目末尾までを削り、行を改めて、以下のとおり加える。

「この点に関し、控訴人は、本件マニュアルは、条例による本件用途基準の具体的な内容を示すものであるから、本件マニュアルの定めを反するときは法の根拠に基づかない違法な支出と解すべきであって、控訴人としては、一般的外形的に本件マニュアルの定める基準に反していると考えられる事実を指摘すれば足り、それがされたときには、被控訴人、補助参加人側において本件用途基準に適合した支出であることを主張立証しなければならないと主

25

張する。

ところで、本件条例によれば、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、その年度における政務活動にかかる収支について、交付を受けた政務活動費の総額や政務活動費による支出の総額及びその内訳等を記載した収支報告書に政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えて、県議会の議長に提出しなければならないとされ（本件条例9条1項）、議長は、政務活動費の適正な運用を期するために、必要に応じ、収支報告書等について調査を行うものとする事とされている（本件条例12条の3）ことからすると、政務活動費による当該支出が本件使途基準に違反するか否かについては、会派の代表者から提出された収支報告書（領収書等の添付資料を含む）の記載を基に検討すべきことになると解される。

そうすると、控訴人は、県議会情報公開条例等に基づいて上記収支報告書の写し等を入手する方法等により、会派による政務活動費の支出の内容を概括的に知ることができるのであるから、控訴人としては、収支報告書等の記載を基に、本件使途基準適合性を争う支出を特定したうえで、当該支出が本件使途基準に違反することを推認ないし根拠付けるに足りる一般的外形的事実の存在を主張立証することが求められ、控訴人がこのような主張立証をした場合に、被控訴人側が適切な反証をしない場合には、そのことをもって当該支出が本件使途基準に適合しないものであることが事実上推定されるというべきである。そして、本件マニュアルは、政務活動費を支出する際の基準をわかりやすく解説するための運用指針として策定されたものであるから、政務活動費の使途が本件使途基準に適合するか否かを判断するに当たっては、本件マニュアルの内容が十分に斟酌されるべきであるとしても、本件マニュアルの規定や文言に形式的に抵触するからといって直ちに本件使途基準違反になるものではないというべきである。」

(4) 原判決13頁26行目冒頭から同14頁9行目末尾までを以下のとおり改

める。

「そして、「人件費」は、政務活動に従事する割合に応じて按分するものとし、政務活動に係る業務のほか、それ以外の活動に要した時間を含めた総時間に対する政務活動に係る業務に要した時間の割合等によって、原則として2分の1を上限として経費を按分し、政務活動に係る業務に要した経費相当額のみを政務活動費から支出する。この「按分割合」は、雇用する職員の勤務について実績表等を作成して、政務活動に係る業務の比率を求めること（具体的には、按分割合を、政務活動に係る業務（A%）とそれ以外の活動（B%）の和で、政務活動に係る業務（A%）を除する）とし、政務活動と政党活動・後援会活動等が混在して合理的な説明が困難な場合には、2分の1を上限として按分割合を定める。なお、政務活動に係る業務に専従する職員の人件費は、全額政務活動費から支出できる。

また、人件費への政務活動費の充当については、議員1人当たり年額180万円を超えない範囲で、かつ、最低賃金法等関係法令を遵守するものとする。」

(5) 原判決14頁11行目の「別紙4・とちぎ自民党主張整理表」から同15行目の「同684は番号1からの通し番号)」までを「本判決別紙2・とちぎ自民党主張整理表(番号6004(No. 1)～番号6522(No. 519)及び本判決別紙3・民主市民クラブ主張整理表(番号1049(No. 520)～番号1213(No. 684)の各「控訴人の主張」欄に記載の事実を主張しているところ(上記No. 1～同684は番号6004からの通し番号)」に改める。

(6) 原判決14頁25行目及び同15頁4行目の各「別紙4」をそれぞれ「本判決別紙2」に、同14頁25行目から同26行目にかけての「別紙5」及び同15頁5行目の「別紙5」をそれぞれ「本判決別紙3」に改める。

(7) 原判決15頁7行目の「原告において、」から同19行目末尾までを以下の

とおりに改める。

「控訴人が請求原因として主張すべき「本件用途基準違反を推認させ、又は根拠付ける一般的外形的事実」は、本件各雇用契約書等の記載それ自体に単なる抽象的、仮定的な疑義を生じさせる程度のものでは足りず、少なくとも、本件各雇用契約書及び本件各実績表等の記載内容に反する特別の事情(以下、単に「特別の事情」という。)を推認させ、又は根拠付ける一般的外形的事実を具体的に立証する必要があるというべきである。」

(8) 原判決15頁25行目の「主張する。」を「主張するところ、本件マニュアルにおいて、各会派は、その年度の政務活動実施計画を作成し、当該計画に基づき政務活動を行うものとされていることが認められる。」に、同16頁5行目から6行目にかけての「上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実」を「特別の事情」に、同頁8行目の「(ちなみに、」から同9行目末尾までを「なお、民主市民クラブは原審において平成27年度の政務活動実施計画を提出しており(丙B1)、とちぎ自民党も当審において平成27年度政務活動実施要綱を提出した(丙A55)ことからすると、補助参加人らにおいて、平成27年度の政務活動の実施計画が存在したことは明らかである。」にそれぞれ改める。

(9) 原判決16頁12行目末尾に行を改めて、「この点、本件マニュアルによれば、議員の親族を雇用することは誤解を招きやすいので適当ではない等と定められているから、領収者名の記載は、本件用途基準適合性の判断において一定の意味を有するものである。」を加え、同頁20行目から21行目にかけての「上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実」を「特別の事情」に改める。

(10) 原判決17頁3行目から4行目にかけての「上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実」を「特別の事情」に改め、8行目冒頭から同12行目末尾までを次のとおり改める。

「 上記の点について、控訴人は、前記第2の4(2)【原告の主張】ウ(ア)dのとおり主張するところ、本件マニュアルによれば、「人件費」は政務活動以外の活動にも使用される可能性があり、その性質上、政務活動に要した部分とそれ以外の活動に要した部分を明確に区分することが困難であると考えられるが、政務活動費は、政務活動に要した経費しか支出できないことから、按分により、政務活動に要した経費部分を算定して支出することとし、一つの経費に政務活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合、合理的に説明できるときはその割合で按分し、合理的に説明することが困難なときには2分の1を上限として按分するものとする、個々の支出が充てることのできる経費の範囲に沿ったものであるか、また、政務活動費がいくら支出されたかを明確にするために、収支報告書に添えて提出する領収書等に必要な事項(使途及び内容等、按分の割合と按分の割合に基づく支出額、政務活動費の支出額)を記載するものとされている。

そうすると、提出されている本件各実績表等において、政務活動業務の時間数の記載のないものはすべて違法であるとの控訴人の主張は採用できないものの、合理的な説明ができないにもかかわらず按分割合が2分の1を超えているものは2分の1を超える部分につき違法と解すべきであるから、議員が職員の人件費について2分の1を超えて政務活動費から支出している場合、2分の1を超える部分について本件使途基準に適合しないものであることを疑わせる一般的外形的事実があるというべきである。

これを個別の議員の本件各支出について検討すると、後記(4)イ及び(5)イで検討のとおりである。」

- (11) 原判決17頁19行目から20行目にかけての「上記特別の事情ないし明らかかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実」を「特別の事情」に改め、24行目の「上記主張事実として、」を「本判決別紙2・とちぎ自民党主張整理表の「控訴人の主張」欄記載のとおり、」に、同18頁6行目の「減額

されているものがあること、」を「政務活動費充当額が減額されているものがあることなどを主張する。」にそれぞれ改め、同7行目冒頭から同14行目末尾までを削る。

5 (12) 原判決18頁25行目から26行目にかけての「上記特別の事情ないし明らかかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実」を「特別の事情」に改める。

(13) 原判決19頁4行目冒頭から同10行目末尾までを以下のとおり改める。

10 「確かに、本件各実績表等を検討すると、按分割合については、2分の1とする場合以外は、具体的な算定根拠等の記載がないまま、支給額の一部について政務活動費を充当しているものが存在する。しかし、本件使用基準や本件マニュアルにおいては、個々の支出（人件費）につきその按分の根拠を具体的に示すことまでは要求されていないのであるから、按分割合が不相当であることを具体的な事実関係をもって指摘するのではなく、単にその根拠が不明というだけでは、直ちに特別の事情を摘示するものとはいえず、本件使用基準違反を推認ないし根拠付ける一般的外形的事実には当たらない。

15 他方、前記のとおり、一つの経費に政務活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合、合理的な説明ができないにもかかわらず按分割合が2分の1を超えるものについては、2分の1を超える部分につき違法と解すべきであるから、控訴人は、按分割合が2分の1を超えるものについては、その根拠が不明であることを主張すれば足りるというべきである。

20 これを個別の議員の本件各支出について検討すると、後記イのとおりである。」

25 (14) 原判決19頁19行目から20行目にかけての「上記特別の事情ないし明らかかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実」を「特別の事情」に改める。

(15) 原判決19頁24行目から25行目にかけての「及び⑨（人件費として計

上されている金額が多額であること)」及び同20頁2行目の「金額の人件費が支出され、」をそれぞれ削り、同4行目の「上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実」を「特別の事情」に改める。

5 (16) 原判決20頁10行目の「本件各雇用契約」を「本件各雇用契約書」に、16行目から17行目にかけての「上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実」を「特別の事情」にそれぞれ改める。

(17) 原判決20頁19行目冒頭から同21頁1行目末尾までを次のとおり改める。

10 「(キ) 控訴人の主張⑦(政務活動費充当額が15万円になるよう一部減額されていること)について

確かに、本件各実績表等をみると、本件マニュアル上の上限である月額15万円になるように給与の支給額に対する政務活動費充当額を一部減額しているようにみえる記載も存在するが、それは、正当に発生した政務活動業務に係る給与に対する政務活動費充当分を、月の限度額を超えないように一部減額して配分したにすぎないものと解することも可能であつて、それだけでは直ちに特別の事情を摘示するものとはいえず、本件用途基準違反を推認ないし根拠付ける一般的外形的事実には当たらない。」

15 (18) 原判決21頁2行目冒頭から同23行目末尾までを削る。

(19) 原判決21頁24行目冒頭から同23頁8行目末尾までを次のとおり改める。

20 「イ 各議員の個別の支出に関する主張事実について

控訴人は、個別の議員の各人件費に係る本件各支出について、本判決別紙2・とちぎ自民党主張整理表の「控訴人の主張」欄記載のとおり、いずれも違法である旨主張するので、以下、個別に検討する。

25 なお、以下では、上記アで検討した項目とは別に、主として2分の1を超える按分割合が不相当であるか否かが問題となるところ、亀田清議員、

岩崎信議員、木村好文議員、高橋文吉議員、平池秀光議員、板橋一好議員
に関しては、いずれも職員の人件費に対する政務活動費充当額の割合は、
2分の1又は2分の1より低いことが認められるから、上記議員らの本件
各支出が按分割合に関して本件用途基準違反に当たることはない。

5 (ア) 阿部博美議員

10 甲9-21によれば、通し番号2、236、280、324、368
番については、職員の人件費全額について政務活動費を充当し、通し番
号30、70、110、151、192番については、職員の人件費支
給額に対する政務活動費充当額はいずれも8万円であり、按分率は5
0%を超えているが、実績表等にその算定根拠についての記載はない。
しかし、同議員提出の雇用契約書(丙A2、3)によれば、同議員は、
月14万円の固定給の職員と単価1100円の時間給の職員を各1名
雇用しており、同職員の業務内容は、いずれも「政務活動に関わる資料整
理及び資料収集(等)」であって、政務活動業務に専従する者と解される
15 から、その人件費については本来全額政務活動費が充当できるものであ
る。そして、同議員の本件各実績表等の記載内容に照らすと、政務活動
費の充当を一部に減額しているものについては、同月内における2名の
職員に対する政務活動費充当額の合計が、本件マニュアルによる月の上
限である15万円を超えないように、一部について政務活動費を減額し
て配分したにすぎないものと合理的に推認することができる。

20 そうすると、上記通し番号における人件費について、按分率が50%
を超える政務活動費を充当することについては、いずれも一応合理的な
理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支
出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされて
25 いるものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基
準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これ

らの支出が違法であるとは認められない。

(イ) 池田忠議員

甲9-21によれば、通し番号32、72、112、113、153、194、238、282、325、326番については、いずれも職員の人件費全額について政務活動費を充当し、通し番号3、31、71、111、152、193、237、281番については、いずれも職員の人件費支給額に対する政務活動費充当額の按分率は50%を超えるが、実績表等にその算定根拠の記載はない。しかし、同議員の雇用契約書（丙A4、30、31）の記載内容によれば、同議員は単価1200円の時間給の職員を3名雇用しているところ、3名の職員の業務内容は、いずれも「政務活動に係る補助及び関係書類の作成」であって、政務活動業務に専従する者と解されるから、その人件費については本来全額政務活動費が充当できるものである。そして、同議員の本件各実績表等の記載内容に照らすと、政務活動費の充当を一部減額しているものについては、同月内における複数の職員に対する政務活動費充当額の合計が、本件マニュアルによる月の上限である15万円を超えないように、一部の職員について政務活動費を減額して配分したにすぎないものと合理的に推認することができる。

そうすると、上記通し番号における人件費について、按分率が50%を超える政務活動費を充当することについては、いずれも一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(ウ) 関谷暢之議員

5
10
甲9-21によれば、同議員は職員の人件費全てについて全額政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書(丙A6)によれば、同議員は単価1000円の時間給の職員を1名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務活動に係わる資料整理、資料収集・作成」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(エ) 中島宏議員

15
20
25
甲9-21によれば、通し番号7、35、75、117、157、198、243、287、331、373、412番については、職員の人件費全額について政務活動費を充当している(その余の通し番号の本件各支出についての按分率は50%を超えていない)。しかし、同議員の雇用契約書(丙A7、8)によれば、同議員は月18万円の固定給の職員と単価1000円の時間給の職員を各1名雇用しているところ、同職員の業務内容はいずれも「政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理・作成(その他関係業務)」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、全額について政務活動費を充当した上記通し番号についての本件各支出は、いずれも一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえ

る。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(オ) 横松盛人議員

5 甲9-21によれば、同議員は通し番号454番を除く職員の人件費全額について政務活動費を充当している（ただし、454番の按分率は44%）。しかし、同議員の雇用契約書（丙A9、10）によれば、同議員は単価1000円の時間給の職員を2名雇用しているところ、同職員の業務内容は「資料整理・政務活動に関わる事務等」「政務活動に関わる事務補助及び資料整理」であって、いずれも政務活動業務に専従する者であるとして解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

15 (カ) 阿部寿一議員

20 甲9-21によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書（丙A11、12）によれば、同議員は単価1250円の時間給の職員を2名雇用しているところ、同職員の業務内容はいずれも「政務活動補助」であって、政務活動業務に専従する者であるとして解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるも

のといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件使途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件使途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(キ) 金子裕議員

甲9-21によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書(丙A13)によれば、同議員は単価900円の時間給の職員を1名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件使途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件使途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(ク) 佐藤良議員

甲9-21によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書(丙A14)によれば、同議員は単価1000円の時間給の職員を1名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務活動に係る調査補助及び関係資料作成」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な

理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

5 (ケ) 山形修治議員

甲9-21によれば、通し番号14、207、340、382番については職員の人件費全額について政務活動費を充当し、通し番号45、85、126、166、252、296、421、459番については、10 いずれも職員の人件費支給額に対する政務活動費充当額は15万円であり(ただし459番を除く)、支給額に対する政務活動費充当額の按分率は50%を超えるが、実績表等にその算定根拠の記載はない。しかし、同議員の雇用契約書(丙A15)の記載内容によれば、同議員は単価1000円の時間給の職員を1名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務活動に係る調査補助他」であって、政務活動業務に専従する者15 であると解されるから、その人件費については本来全額政務活動費が充当できるものである。そして、同職員の本件各実績表等の記載内容に照らすと、本件マニュアルによる月の上限15万円を超えないように、支給額に対する政務活動費充当額を15万円に減額したにすぎないものと合理的に推認することができる(なお、459番については支給額16万2000円のうち政務活動費充当額は10万5538円であるが、同様に、政務活動費充当額を一部減額したにすぎないものと解される。)

20 25 そうすると、上記通し番号における人件費について、按分率が50%を超える政務活動費を充当することについては、いずれも一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされて

いるものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(二) 若林和雄議員

5 甲9-21によれば、通し番号86、460番については、いずれも支給額に対する政務活動費充当額の按分率は50%を超えるが、実績表等にその算定根拠の記載はなく、通し番号15、46、87、127、167、168、208、209、253、297、341、342、383、384、422、461番については、いずれも支給額全額について政務活動費を充当していることが認められる。しかし、同議員の雇用契約書(丙A16、45)の記載内容によれば、同議員は単価900円の時間給の職員を2名雇用しているところ、同職員の業務内容は、「事務一般」、「一般事務及び運転」であるから、いずれも政務活動業務に専従する者とは認められない。前記のとおり、本件マニュアルによれば、15 人件費に政務活動以外の活動が含まれている場合、合理的に説明できるときは、勤務実績表を作成して、政務活動に係る比率を求めるとされ、合理的に説明できないときは、2分の1を上限に按分できるものとされているところ、同議員の職員の本件各実績表等にはいずれも政務活動の比率について何らの記載もなく、被控訴人・補助参加人らから按分割合について合理的な説明はされていないから、20 2分の1を超える部分については本件用途基準に適合せず違法であるというべきである。

そうすると、同議員は、職員の人件費として、総額160万0200円を政務活動費から支出しているところ、そのうち2分の1に当たる80万0100円は適法であるが、その余の80万0100円については、25 本件用途基準に適合せず違法な支出であると認められる。

(三) 小林幹夫議員

5
10
15
甲9-21によれば、通し番号17、18、50、91、132、173、214、258、302、347、389、427、466番については、職員の人件費全額について政務活動費を充当し、通し番号51、92、131、172、213、257、301、346、388、426、465番については、いずれも支給額に対する政務活動費充当額の割合は50%を超えるが、実績表等に算定根拠の記載はない。しかし、同議員の雇用契約書（丙A18、19）の記載内容によれば、同議員は単価900円の時間給の職員と単価1000円の時間給の職員を各1名雇用しているところ、同職員の業務内容はいずれも「政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については本来全額政務活動費が充当できるものである。そして、同議員の本件各実績表等の記載内容に照らすと、政務活動費の充当を一部減額しているものについては、同月内における2名の職員に対する政務活動費充当額の合計が、本件マニュアルによる月15万円の上限を超えないように、一部について政務活動費を減額して配分したにすぎないものと合理的に推認することができる。

20
25
そうすると、上記通し番号における人件費について、按分率が50%を超える政務活動費を充当することについては、いずれも一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件使用基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件使用基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(シ) 五月女裕久彦議員

甲9-21によれば、通し番号19番については、職員の人件費全額

5
10
15
20
25
について政務活動費を充当し、通し番号52、93、133、174、215、259、303、348、390、428番については、いずれも支給額のうち政務活動充当額は15万円であり、支給額に対する政務活動費充当額の割合は50%を超えるが、実績表等にその算定根拠の記載はない。しかし、同議員の雇用契約書（丙A20）の記載内容によれば、同議員は単価1100円の時間給の職員を1名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務調査の資料収集及び資料整理」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については本来全額政務活動費が充当できるものである。そして、同議員の本件各実績表等の記載内容に照らすと、本件マニュアルによる月15万円の上限を超えないように、支給額に対する政務活動費充当額を15万円に減額したにすぎないものと合理的に推認することができる。

そうすると、上記通し番号における人件費について、按分率が50%を超える政務活動費を充当することについては、いずれも一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

20 (ス) 花塚隆志議員

25
甲9-21によれば、通し番号20、21、54、95、135、176、217、261、305、350、392、430、469番については、職員の人件費全額について政務活動費を充当し、通し番号53、94、134、175、216、260、304、349、391、429、468番については、いずれも支給額に対する政務活動費充当額の割合は50%を超えるが、実績表等にその算定根拠の記載はない。

しかし、同議員の雇用契約書（丙A21、22）の記載内容によれば、同議員は単価1000円の時間給の職員を2名雇用しているところ、同職員の業務内容はいずれも「政務活動に係わる調査補助及び書類の作成」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については本来全額政務活動費が充当できるものである。そして、同職員の本件各実績表等の記載内容に照らすと、政務活動費の充当を一部に減額しているものについては、同月内における2名の職員に対する政務活動費充当額の合計が、本件マニュアルによる月15万円の上限を超えないように、一部について政務活動費を減額して配分したにすぎないものと合理的に推認することができる。

そうすると、上記通し番号における人件費について、按分率が50%を超える政務活動費を充当することについては、いずれも一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件使用基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件使用基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(七) 三森文徳議員

甲9-21によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書（丙A23）によれば、同議員は単価1000円の時間給の職員を1名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務調査補佐」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件使用基準に



違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件使途基準に適合しないものであることを認めるに足る証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

5 (ウ) 神林秀治議員

甲9-21によれば、同議員は通し番号27番の職員の人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書(丙A28)によれば、同議員は単価1000円の時間給の職員を1名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務活動に係る活動補助及び書類作成」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件使途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件使途基準に適合しないものであることを認めるに足る証拠はないから、上記人件費の支出が違法であるとは認められない。

10 (エ) 吉羽茂議員

甲9-21によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書(丙A29)によれば、同議員は単価1200円の時間給の職員を1名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務活動に関する事務作業」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本

件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

5 (チ) 日向野義幸議員

甲9-21によれば、通し番号38、77、119、159、200番については、いずれも職員の人件費全額について政務活動費を充当している（その余の通し番号の本件各支出についての按分率は50%を超えていない）。しかし、同議員の雇用契約書（丙A32、33、51）の記載内容によれば、同議員は、月21万円及び月10万円の固定給の職員各1名と単価800円の時間給の職員1名を雇用しており、同職員の業務内容はいずれも「政務活動に係る調査補助及び書類作成」であつて、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については本来全額政務活動費が充当できるものである。そして、同議員の本件各実績表等の記載内容に照らすと、同月内における複数名の職員の政務活動費充当額の合計が、本件マニュアルによる月15万円の上限を超えないように、上記通し番号の時間給の職員の人件費については全額政務活動費を充当した上で、同月内における他の固定給の職員の人件費については政務活動費を一部減額して配分したことが合理的に推認される。

20 そうすると、上記通し番号における人件費について、按分率が50%を超える政務活動費を充当することについては、いずれも一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これ

らの支出が違法であるとは認められない。

(ツ) 五十嵐清議員

甲9-21によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書（丙A34、35）によれば、同議員は単価1000円の時間給の職員を2名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務調査補助」「政務調査補助、資料整理」であって、いずれも政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(テ) 早川尚秀議員

甲9-21によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書（丙A36）によれば、同議員は単価1000円の時間給の職員を1名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務活動に関する現地調査、資料整理他」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの

支出が違法であるとは認められない。

(ト) 神谷幸伸議員

甲9-21によれば、通し番号56、352、394番については、
いずれも支給額全額について政務活動費を充当し、通し番号97、13
7、178、219、263、307、432、471番については、
政務活動充当額は15万円であり、いずれも支給額に対する政務活動費
充当額の割合は50%を超えるが、実績表等にその算定根拠についての
記載はない。しかし、同議員の雇用契約書（丙A37）の記載内容によ
れば、同議員は単価900円の時間給の職員を1名雇用しているところ、
同職員の業務内容は、単に「パート」としか記載されていないから、政
務活動業務に専従する者とは解されない。

本件マニュアルによれば、人件費に政務活動以外の活動が含まれてい
る場合、合理的に説明できるときは、勤務実績表を作成して、政務活動
に係る比率を求めるとされ、合理的に説明できないときは、2分の1を
上限に按分できるものとされているところ、同議員の職員の本件各実績
表等にはいずれも政務活動の比率について何らの記載がなく、被控訴
人・補助参加人らから按分割合について合理的な説明もされていないか
ら、2分の1を超える部分については本件用途基準に適合せず違法な支
出であるというべきである。

そうすると、同議員は、職員の人件費として、総額165万6000
円を政務活動費から支出しているところ、そのうち2分の1に当たる8
2万8000円は適法であるが、その余の82万8000円については、
本件用途基準に適合せず違法であると認められる。

(チ) 螺良昭人議員

甲9-21によれば、通し番号139、180、220、221、2
65、309、354、396、434、472、473番については、

いずれも職員の人件費全額について政務活動費を充当し、通し番号57、98、138、179、264、308、353、395、433番については、いずれも支給額に対する政務活動費充当額の割合は50%を超えるが、実績表等にその算定根拠の記載はない。しかし、同議員の雇用契約書（丙A38、47）の記載内容によれば、同議員は単価1200円の時間給の職員を2名雇用しており、同職員の業務内容は「政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成」「政務活動に関する調査補助」であって、いずれも政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については本来全額政務活動費が充当できるものである。そして、同議員の本件各実績表等に照らすと、通し番号57及び98番については、本件マニュアルによる月の上限を超えないように政務活動充当額を15万円に減額し、その余の上記通し番号については、同月内における2名の職員の政務活動費充当額の合計が、月15万円の上限を超えないように、一部について政務活動費を減額して配分したにすぎないものと合理的に推認することができる。

そうすると、上記通し番号における人件費について、按分率が50%を超える政務活動費を充当することについては、いずれも一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(二) 石坂真一議員

甲9-21によれば、通し番号223、267及び311番については、いずれも支給額に対する政務活動費充当額の割合は50%を超えるが、実績表等にその算定根拠の記載はなく、その余の通し番号の職員に

5 ついては人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書（丙A39～42）の記載内容によれば、同議員は単価900円の時間給の職員を4名雇用しており、同職員の業務内容はいずれも「政務活動補助、資料整理等」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については本来全額政務活動費が
10 充当できるものである。そして、同職員の本件実績表等によれば、同月内における4名の職員の政務活動費充当額の合計が本件マニュアルによる月15万円の上限を超えないように、上記通し番号については政務活動費を一部減額して配分したにすぎないものと合理的に推認できる。そうすると、上記通し番号における人件費について、按分率が50%を超える政務活動費を充当することについては、いずれも一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準
15 に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(ヌ) 増山敬之議員

20 控訴人は、増山敬之議員の実績表等における平成27年12月16日分の業務内容欄は空欄であるから（通し番号321番）、政務活動関連業務に従事したか明らかではなく、同日分にかかる人件費の支出は違法であると主張する。しかし、同議員の雇用契約書（丙A43）の記載内容によれば、同議員は単価1200円の時間給の職員を1名雇用しているところ、同職員の業務内容は「政務活動に係わる事務補助及び資料整理」であるから、同職員は政務活動業務に専従する者であると解することが
25 でき、同職員の実績表等の他の記載を見ると、いずれも補助業務内容は「資料作成、資料整理、資料収集」であることに照らすと、上記空欄に

係る業務もそれらと同様のものであることが推測され、明らかに政務活動関連業務でないとはいえない。そうすると、実績表等の特定日について業務内容欄に記載がないことだけを指摘しても、特別の事情を摘示するものとはいえない。

また、同議員は、職員の人件費全額について政務活動費を充当しているが、上記のとおり、同職員は政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(ネ) 齋藤剛郎議員

甲9-21によれば、同議員は2名の職員の人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書(丙A48、49)によれば、同議員は単価1000円の時間給の職員を2名雇用しているところ、同職員の業務内容はいずれも「政務活動に関わる事務補助及び資料整理」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(ノ) とちぎ自民党

5 控訴人は、とちぎ自民党は、会派として、政務活動従事職員を2名雇用し、資料整理のみを行わせているが(通し番号483～506番)、そのために月20万円及び月15万円の給料が支払われるのは通常考え難く、また、社会保険料の支払につき、政務活動との関連性が何ら明らかにされていないから(通し番号507～519番)、これらに政務活動費を充当することは全額違法であると主張する。

10 確かに、本件各実績表等によれば、とちぎ自民党は2名の職員に資料整理のみ行わせているにもかかわらず、月額20万円及び15万円の給料を支払っていることが認められるが、その額が不相当なものであるか否かは、上記2名の職員が行っている資料整理の内容いかに関わるものであるから、具体的事実を指摘することなく、資料整理だけで上記給料が不相当であるといえるものではない。

15 また、本件条例によれば、「人件費」とは、会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費(給料、手当、社会保険料、賃金等)をいうものとされており、社会保険料の支払に政務活動費を充当したとしても本件用途基準に違反するものではないから、当該職員に関する社会保険料の負担と政務活動との関連性が明らかではないとしても、それだけでは特別の事情を摘示するものとはいえない。

20 したがって、とちぎ自民党の雇用する上記2名の職員に対する人件費の支出が違法であるとは認められない。」

(20) 原判決23頁10行目冒頭から同26頁3行目末尾までを以下のとおり改める。

「ア 各費目に共通してみられる主張事実について

25 (ア) 控訴人は、本判決別紙3・民主市民クラブ主張整理表の「控訴人の主張」欄記載のとおり、各費目に共通してみられる主張事実として、

大要、①本件各実績表等に具体的な業務項目の記載がないこと、②政務活動補助業務の勤務時間が過剰であること、③人件費として計上されている金額が多額であることなどを主張する。

(イ) 控訴人の主張①について

確かに、民主市民クラブに所属する議員の職員に係る本件各実績表等（甲9-40）によれば、政務活動業務内容として、「政務活動費の整理補助」「県政への要望事項の整理補助」「政務活動補助業務」等と記載されているのみであり、必ずしも具体的とはいえない。しかし、上記記載の業務内容は、いずれも政務活動との関連性が否定されるようなものではない。民主市民クラブに所属する各議員の雇用契約書（丙B2～7、同9。いずれも枝番号を含む。）によれば、職員の業務内容は「政務調査補助」「政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成」などであることからすれば、本件各実績表等の業務項目の記載が必ずしも具体的ではないとしても、政務活動に関連する業務を行っていたものと合理的に推認できる。

そうすると、本件各実績表等に具体的な業務項目の記載がないというだけでは、特別の事情を摘示するものとはいえず、本件用途基準違反を推認ないし根拠付ける一般的外形的事実には当たらない。

(ウ) 控訴人の主張②及び③について

議員の政務活動は広範囲にわたるものであるから、多くの時間が政務活動に費やされ、多額の人件費が支出されることもあり得ることである。平成24年の法の改正により、政務活動費の交付対象の範囲が拡大したことも踏まえると、単に政務活動業務時間が多いことや人件費の支出が多額であることを指摘しても、それだけでは特別の事情を摘示するものとはいえず、本件用途基準違反を推認ないし根拠付ける一般的外形的事実には当たらない。

イ 各議員の個別の支出に関する主張事実について

(ア) 佐藤栄議員

5 控訴人は、同議員については、本件各実績表等がなく、収支報告書に添付されているものが領収書だけであって、具体的な政務活動業務の内容や時間等が明らかでないから、同議員の人件費に対する政務活動費の充当は全額違法であると主張する。

10 しかし、本件条例9条により会派の代表者が提出すべき収支報告書に添付すべき証拠書類としては、「領収書その他の証拠書類の写し」とだけ規定されており、本件マニュアルにおいても、収支報告書に添えて提出する証拠書類等としては、a 領収書(添付様式に貼付したもの)と、b 支払証明書との記載しかなく(甲8の6(1)ア(イ))、実績表等の添付が必ずしも要求されているものとは解されないうえ、同議員の雇用契約書(丙B2の1、2)によれば、同議員は単価1500円の時間給の職員を2名雇用しており、その業務内容はいずれも「政務調査補助」であり、領収書にも政務調査補助を目的とする臨時職員に支給した賃金である旨が記載されていることからすると、同議員に係る人件費の支出は、いずれも政務活動に専従する職員の勤務実績に基づく支出であると認めることができる。したがって、控訴人の上記主張は、特別の事情を摘示するものとはいえず、これらの支出が違法であると
20 は認められない。

(イ) 松井正一議員

25 控訴人は、同議員が雇用した職員の平成27年4月分の政務活動の時間は、同月12日に県議会選挙が行われたにもかかわらず、その前後を通じて合計239.5時間と突出して多いから、明らかに政務活動によるものとは考えられない旨主張する。

確かに、同職員の実績表等によれば、平成27年4月における同議

員が雇用する3名の職員の政務活動業務時間数は合計239.5時間（77.5時間+88.5時間+73.5時間）であり、他の月における業務時間数が合計81時間から162.5時間の範囲内にあるのに比べて突出して多いことは事実である。

5
しかし、同議員の雇用契約書（丙B3の1～3）によれば、同議員は単価800円の時間給の職員を3名雇用しているところ、その業務内容は、いずれも「政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成」であり、領収書にも政務調査補助を目的とする臨時職員に支給した賃金である旨が記載されていることからすると、同議員に係る人件費の
10
支出は、政務活動に専従する職員の勤務実績に基づく支出であると認められる。

そうすると、平成27年4月分における職員の勤務時間及び人件費が他の月に比して突出して多いとしても、そのことをもって直ちに同月分の人件費の支出及びこれに対する政務活動費の充当が違法である
15
といえるものではなく、控訴人の上記主張は、特別の事情を摘示するものとはいえず、本件用途基準違反を推認ないし根拠付ける一般的外形的事実には当たらない。

(ウ) 齊藤孝明議員

甲9-40によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動
20
費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書（丙B4の1、2）によれば、同議員は月5万円及び月10万円の固定給の職員を各1名雇用しているところ、同職員の業務内容はいずれも「政務活動業務補助」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、
25
一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超え

て政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

5 (エ) 加藤正一議員

甲9-40によれば、同議員は職員の人件費全てについて全額政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書(丙B5の1~3)によれば、同議員は単価1500円の時間給の職員を3名雇用しているところ、同職員の業務内容はいずれも「政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

15 (オ) 山田みやこ議員

甲9-40によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動費を充当しているところ、控訴人は、同議員については、本件各実績表等がなく、収支報告書に添付されているものが領収書だけであって、具体的な政務調査補助業務の内容や時間等が明らかでないから、全額違法な支出であると主張する。

25 しかし、上記アで説示のとおり、収支報告書に実績表等の添付が必ずしも要求されているものとは解されないうえ、同議員の雇用契約書

(丙B6)によれば、同議員は時間給(証拠書類の添付様式によれば単価1000円と認められる。)の職員を1名雇用しており、その業務内容は、「政務活動に対する事務補助」であり、領収書にも政務活動業務補助員に関する人件費である旨が記載されていることからすると、同議員に係る人件費の支出は、いずれも政務活動に専従する職員の勤務実績に基づく支出であると認められる。したがって、控訴人の上記主張は、特別の事情を摘示するものとはいえず、これらの支出が違法であるとは認められない。

(カ) 船山幸雄議員

甲9-40によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動費を充当している。しかし、同議員の雇用契約書(丙B7の1、2)によれば、同議員は月7万円及び月8万円の固定給の職員を各1名雇用しているところ、同職員の業務内容はいずれも「政務調査業務補助」であって、政務活動業務に専従する者であると解されるから、その人件費については全額政務活動費が充当できるものである。したがって、同議員の人件費について全額政務活動費を充当することについて、一応合理的な理由があるものといえるから、按分率50%を超えて政務活動費から支出したことが本件用途基準に違反しないことについては反証がされているものといえる。そのほか、同議員の上記人件費の支出が本件用途基準に適合しないものであることを認めるに足りる証拠はないから、これらの支出が違法であるとは認められない。

(キ) 平木ちさこ議員

甲9-40によれば、同議員は職員の人件費全額について政務活動費を充当しているところ、控訴人は、同議員については、平成27年8月分以外は実績表等がなく、収支報告書に添付されているものが領収書だけであって、具体的な政務調査補助業務の内容や時間等が明ら

かでないから、同月分以外は全額違法な支出であると主張する。

しかし、上記(ア)で説示のとおり、収支報告書に実績表等の添付が必ずしも要求されているものとは解されないうえ、同議員の雇用契約書(丙B9)によれば、同議員は月額4万円(交通費を含む)の固定給の職員を1名雇用しており、その業務内容は、「政務活動に係る補助及び関係書類の作成」であり、領収書にも政務活動の整理等を目的として職員に支給した給与である旨が記載されており、平成27年8月分の実績表に記載されている「政務活動の整理」といった業務内容とも合致していることからすると、同議員に係る人件費の支出は、政務活動に専従する職員の勤務実績に基づく支出であると認められる。したがって、控訴人の上記主張は、特別の事情を摘示するものとはいえず、これらの支出が違法であるとは認められない。

(ク) 民主市民クラブ(民主党・無所属クラブ)

控訴人は、民主市民クラブは、会派として、平成27年5月だけ集中して臨時のアルバイト職員を複数名雇用しているが、雇用契約書等の資料が提出されておらず、領収書の記載だけでは、真に政務活動に従事したのか不明であり、その必要性も不明であるから、同職員の人件費に対する政務活動費の支出は違法である旨主張する。

しかし、上記(ア)で説示のとおり、本件条例9条により会派の代表者が提出する収支報告書に添付すべき証拠書類としては、「領収書その他の証拠書類の写し」とだけ規定されており、本件マニュアルにおいても、収支報告書に雇用契約書を添付することが要求されているものとは解されない。そして、同会派に係る人件費の支出(甲9-40の通し番号17~22番)は、証拠書類の添付様式や領収書に「政務活動費の整理補助」「政務調査事務補助」とそれぞれ記載されていることからすれば、いずれも政務活動に専従する職員の勤務実績に基づく人件

費の支出であると認められるから、これらに対しては政務活動費が充
当できるものである。そうすると、控訴人の上記主張は、特別の事情
を摘示するものとはいえず、これらの支出が違法であるとは認められ
ない。」

5 (21) 原判決26頁4行目冒頭から同20行目末尾までを次のとおり改める。

「3 小括

10 以上によれば、とちぎ自民党は、162万8100円（若林和雄議員と
神谷幸伸議員の人件費につき按分割合2分の1を超える部分）を本件使用
基準に違反して違法に支出したものであるから、同金員につい
て、被控訴人の損失のもとに法律上の原因なく利益を受けたものと認めら
れる。控訴人は、上記人件費の支出について、とちぎ自民党は悪意の受益
者に当たると主張するが、とちぎ自民党又はその所属議員である若林和雄
議員及び神谷幸伸議員が悪意の受益者であることについて具体的主張は
なく、また、悪意の受益者であると認めるに足りる証拠はないから、不当
15 利得に係る民法所定の年5分の割合による利息の請求については認めら
れない。

したがって、控訴人の請求は、被控訴人に対し、とちぎ自民党に対して
上記金員を支払うよう請求することを求める限度で理由がある。」

20 第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は、とちぎ自民党に対し、162万8100円
を支払うよう請求することを求める限度で理由があるからこれを認容し、その
余は理由がないから棄却すべきところ、これと異なり控訴人の請求をすべて棄
却した原判決は一部失当であって、控訴人の本件控訴は一部理由があるから、
原判決を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

25 東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官

平田豊

裁判官

中久保朱美

裁判官

矢口俊哉

5

10

別紙 1

当事者目録

宇都宮市若松原三丁目14番2号 秋元照夫税理士事務所内

控 訴 人	市民オンブズパーソン	栃木
同 代 表 者 代 表	高 橋 信 正	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	若 狭 昌 稔	
	米 田 軍 平	
	田 中 徹 歩	
	大 木 一 俊	
	須 藤 博	
	川 上 淳	
	浅 木 一 希	
	小 西 誠 有	
	服 部 有 史	
	野 崎 嵩 史	
	石 田 弘 太 郎	

宇都宮市塙田1丁目1番20号

被 控 訴 人	栃 木 県 知 事 福 田 富 一
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	石 井 信 行
同 指 定 代 理 人	上 崎 桂 子
	杉 田 真 理 子
	菊 池 法 子

同所

被控訴人補助参加人

とちぎ自民党議員会

(以下「とちぎ自民党」という。)

同 代 表 者 会 長
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士
同 所

被 控 訴 人 補 助 参 加 人

同 代 表 者 代 表
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

三 森 文 徳
平 野 浩 視

民 主 市 民 ク ラ ブ
(以下「民主市民クラブ」という。)

山 田 み や こ
白 井 裕 己
白 井 秀 侑

以上

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	控分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張			
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証		
1	6004	甲9-21	1	阿部 博英	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給140,000円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集等	資料収集 文教・警察行政等	140,000	43,333	31%	43,333	丙A2	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円(1名(Aとする)、時給1100円(1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されている。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に専事してないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されないまま月によって100%が政務活動費とされている月もあり、現実政務活動業務の従事率があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証
2	6005	甲9-21	2	阿部 博英	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集	資料収集 文教・警察行政等	56,100	56,100	100%	56,100	丙A3	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円(1名(Aとする)、時給1100円(1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されている。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に専事してないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されないまま月によって100%が政務活動費とされている月もあり、現実政務活動業務の従事率があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	同上、丙A3。
3	6006	甲9-21	3	池田 忠	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	163,200	150,000	92%	150,000	丙A4	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。さらに7月のみ時給1000円で1名(Cとする)を雇用している。Aのみ根拠が示されないまま控分により一部減額された(ただし12月は控分なし)しているほか、控分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に専ら時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	同上、丙A4。
4	6007	甲9-21	4	亀田 清	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 国土整備行政等	300,000	92,857	31%	92,857	丙A5	所定8時間週休2日固定給30万円(1名を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されている。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、控分も明らかにされないまま一律1/2の控分がされている。ただし1月のみ政務活動の日数が月間勤務日数21日のうち13日としてさらに13/21の控分がされている。これによれば、従業員は勤務時間の半分、月61時間~77時間の時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	同上、丙A5。
5	6008	甲9-21	5	関谷 暢之	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 商工・経済企業行政等	32,000	32,000	100%	32,000	丙A6	時給1000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして控分せずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~81時間と及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかとされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	同上、丙A6。
6	6009	甲9-21	6	中島 宏	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	資料整理 県政経営行政等	180,000	57,272	32%	57,272	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されている。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、控分も明らかにされないまま一律1/2のほか11月を除きさらに控分されている。控分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかとされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	同上、丙A7。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証候	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張				
							従事員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証	
7	6010	甲9-21	7	中島 宏	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成	資料整理 県政経行政等	49,000	49,000	100%	49,000	丙A8	所定8時間週休2日固定給18万円(名Aとする)、時給1000円で1名(名Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされない等(1/2)のほかに1月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間(8時~18時)程度の時間を政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A8。
8	6011	甲9-21	8	横松 盛人	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる事務等	資料整理 県政経行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A9	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名を雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが3月のみ一部按分されている。しかしながら83~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A9。
9	6012	甲9-21	9	横松 盛人	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関わる事務補助及び資料整理	資料作成 県土整備行政	15,000	15,000	100%	15,000	丙A10	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名を雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが3月のみ一部按分されている。しかしながら83~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A10。
10	6013	甲9-21	10	阿部 勇一	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料整理 生活・保健福祉行政等	50,000	50,000	100%	50,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名を雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。
11	6014	甲9-21	11	阿部 勇一	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料整理 文教・警察行政等	50,000	50,000	100%	50,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名を雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。
12	6015	甲9-21	12	金子 裕	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 農林・環境行政等	49,500	49,500	100%	49,500	丙A13	時給900円、1日8時間月11~18日で1名を雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月55~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。
13	6016	甲9-21	13	佐藤 良	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	88,000	88,000	100%	88,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日で1名を雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月88~150時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。特に6月以降は一律150時間であり、特に疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A14。
14	6017	甲9-21	14	山形 修治	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料収集 商工・経済企業行政等	145,000	145,000	100%	145,000	丙A15	時給1000円、1名を雇用している。毎月137~194時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を超える月はマニュアル(甲Bp11)の上乗額(年間180万円)に合わせ15万円が充当額とされている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A15。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	投分	違法金額	契約書	被控訴人の主張				
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人らの主張		
15	6018	甲9-21	15	若林 和雄	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 商工・経済企業行政等	81,900	81,900	100%	81,900	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名を雇用しており(Aとする)、6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に就事したとして投分せずすべて政務活動に充当されているがAの6月と3月はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月81~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A16。
16	6019	甲9-21	16	岩崎 信	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係わる活動補助及び関係書類の作成	資料収集 文教・警察行政等	310,000	90,000	29%	90,000	丙A17	固定給31万円を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日連続勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることになる。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう投分されている。明らかに過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもつと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A17。
17	6020	甲9-21	17	小林 幹夫	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	資料作成 生活・保健福祉行政等	70,200	70,200	100%	70,200	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう投分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A18。
18	6021	甲9-21	18	小林 幹夫	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	54,000	54,000	100%	54,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう投分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。
19	6022	甲9-21	19	五月女 裕久彦	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 文教・警察行政等	132,000	132,000	100%	132,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円で2名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう投分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A20。
20	6023	甲9-21	20	花塚 隆志	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係わる調査補助及び書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	63,000	63,000	100%	63,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日で2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に就事したとしておりが、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額して充当されている。毎月126~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A21。
21	6024	甲9-21	21	花塚 隆志	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類の作成	資料収集 県政経営行政等	63,000	63,000	100%	63,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日で2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に就事したとしておりが、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額して充当されている。毎月126~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A22。
22	6025	甲9-21	22	三森 文徳	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補助	資料整理 県政経営行政等	80,000	80,000	100%	80,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で1名を雇用し、すべて政務活動補助に就事しているとされるが、月120~176時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A23。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	倍分	違法な額	契約書	被控訴人の主張			
							従事員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的形的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人らの主張	
23	6026	甲9-21	23	木村 好文	H27.4.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	現地調査 県土整備行政等	380,000	75,000	20%	75,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円1名を雇用しているが、1368時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにならざる。政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A24。
24	6027	甲9-21	24	高橋 文吉	H27.4.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 県政経営行政等	350,000	95,454	27%	95,454	丙A25	1日週休2日固定給35万円1名を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにならざる。政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A25。
25	6028	甲9-21	25	平池 秀光	H27.4.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料作成 県政経営行政等	300,000	90,000	30%	90,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円1名を雇用しており、専業とすると時間外手当を支払わず週48時間働かせることになる。176~208時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにならざる。政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A26。
26	6029	甲9-21	26	板橋 一好	H27.4.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	300,000	95,454	32%	95,454	丙A27	週休2日で日によって時間数は異なるが固定給30万円1名を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにならざる。政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A27。
27	6030	甲9-21	27	神林 秀治	H27.4.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類作成	資料整理 文教・警察行政等	56,000	56,000	100%	56,000	丙A28		同上。	同上。 尚、丙A28。
28	6031	甲9-21	28	吉羽 茂	H27.5.31	人	1	H27.5.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する事務作業	政務活動についての勉強会参加	2,400	2,400	100%	2,400	丙A29	1名を月1~15日2~30時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に勤務時間であった時間数が7月から30時間を超え、2月には50時間に達しており、何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A29。
29	6032	甲9-21	29	阿部 博美	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給140,000円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集等	資料収集 県土整備行政等	140,000	70,000	50%	70,000	丙A2	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円1名(Aとする)、時給1100円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されず5月以降は100%が政務活動費とされている月もあり按分により一部のみの計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A2。
30	6033	甲9-21	30	阿部 博美	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集	資料収集 県土整備行政等	90,200	80,000	89%	80,000	丙A3	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円1名(Aとする)、時給1100円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されず5月以降は100%が政務活動費とされている月もあり按分により一部のみの計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A3。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証英	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容		支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合特定)	雇用期間	給料	職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)						一般的外形的事実の提示について	反証		
31	6034	甲9-21	31 池田 忠	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	124,800	99,600	80%	99,600	丙A30	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された(ただし12月は按分なし)しているほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A30。	
32	6035	甲9-21	32 池田 忠	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料作成 県土整備行政等	50,400	50,400	100%	50,400	丙A31	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された(ただし12月は按分なし)しているほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A31。	
33	6036	甲9-21	33 亀田 清	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A5	所定7時間週休2日固定給30万円(1名)を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、根拠も明らかにされないまま一律1/2の按分がされている。ただし4月のみ政務活動の自数が月間勤務日数21日のうち13日として13/21の按分がされているに上れば、従業員は政務時間の半分、月6時間~7時間もの時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集等」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A5。	
34	6037	甲9-21	34 中島 宏	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	資料収集 生活・保健福祉行政等	180,000	86,000	48%	86,000	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほか11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされおらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A7。	
35	6038	甲9-21	35 中島 宏	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	64,000	64,000	100%	64,000	丙A8	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほか11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされおらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A8。	
36	6039	甲9-21	36 関谷 輔之	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 県土整備行政等	64,000	64,000	100%	64,000	丙A6	時給1000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は78~97時間と及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A6。	
37	6040	甲9-21	37 日向野 義幸	H27.5.31	人		1	H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料整理 県政経営行政等	210,000	105,000	50%	105,000	丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(で(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定時間週休2日固定給10万円(で(Cとする))である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても各月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A32。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	控分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証	
38	6041	甲9-21	38	日向野 義幸	H27.5.31	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給800円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 県政経行政等	18,400	18,400	100%	18,400	丙A33	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給17万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、控分補填も明らかでないまま一律1/2控分されたほかはさらに控分されている。控分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A33。
39	6042	甲9-21	39	横松 盛人	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる事務等	資料収集 県土整備行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A9	時給1000円で8時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部控分されている。しかしながら63~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A9。
40	6043	甲9-21	40	横松 盛人	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関わる事務補助及び資料整理	資料作成 生活・保健福祉行政等	15,000	15,000	100%	15,000	丙A10	時給1000円で8時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部控分されている。しかしながら63~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A10。
41	6044	甲9-21	41	阿部 秀一	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料収集 文教・警察行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。
42	6045	甲9-21	42	阿部 秀一	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	現地調査 県土整備行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。
43	6046	甲9-21	43	金子 裕	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 商工・経済企業行政等	75,600	75,600	100%	75,600	丙A13	時給900円、1日5時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月55~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。
44	6047	甲9-21	44	佐藤 良	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 文教・警察行政等	144,000	144,000	100%	144,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月88~150時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。特に6月以降は一律150時間であり、特に疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A14。
45	6048	甲9-21	45	山形 修治	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料整理 生活・保健福祉行政等	159,000	150,000	94%	150,000	丙A15	時給1000円、1名雇用している。毎月137~184時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を超える月はマニュアル(甲9b11)の上限額(年間180万円)に合わせた15万円が充当されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A15。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	適法な額	契約書	被控訴人の主張			
							従事員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人らの主張	
46	6049	甲9-21	46 若林 和雄	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 文教・警察行政等	113,400	113,400	100%	113,400	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているがAの6月と3月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月81~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。尚、丙A16。
47	6050	甲9-21	47. 五十嵐 清	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助	資料整理 生活・保健福祉行政等	96,000	96,000	100%	96,000	丙A34	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で98時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。尚、丙A34。
48	6051	甲9-21	48 五十嵐 清	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 農林・環境行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A35	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で98時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。尚、丙A35。
49	6052	甲9-21	49 岩崎 信	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係わる活動補助及び関係書類の作成	資料収集 農土整備行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日20日連続勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることになる。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計16万円になるよう按分されている。明らかに過剰な給与と考えられる。他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。尚、丙A17。
50	6053	甲9-21	50 小林 幹夫	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	現地調査 農林・環境行政等	63,000	63,000	100%	63,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、6月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。尚、丙A19。
51	6054	甲9-21	51 小林 幹夫	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	資料整理 県政経営行政等	97,200	87,000	90%	87,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、6月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。尚、丙A18。
52	6055	甲9-21	52 五月女 裕久彦	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 商工・経済企業行政等	158,400	150,000	95%	150,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1,100円で1名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。尚、丙A20。
53	6056	甲9-21	53 花塚 隆志	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係わる調査補助及び書類の作成	現地調査 県政経営行政等	128,000	102,000	80%	102,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日で2名雇用しており(A・Bとする)。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されず、4月を除きマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月126~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。尚、丙A21。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証状	ページ	氏名	年月日	経費(使途)	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	選法金額	契約書	被控訴人の主張			
						従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的形的事業の提示(請求原因)	一般的形的事業の提示について	反証
54	6057	甲9-21	54 花塚 隆志	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類の作成	資料整理 県政経営行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日で2名雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされており、4月を除きマニュアル(甲Bp1)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月168~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A22。
55	6058	甲9-21	55 早川 尚秀	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	現地調査 県土整備行政等	20,000	20,000	100%	20,000	丙A36	5月から時給1000円で1名を雇用し、政務活動補助業務に従事しているが、12月までは20~25時間程度であり、議員個人の雇用する従業員が政務活動補助に従事する時間としてはこの程度で足りると考えられる。ただし、1月以降毎月30日は48時間となっているが、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A36。
56	6059	甲9-21	56 神谷 幸伸	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料収集 文教・警察行政等	136,800	136,800	100%	136,800	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で1名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるが、按分されず、マニュアル(甲Bp1)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A37。
57	6060	甲9-21	57 蝶良 昭人	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	172,800	150,000	87%	150,000	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして扱われるが、月120~176時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A38。
58	6061	甲9-21	58 三森 文徳	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料整理 生活・保健福祉行政等	111,000	111,000	100%	111,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で1名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされるが、月120~176時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A23。
59	6062	甲9-21	59 石坂 真一	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	28,800	28,800	100%	28,800	丙A39	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲Bp1)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間あるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A39。
60	6063	甲9-21	60 石坂 真一	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 県土整備行政等	34,200	34,200	100%	34,200	丙A40	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲Bp1)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間あるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A40。
61	6064	甲9-21	61 石坂 真一	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料整理 県土整備行政等	35,100	35,100	100%	35,100	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲Bp1)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間あるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A41。



・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容		支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容								一般的形的事実の提示(請求原因)	一般的形的事実の提示について	反証
62	6065	甲9-21	62	石坂 真一	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料整理 文教・警察行政等	32,400	32,400	100%	32,400	丙A42	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとき、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A42。
63	6066	甲9-21	63	木村 好文	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	資料整理 文教・警察行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円が1名を雇用しているが、136時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上、 尚、丙A24。
64	6067	甲9-21	64	高橋 文吉	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 県政経営行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円が1名を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A25。
65	6068	甲9-21	65	平池 秀光	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 農林・環境行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円が1名を雇用しており、専業とすると時間外手当すら支払わず48時間働かせることになる。178~208時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上、 尚、丙A26。
66	6069	甲9-21	66	板橋 一好	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 文教・警察行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日によって時間数は異なるが固定給30万円が1名を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A27。
67	6070	甲9-21	67	増山 敬之	H27.6.30	人		1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	57,600	57,600	100%	57,600	丙A43	1名を月11~13日48~82時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。何故それだけの時間を政務活動業務補助のために要したのか疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A43。
68	6071	甲9-21	68	吉羽 茂	H27.6.30	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する事務作業	資料作成 政務活動報告資料作成	7,200	7,200	100%	7,200	丙A29	1名を月1~15日2~50時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に数時間であった時間数が7月から30時間を超え、2月には50時間に達しており、何故それだけの時間を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A29。
69	6072	甲9-21	69	阿部 博英	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給140,000円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集等	資料整理 生活・保健福祉行政等	140,000	70,000	50%	70,000	丙A2	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円が1名(Aとする)時給1100円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務時間数に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されず毎月によって100%が政務活動費とされている月もあれば按分により一部のみ計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A2。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	控分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証
70	6073	甲9-21	70 阿部 博美	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集	資料整理 生活・保健福祉行政等	97,900	80,000	82%	80,000	丙A3	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円1名(Aとする)、時給1100円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に就していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されないまま月に100%が政務活動費とされている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A3。
71	6074	甲9-21	71 池田 忠	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	110,400	81,600	74%	81,600	丙A30	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま控分により一部減額された12月は控分なしとしているほか、控分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A30。
72	6075	甲9-21	72 池田 忠	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料整理 県土整備行政等	68,400	68,400	100%	68,400	丙A31	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま控分により一部減額された12月は控分なしとしているほか、控分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A31。
73	6076	甲9-21	73 亀田 清	H27.6.30	人		1	H27.6.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	所定7時間週休2日固定給30万円1名を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、根拠も明らかにされないまま一律1/2の控分がされている。ただし4月のみ政務活動の日数が月間勤務日数21日のうち19日だとされている。これによれば、従業員は政務活動の半分、月6時間~7時間間の時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A44。
74	6077	甲9-21	74 中島 宏	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	資料整理 県政経営行政等	180,000	73,000	41%	73,000	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、控分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほか11月を除きさらに控分されている。控分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が「政務活動」に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A7。
75	6078	甲9-21	75 中島 宏	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成	資料収集 商工・経済企業行政等	77,000	77,000	100%	77,000	丙A8	所定8時間週休2日固定給18万円1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、控分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほか11月を除きさらに控分されている。控分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が「政務活動」に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A8。
76	6079	甲9-21	76 関谷 暢之	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 農林・環境行政等	56,000	56,000	100%	56,000	丙A6	時給1000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A6。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証照	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容		支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合)	雇用期間	給料	職務内容	実績表上の記載内容						充当額	一般的形的事実の提示(請求原因)	一般的形的事実の提示について	反証
77	6080	甲9-21	77	日向野 義幸	H27.6.30	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給800円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料作成 文教・警察行政等	108,000	108,000	100%	108,000	丙A33	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円で(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定5時間週休2日固定給10万円で(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分補償も明らかにされないまま一律1/2按分されたばかりはともに按分されている。按分を考慮して2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。
78	6081	甲9-21	78	日向野 義幸	H27.6.30	人		1	H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 農林・環境行政等	210,000	42,000	20%	42,000	丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円で(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定5時間週休2日固定給10万円で(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分補償も明らかにされないまま一律1/2按分されたばかりはともに按分されている。按分を考慮して2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
79	6082	甲9-21	79	横松 盛人	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる事務等	資料整理 生活・保健福祉行政等	78,000	78,000	100%	78,000	丙A9	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1日程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが3月のみ一部按分されている。しかしながら63~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A9。
80	6083	甲9-21	80	横松 盛人	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関わる事務補助及び資料整理	資料作成 文教・警察行政等	25,000	25,000	100%	25,000	丙A10	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1日程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが3月のみ一部按分されている。しかしながら63~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A10。
81	6084	甲9-21	81	阿部 寿一	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料収集 文教・警察行政等	70,000	70,000	100%	70,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。
82	6085	甲9-21	82	阿部 寿一	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	70,000	70,000	100%	70,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。
83	6086	甲9-21	83	金子 裕	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 県政経営行政等	81,000	81,000	100%	81,000	丙A13	時給900円、1日5時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月55~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費(使途)	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張	
						従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容							一般的形的事実の提示(請求原因)	一般的形的事実の提示について	反証	
84	6087	甲9-21	84 佐藤 良	H27.6.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	150,000	150,000	100%	150,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に從事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月99~150時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。特に6月以降は一律150時間であり、特に疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A14。	
85	6088	甲9-21	85 山形 修治	H27.5.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料収集 農林・環境行政等	176,000	150,000	85%	150,000	丙A15	時給1000円、で1名雇用している。毎月137~184時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。毎月15万円を超える月はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間100万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A15。	
86	6089	甲9-21	86 若林 和雄	H27.6.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 生活・保健福祉行政等	138,600	124,800	90%	124,800	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)、6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に從事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが6月と3月はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間100万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A16。	
87	6090	甲9-21	87 若林 和雄	H27.6.30	人	1	H27.4.1~H28.3.32	時給900円	一般事務及び運転	資料整理 県政経営行政等	25,200	25,200	100%	25,200	丙A45	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)、6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に從事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが6月と3月はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間100万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A45。	
88	6091	甲9-21	88 五十嵐 清	H27.6.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助	資料整理 県土整備行政等	96,000	96,000	100%	96,000	丙A34	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に從事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A34。	
89	6092	甲9-21	89 五十嵐 清	H27.6.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A35	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に從事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A35。	
90	6093	甲9-21	90 岩崎 信	H27.6.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係る活動補助及び関係書類の作成	資料収集 県政経営行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円(1名)を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日20日連続勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることによる。政務活動以外の業務への従事も予定されていること、実績表に勤務時間等の記載はあるが政務活動業務補助の記載がなく、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間100万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。明らかに過剰な計上と考えられ、他の業務に從事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A17。	
91	6094	甲9-21	91 小林 幹夫	H27.6.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 商工・経済企業行政等	63,000	63,000	100%	63,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間100万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A19。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について
92	6095	甲9-21	92 小林 幹夫	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 県政経営行政等	108,000	87,000	81%	87,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月12日時間、5月以降は171~180時間、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A18。
93	6096	甲9-21	93 五月女 裕久彦	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 農林・環境行政等	193,600	150,000	77%	150,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円を1名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A20。
94	6097	甲9-21	94 花塚 隆志	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	96,000	70,000	73%	70,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日で2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされており、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月126~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A21。
95	6098	甲9-21	95 花塚 隆志	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類の作成	資料収集 県政経営行政等	80,000	80,000	100%	80,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日で2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされており、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月126~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A22。
96	6099	甲9-21	96 早川 尚秀	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	現地調査 農林・環境行政等	20,000	20,000	100%	20,000	丙A36	5月から時給1000円を1名を雇用し、政務活動補助業務に従事させているが、12月までは20~26時間程度であり、議員個人の雇用する従業員が政務活動補助に従事する時間としてはこの程度で足りると思われる。ただし、1月以降増えて3月は45時間となっているが、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A36。
97	6100	甲9-21	97 神谷 幸伸	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料収集 商工・経済企業行政等	158,400	150,000	95%	150,000	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で1名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるが、按分せず、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A37。
98	6101	甲9-21	98 楳原 昭人	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県政経営行政等	181,200	150,000	83%	150,000	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A38。
99	6102	甲9-21	99 三森 文徳	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料収集 文政・警察行政等	135,000	135,000	100%	135,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で1名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、月120~176時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A23。
100	6103	甲9-21	100 石坂 真一	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	34,200	34,200	100%	34,200	丙A39	5月から時給900円を月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ48時間であるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A39。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張		
							従事員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人の主張
101	6104	甲9-21	101 石坂 真一	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 生活・保健福祉行政等	27,000	27,000	100%	27,000	丙A40	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ48時間であるのは月112~176時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A40。
102	6105	甲9-21	102 石坂 真一	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料整理 県土整備行政等	36,900	36,900	100%	36,900	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ48時間であるのは月112~176時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A41。
103	6106	甲9-21	103 木村 好文	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	資料整理 県土整備行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円を1名を雇用しているが、136時間~188時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。 尚、丙A24。
104	6107	甲9-21	104 高橋 文吉	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 県土整備行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円を1名を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A25。
105	6108	甲9-21	105 平池 秀光	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料作成 文教・警察行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円を1名を雇用しており、事実とすると時間外手当を支払わず48時間働かせることになる。176~208時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。 尚、丙A26。
106	6109	甲9-21	106 桜橋 一好	H27.6.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 文教・警察行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日によって時間数は異なるが固定給30万円を1名を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A27。
107	6110	甲9-21	107 増山 敬之	H27.7.31	人		1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	80,400	80,400	100%	80,400	丙A43	1名を月11~13日48時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円/時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要したのか疑いがある。	同上。 尚、丙A43。
108	6111	甲9-21	108 吉羽 茂	H27.7.31	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する事務作業	資料整理 文教・警察行政等	36,600	36,600	100%	36,600	丙A29	1名を月11~15日2~50時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円/時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に勤務時間であった時間数が7月から30時間を超え、2月には50時間を超えており、何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。 尚、丙A29。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張				
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証	
109	6112	甲9-21	109 阿部 博美	H27.7.31	人			1	H27.4.1~H28.3.31	月給140,000円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集等	資料収集 生活・保健福祉行政等	140,000	70,000	50%	70,000	丙A2	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円(1名(Aとする)、時給1100円で1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に就していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されない経費月によって100%が政務活動費とされている月もあれば按分により一部のみ計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A2。
110	6113	甲9-21	110 阿部 博美	H27.7.31	人			1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集	資料収集 生活・保健福祉行政等	104,500	80,000	77%	80,000	丙A3	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円(1名(Aとする)、時給1100円で1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に就していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されない経費月によって100%が政務活動費とされている月もあれば按分により一部のみ計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A3。
111	6114	甲9-21	111 池田 忠	H27.7.31	人			1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	80,400	74,500	93%	74,500	丙A31	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された12月は按分なしというほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A31。
112	6115	甲9-21	112 池田 忠	H27.7.31	人			1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	現地調査 農土整備行政等	45,500	45,500	100%	45,500	丙A46	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された12月は按分なしというほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A46。
113	6116	甲9-21	113 池田 忠	H27.7.31	人			1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 農土整備行政等	30,000	30,000	100%	30,000	丙A4	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された12月は按分なしというほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A4。
114	6117	甲9-21	114 亀田 清	H27.7.31	人			1	H27.6.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	所定7時間週休2日固定給30万円1名を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、従事も明らかにされないまま一律1/2の按分がされている。ただし4月の政務活動の日数が月間勤務日数21日のうち13日だとすると13/21の按分がされている。これによれば、従業員は就労時間の半分、月6時間~7時間もの時間を政務活動に費やしていることになるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集等」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A44。
115	6118	甲9-21	115 関谷 鶴之	H27.7.31	人			1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 農林・環境行政等	56,000	56,000	100%	56,000	丙A6	時給1000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分せず政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は18~19時間と及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A6。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	投分	違法な額	契約書	控訴人の主張			
							従事員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
116	6119	甲9-21	116 中島 宏	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	資料収集 商工・経済企業行政等	180,000	88,000	49%	88,000	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほかに11月を除き完全に按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A7。
117	6120	甲9-21	117 中島 宏	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	62,000	62,000	100%	62,000	丙A8	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほかに11月を除き完全に按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A8。
118	6121	甲9-21	118 日向野 義幸	H27.7.31	人		1	H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 文教・警察行政等	210,000	31,200	15%	31,200	丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円で(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円で(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
119	6122	甲9-21	119 日向野 義幸	H27.7.31	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給800円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 文教・警察行政等	118,800	118,800	100%	118,800	丙A33	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円で(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円で(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。
120	6123	甲9-21	120 横松 盛人	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる事務等	資料整理 県土整備行政等	78,000	78,000	100%	78,000	丙A9	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名を雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部按分されている。しかしながら63~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A9。
121	6124	甲9-21	121 横松 盛人	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関わる事務補助及び資料整理	資料作成 県土整備行政	15,000	15,000	100%	15,000	丙A10	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名を雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部按分されている。しかしながら63~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A10。
122	6125	甲9-21	122 阿部 寿一	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	70,000	70,000	100%	70,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容			支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張	
							従業員数(複数の場合特定)	雇用期間	給料	職務内容	実績表上の記載内容	一般的形的事実の提示(請求原因)						一般的形的事実の提示について	反証
123	6126	甲9-21	123	阿部 寿一	H27.7.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	現地調査 文教・警察行政等	70,000	70,000	100%	70,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。
124	6127	甲9-21	124	金子 裕	H27.7.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 農林・環境行政等	79,200	79,200	100%	79,200	丙A13	時給900円、1日5時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月55~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。
125	6128	甲9-21	125	佐藤 良	H27.7.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	150,000	150,000	100%	150,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月88~150時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。特に月以降は一律50時間であり、特に疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A14。
126	6129	甲9-21	126	山形 修治	H27.7.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料収集 生活・保健福祉行政等	184,000	150,000	82%	150,000	丙A15	時給1000円、で1名雇用している。毎月137~184時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を越える月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ15万円が充当額とされている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A15。
127	6130	甲9-21	127	若林 和雄	H27.7.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 県土整備行政等	138,600	138,600	100%	138,600	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているがAの6月と3月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A16。
128	6131	甲9-21	128	五十嵐 清	H27.7.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助	資料整理 文教・警察行政等	96,000	96,000	100%	96,000	丙A34	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で6時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A34。
129	6132	甲9-21	129	五十嵐 清	H27.7.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 県政経営行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A35	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で6時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A35。
130	6133	甲9-21	130	岩崎 信	H27.7.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係る活動補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日の日連税勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることによる。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。明らかに過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合ももっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A17。

・月単位の給与の支払日は対前月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容			支出金額	充当額	配分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合) は特定)	雇用期間	給料	職務内容									一般的的事実の提示(請求原因)	一般的的事実の提示について	反証
131	6134	甲9-21	131	小林 幹夫	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県政経営行政等	97,200	81,000	83%	81,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。	
132	6135	甲9-21	132	小林 幹夫	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	69,000	69,000	100%	69,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A18。	
133	6136	甲9-21	133	五月女 裕久彦	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 生活・保健福祉行政等	193,600	150,000	77%	150,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円で1名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A20。	
134	6137	甲9-21	134	花塚 陸志	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	112,000	86,000	77%	86,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされておりが、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A21。	
135	6138	甲9-21	135	花塚 陸志	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	64,000	64,000	100%	64,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされておりが、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A22。	
136	6139	甲9-21	136	早川 尚秀	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	現地調査 県土整備行政等	25,000	25,000	100%	25,000	丙A36	5月から時給1000円で1名を雇用し、政務活動補助業務に従事しているが、12月までは20~25時間程度であり、議員個人の雇用する従業員が政務活動補助に従事する時間としてはこの程度で足りると考えられる。ただし、1月以降増え3月は45時間となっているが、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A36。	
137	6140	甲9-21	137	神谷 幸伸	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料収集 商工・経済企業行政等	151,200	150,000	99%	150,000	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で1名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるが、按分せず、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A37。	
138	6141	甲9-21	138	蝶良 昭人	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	75,600	74,400	98%	74,400	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。ただし、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A38。	
139	6142	甲9-21	139	蝶良 昭人	H27.7.31	人		1	H27.7.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助	資料収集 県土整備行政等	75,600	75,600	100%	75,600	丙A47	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。ただし、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A47。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証照	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	採分	違法金額	契約書	被採入者の主張				
							従業員数(複数の場合) は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的形的事実の提示(請求原因)	一般的形的事実の提示について	反証	
140	6143	甲9-21	140	三森 文徳	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料収集 生活・保健福祉行政等	108,000	108,000	100%	108,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で1名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされるが、月20~176時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A23。
141	6144	甲9-21	141	石坂 真一	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	39,600	39,600	100%	39,600	丙A39	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるのか、何ら明らかにされておらず、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A39。
142	6145	甲9-21	142	石坂 真一	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 県政経営行政等	43,200	43,200	100%	43,200	丙A40	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるのか、何ら明らかにされておらず、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
143	6146	甲9-21	143	石坂 真一	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 商工・経済企業行政等	57,600	57,600	100%	57,600	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるのか、何ら明らかにされておらず、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。
144	6147	甲9-21	144	木村 好文	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	360,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円1名を雇用しているが、136時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、採分で一律2分の1にしているがなおマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A24。
145	6148	甲9-21	145	高橋 文吉	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 県政経営行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円1名を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、採分で一律2分の1にしているがなおマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A25。
146	6149	甲9-21	146	平池 秀光	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円1名を雇用しており、専業とする時間外手当を支払わず週48時間働かせることになる。176~208時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、採分で一律2分の1にしているがなおマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A26。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容			支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容	実績表上の記載内容	支出金額						充当額	按分	違法な額	一般的形的事実の提示(請求原因)
147	6150	甲9-21	147	板橋 一好	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日によって時間数は異なるが固定給30万円(1名を雇用している。月140~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしてマニュアル(甲6p11)の上上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	尚、丙A27。
148	6151	甲9-21	148	増山 敬之	H27.8.31	人		1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	86,400	86,400	100%	86,400	丙A43	1名を月11~13日48~92時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要したのか疑いがある。	同上。	同上。	尚、丙A43。
149	6152	甲9-21	149	吉羽 茂	H27.8.31	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する事務作業	資料整理 県政経営行政等	36,000	36,000	100%	36,000	丙A29	1名を月11~15日27~50時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に政務活動であった時間数から30時間を減らし、2月には50時間に達しており、何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。	同上。	尚、丙A29。
150	6153	甲9-21	150	阿部 博美	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給140,000円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集等	資料収集 県土整備行政等	140,000	70,000	50%	70,000	丙A2	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円(1名(Aとする)、時給1100円(1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されないまま月によって100%が政務活動費とされている月もあり、按分により一部のみに計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	尚、丙A2。
151	6154	甲9-21	151	阿部 博美	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集	資料収集 県土整備行政等	101,200	80,000	79%	80,000	丙A3	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円(1名(Aとする)、時給1100円(1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されないまま月によって100%が政務活動費とされている月もあり、按分により一部のみに計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	尚、丙A3。
152	6155	甲9-21	152	池田 忠	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	96,000	64,800	68%	64,800	丙A30	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)を雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された12月は按分なしとしているほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	尚、丙A30。
153	6156	甲9-21	153	池田 忠	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料整理 県土整備行政等	85,200	85,200	100%	85,200	丙A31	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)を雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された12月は按分なしとしているほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	尚、丙A31。
154	6157	甲9-21	154	亀田 清	H27.8.31	人		1	H27.6.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料作成 生活・保健福祉行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	所定7時間週休2日固定給30万円(1名を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、根拠も明らかにされないまま一律1/2の按分がされている。ただし4月のみ政務活動の日数が月間勤務日数21日のうち13日だとしてさらに13/21の按分がされている。これによれば、従業員は勤務時間の半分、月8時間~7時間の時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。	尚、丙A44。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証
155	6158	甲9-21	155 関谷 暢之	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A6	時給10000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動業務に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A6。
156	6159	甲9-21	156 中島 宏	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	資料作成 県政経営行政等	180,000	86,000	48%	86,000	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほかに11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A7。
157	6160	甲9-21	157 中島 宏	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成	資料収集 県土整備行政等	64,000	64,000	100%	64,000	丙A8	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほかに11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A8。
158	6161	甲9-21	158 日向野 義幸	H27.8.31	人		1	H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 商工・経済企業行政等	210,000	54,800	26%	54,800	丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(とAとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(とCとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A40。
159	6162	甲9-21	159 日向野 義幸	H27.8.31	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給800円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 県政経営行政等	95,200	95,200	100%	95,200	丙A33	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(とAとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(とCとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A41。
160	6163	甲9-21	160 横松 盛人	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる事務等	資料整理 県土整備行政等	72,000	72,000	100%	72,000	丙A9	時給1000円で8時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただ3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動業務に充当されているが9月のみ一部按分されている。しかしながら63~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A9。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証書	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実態表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張			
							従業員数(複数の場合 は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的形的事実の提示(請求原因)	一般的形的事実の提示について	反証
161	6164	甲9-21	161 横松 盛人	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関わる事務補助及び資料整理	資料作成 県政経営行政等	25,000	25,000	100%	25,000	丙A10	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみのみである。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月60~112時間に及んでおり、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A10。
162	6165	甲9-21	162 阿部 勇一	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	現地調査 生活・保健福祉行政等	70,000	70,000	100%	70,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。
163	6166	甲9-21	163 阿部 勇一	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料収集 文教・警察行政等	70,000	70,000	100%	70,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。
164	6167	甲9-21	164 金子 裕	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 県政経営行政等	74,700	74,700	100%	74,700	丙A13	時給900円、1日5時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月55~97時間に及んでおり、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。
165	6168	甲9-21	165 佐藤 良	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	150,000	150,000	100%	150,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月88~150時間に及んでおり、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。特に6月は既に一律150時間であり、特に疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A14。
166	6169	甲9-21	166 山形 修治	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料収集 農林・環境行政等	151,000	150,000	99%	150,000	丙A15	時給1000円、で1名雇用している。毎月137~184時間に及んでおり、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を超える月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ15万円が充当額とされている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A15。
167	6170	甲9-21	167 若林 和雄	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 県政経営行政等	119,700	119,700	100%	119,700	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが6月と3月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A16。
168	6171	甲9-21	168 若林 和雄	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.32	時給900円	一般事務及び運転	資料整理 県政経営行政	12,600	12,600	100%	12,600	丙A45	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが6月と3月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A45。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証照	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張				
							従業員数(複数の場合)は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の指示(請求原因)	被控訴人・補助参加人の主張		
169	6172	甲9-21	169	五十嵐 清	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助	資料整理 県土整備行政等	88,000	88,000	100%	88,000	丙A34	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で98時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A34。
170	6173	甲9-21	170	五十嵐 清	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 農林・環境行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A35	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で98時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A35。
171	6174	甲9-21	171	岩崎 信	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係わる活動補助及び関係書類の作成	資料収集 文教・警察行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日20日連続勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることになる。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、マニュアル(甲9p11)の上限額(年額100万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されている。明らかに過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A17。
172	6175	甲9-21	172	小林 幹夫	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	91,800	90,000	98%	90,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年額180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。
173	6176	甲9-21	173	小林 幹夫	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	現地調査 農林・環境行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年額180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A18。
174	6177	甲9-21	174	五月女 裕久彦	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 県政経営行政等	184,800	150,000	81%	150,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円で1名を雇用しているが、月120~178時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるがマニュアル(甲9p11)の上限額(年額180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A20。
175	6178	甲9-21	175	花塚 隆志	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係わる調査補助及び書類の作成	資料収集 県土整備行政等	104,000	78,000	75%	78,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日で2名雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされており、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年額180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A21。
176	6179	甲9-21	176	花塚 隆志	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係わる活動補助及び書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	72,000	72,000	100%	72,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日で2名雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされており、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年額180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A22。
177	6180	甲9-21	177	早川 尚秀	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	現地調査 県土整備行政等	20,000	20,000	100%	20,000	丙A36	5月から時給1000円で1名を雇用し、政務活動補助業務に従事させているが、12月までは20~25時間程度であり、議員個人の雇用する従業者が政務活動補助に従事する時間としてはこの程度で足りると思われる。ただし、1月以降増え3月は65時間となっているが、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A36。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被控訴人の主張			
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証
178	6181	甲9-21	178 神谷 幸伸	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料整理 商工・経済企業行政等	151,200	150,000	99%	150,000	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるが、按分せず、マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A37。
179	6182	甲9-21	179 蝶良 昭人	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	75,600	74,400	98%	74,400	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(日とする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A38。
180	6183	甲9-21	180 蝶良 昭人	H27.8.31	人		1	H27.7.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助	資料収集 商工・経済企業行政等	75,600	75,600	100%	75,600	丙A47	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(日とする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A47。
181	6184	甲9-21	181 三森 文徳	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料整理 農林・環境行政等	94,000	94,000	100%	94,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされるが、月120~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A23。
182	6185	甲9-21	182 高橋 文吉	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 商工・経済企業行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円を1名を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間等の記載はあるが政務活動業務時間の記載なく、按分して22分の1にしているがおまマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A25。
183	6186	甲9-21	183 石坂 真一	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	35,100	35,100	100%	35,100	丙A39	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるが月112~175時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A39。
184	6187	甲9-21	184 石坂 真一	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料整理 商工・経済企業行政等	39,600	39,600	100%	39,600	丙A40	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるが月112~175時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
185	6188	甲9-21	185 石坂 真一	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	59,400	59,400	100%	59,400	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるが月112~175時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)		一般的外形的事実の提示について
186	6189	甲9-21	186 木村 好文	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	資料収集 県土整備行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円を1名を雇用しているが、136時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分(一律2分の1)にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上、 尚、丙A24。
187	6190	甲9-21	187 平池 秀光	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 農林・環境行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A26	1日週休2日固定給38万円を1名を雇用しているが、136時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分(一律2分の1)にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上、 尚、丙A26。
188	6191	甲9-21	188 坂橋 一好	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 文教・警察行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日によって時間数は異なるが固定給30万円を1名を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分(一律2分の1)にしているがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A27。
189	6192	甲9-21	189 増山 敬之	H27.9.30	人		1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料収集 生活・保健福祉行政等	79,200	79,200	100%	79,200	丙A43	1名を月11~13日48時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要したのか疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A43。
190	6193	甲9-21	190 吉羽 彦	H27.9.30	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する事務作業	資料整理 県土整備行政等	42,000	42,000	100%	42,000	丙A29	1名を月11~15日250時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に数時間であった時間数が7月から30時間を超え、2月には50時間1に達しており、何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A29。
191	6194	甲9-21	191 阿部 博美	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給140,000円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集等	資料収集 生活・保健福祉行政等	140,000	70,000	50%	70,000	丙A2	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円を1名(Aとする)、時給1100円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも掲載が何ら示されない状態で100%が政務活動費とされている月もあれば按分により一部のみ計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A2。
192	6195	甲9-21	192 阿部 博美	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集	資料収集 生活・保健福祉行政等	97,900	80,000	82%	80,000	丙A3	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円を1名(Aとする)、時給1100円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも掲載が何ら示されない状態で100%が政務活動費とされている月もあれば按分により一部のみ計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A3。
193	6196	甲9-21	193 池田 忠	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	93,600	82,800	88%	82,800	丙A30	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ掲載が示されないまま按分により一部掲載されている月もあれば按分なしの月も掲載されている。また、毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、 尚、丙A30。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証照	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被訴人の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	被訴人・補助参加人らの主張
194	6197	甲9-21	194	池田 忠	H27.9.30	人									丙A31	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ雇役が示れないまま按分により一部減額された(ただし12月は按分なし)しているほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A31。
195	6198	甲9-21	195	亀田 清	H27.9.30	人									丙A44	所定7時間週休2日固定給30万円1名を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、権限も明らかにされないまま一律1/2の按分がされている。ただし4月のみ政務活動の人数が月間勤務人数21名のうち13名に上り、13/21の按分がされている。これによれば、従業員は政務時間の半分、月61時間～77時間の時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集等」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A44。
196	6199	甲9-21	196	関谷 暢之	H27.9.30	人									丙A6	時給10000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。しかも10月以降は7時～9時時間に入っており、何故それだけの時間増えのかわからず明らかに政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A6。
197	6200	甲9-21	197	中島 宏	H27.9.30	人									丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分権限も明らかでないまま一律1/2のほか11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超～150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A7。
198	6201	甲9-21	198	中島 宏	H27.9.30	人									丙A8	所定8時間週休2日固定給18万円1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分権限も明らかでないまま一律1/2のほか11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超～150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A8。
199	6202	甲9-21	199	日向野 義幸	H27.9.30	人									丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から5月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分権限も明らかでないまま一律1/2の按分がされている。按分を考慮しても2名で月100時間超～170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにならず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民民主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	依頼人の主張		被依頼人・補助参加人の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証	
200	6203	甲9-21	200	日向野 義幸	H27.9.30	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給800円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	100,000	100,000	100%	100,000	丙A33	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(とAとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円(とBとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(とCとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分補償も明らかにならずに一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても各月で月100時間程~100時間程の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何から明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。
201	6204	甲9-21	201	横松 盛人	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる事務等	資料整理 農林・環境行政等	66,000	66,000	100%	66,000	丙A9	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが3月のみ一部按分されている。しかしながら63~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何から明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A9。
202	6205	甲9-21	202	横松 盛人	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関わる事務補助及び資料整理	資料作成 県土整備行政等	15,000	15,000	100%	15,000	丙A10	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが3月のみ一部按分されている。しかしながら63~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何から明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A10。
203	6206	甲9-21	203	阿部 寿一	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	70,000	70,000	100%	70,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何から明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。
204	6207	甲9-21	204	阿部 寿一	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	現地調査 文教・警察行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何から明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。
205	6208	甲9-21	205	金子 裕	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 県政経営行政等	72,900	72,900	100%	72,900	丙A13	時給900円、1日8時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月65~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何から明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。
206	6209	甲9-21	206	佐藤 良	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	150,000	150,000	100%	150,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月88~150時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何から明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。特に6月に隣は一律150時間であり、特に疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A14。
207	6210	甲9-21	207	山形 修治	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料収集 農林・環境行政等	147,000	147,000	100%	147,000	丙A15	時給1000円、1日1名雇用している。毎月137~184時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何から明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を超過する月が複数あり(甲9月11)の上限額(年間180万円)に合わせ15万円が充当されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A15。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証票	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張		
							従業員数(複数の場合特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証	
208	6211	甲9-21	208	若林 和雄	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 生活・保健福祉行政等	119,700	119,700	100%	119,700	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているがAの6月と3月はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月31~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A16。
209	6212	甲9-21	209	若林 和雄	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.32	時給900円	一般事務及び運転	資料整理 県土整備行政	18,900	18,900	100%	18,900	丙A45	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているがAの6月と3月はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月31~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A45。
210	6213	甲9-21	210	五十嵐 清	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助	資料整理 県土整備行政等	96,000	96,000	100%	96,000	丙A34	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A34。
211	6214	甲9-21	211	五十嵐 清	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A35	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A35。
212	6215	甲9-21	212	岩崎 信	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係わる活動補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日20日連続勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることになる。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。明らかに過剰な上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A17。
213	6216	甲9-21	213	小林 幹夫	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	資料整理 県政経営行政等	91,800	81,000	88%	81,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。
214	6217	甲9-21	214	小林 幹夫	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	現地調査 生活・保健福祉行政等	69,000	69,000	100%	69,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A18。
215	6218	甲9-21	215	五月女 裕久彦	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 県政経営行政等	167,200	150,000	90%	150,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円で1名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A20。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	投分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
216	6219	甲9-21	216 花塚 隆志	H27.9.30	人		従業員数(複数の場合特定)	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	112,000	62,000	55%	62,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日で2名雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされており、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月126~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A21。
217	6220	甲9-21	217 花塚 隆志	H27.9.30	人			H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類の作成	資料整理 農林・環境行政等	88,000	88,000	100%	88,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日で2名雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされており、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月126~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A22。
218	6221	甲9-21	218 早川 尚秀	H27.9.30	人			H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	現地調査 農林・環境行政等	20,000	20,000	100%	20,000	丙A36	5月から時給1000円で1名を雇用し、政務活動補助業務に従事させているが、12月までは20~25時間程度であり、議員個人の雇用する従業員が政務活動補助に従事する時間としてはこの程度で足りると思われる。ただし、1月以降増えて3月は45時間となっているが、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A36。
219	6222	甲9-21	219 神谷 幸伸	H27.9.30	人			H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料収集 商工・経済企業行政等	158,400	150,000	95%	150,000	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で1名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるが、投分されず、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A37。
220	6223	甲9-21	220 蝶良 昭人	H27.9.30	人			H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	74,400	74,400	100%	74,400	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして投分されずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A38。
221	6224	甲9-21	221 蝶良 昭人	H27.9.30	人			H27.7.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助	資料収集 農林・環境行政等	74,400	74,400	100%	74,400	丙A47	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして投分されずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A47。
222	6225	甲9-21	222 三森 文徳	H27.9.30	人			H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料整理 県土整備行政等	98,000	98,000	100%	98,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で1名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされるが、月120~176時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A23。
223	6226	甲9-21	223 石坂 真一	H27.9.30	人			H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料作成 県土整備行政等	33,300	27,600	83%	27,600	丙A39	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A39。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張			
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人の主張	
224	6227	甲9-21	224 石坂 真一	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料整理 県土整備行政等	46,800	46,800	100%	46,800	丙A40	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
225	6228	甲9-21	225 石坂 真一	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 県土整備行政等	31,500	31,500	100%	31,500	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。
226	6229	甲9-21	226 石坂 真一	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	44,100	44,100	100%	44,100	丙A42	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A42。
227	6230	甲9-21	227 木村 好文	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	資料収集 商工・経済企業行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円(1名)を雇用しているが、136時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがなおマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A24。
228	6231	甲9-21	228 高橋 文吉	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 農林・環境行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円(1名)を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがなおマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A25。
229	6232	甲9-21	229 平池 秀光	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円(1名)を雇用しており、事実とすると時間外手当を支払わず週48時間働かせることになる。178~208時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがなおマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A26。
230	6233	甲9-21	230 坂橋 一好	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日によって時間数は異なるが固定給30万円(1名)を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしてマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A27。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容			支出金額	充当前	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容	実績表上の記載内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)						一般的的外形的事実の提示について	反証
231	6234	甲9-21	231	齋藤 剛郎	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 県政経営行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A48	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A48。
232	6235	甲9-21	232	齋藤 剛郎	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 県政経営行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A49	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A49。
233	6236	甲9-21	233	増山 敬之	H27.10.31	人	1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料収集 生活・保健福祉行政等	82,800	82,800	100%	82,800	丙A43	1名を月11日13日48時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために支払ったのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A43。
234	6237	甲9-21	234	吉羽 茂	H27.10.31	人	1	H27.5.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する事務作業	資料作成 県土整備行政等	38,400	38,400	100%	38,400	丙A29	1名を月1日15日250時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に政務活動であった期間が7月から9月までの3ヶ月に50時間と限定されており、何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A29。
235	6238	甲9-21	235	阿部 博英	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給140,000円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集等	資料収集 商工・経済企業行政等	140,000	53,200	38%	53,200	丙A2	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円(1名(Aとする)、時給1100円(1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されないまま月によって100%が政務活動費とされている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A2。
236	6239	甲9-21	236	阿部 博英	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集	資料収集 商工・経済企業行政等	96,800	96,800	100%	96,800	丙A3	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円(1名(Aとする)、時給1100円(1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されないまま月によって100%が政務活動費とされている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A3。
237	6240	甲9-21	237	池田 忠	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	87,600	79,800	91%	79,800	丙A31	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)を雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された12月は按分なしとしているほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従事していることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A31。
238	6241	甲9-21	238	池田 忠	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料整理 県土整備行政等	70,200	70,200	100%	70,200	丙A30	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)を雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された12月は按分なしとしているほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従事していることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A30。
239	6242	甲9-21	239	亀田 清	H27.10.31	人	1	H27.6.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料作成 生活・保健福祉行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	所定7時間週休2日固定給30万円(1名を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、根拠も明らかにされないまま一律1/2の按分がされている。ただし4月のみ政務活動の日数が月間勤務日数21日のうち13日だとすると13/21の按分がされている。これによれば、従業員は政務活動の半分、月8時間(7時間)の時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集等」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A44。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	控分	違法な額	契約書	控訴人の主張				
							従事員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人らの主張		
240	6243	甲9-21	240	関谷 暢之	H27.10.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 県土整備行政等	62,000	62,000	100%	62,000	丙A50	時給10000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に從事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間とんでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A50。
241	6244	甲9-21	241	関谷 暢之	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	35,000	35,000	100%	35,000	丙A6	時給10000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に從事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間とんでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A6。
242	6245	甲9-21	242	中島 宏	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	資料収集 県政経営行政等	180,000	89,000	49%	89,000	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給10000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されていると、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、控分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほかに11月を除きさらに控分されている。控分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A7。
243	6246	甲9-21	243	中島 宏	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	61,000	61,000	100%	61,000	丙A8	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給10000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されていると、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、控分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほかに11月を除きさらに控分されている。控分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A8。
244	6247	甲9-21	244	日向野 義幸	H27.10.31	人		1	H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 県土整備行政等	210,000	100,000	48%	100,000	丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給8000円で(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されていると、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、控分根拠も明らかにされないまま一律1/2控分されたほかはさらに控分されている。控分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
245	6248	甲9-21	245	日向野 義幸	H27.10.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	月給100,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料作成 生活・保健福祉行政等	100,000	50,000	50%	50,000	丙A51	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給8000円で(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されていると、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、控分根拠も明らかにされないまま一律1/2控分されたほかはさらに控分されている。控分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A51。
246	6249	甲9-21	246	横松 盛人	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる事務等	資料整理 県土整備行政等	72,000	72,000	100%	72,000	丙A9	時給10000円で8時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみのみである。すべて政務活動業務補助に從事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されているが3月のみ一部控分されている。しかしながら63~103時間とんでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A9。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実務上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張			
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
247	6250	甲9-21	247	横松 盛人	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関わる事務補助及び資料整理	資料作成 商工・経済企業行政等	15,000	15,000	100%	15,000	丙A10	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが3月のみ一部按分されている。しかしながら83~108時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A10。
248	6251	甲9-21	248	阿部 勇一	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	70,000	70,000	100%	70,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。
249	6252	甲9-21	249	阿部 勇一	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	現地調査 農林・環境行政等	70,000	70,000	100%	70,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。
250	6253	甲9-21	250	金子 裕	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 県経営行政等	79,200	79,200	100%	79,200	丙A13	時給900円、1日6時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月55~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。
251	6254	甲9-21	251	佐藤 良	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	150,000	150,000	100%	150,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月88~150時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。特に6月以降は一律150時間であり、特に疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A14。
252	6255	甲9-21	252	山形 修治	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料収集 県土整備行政等	176,000	150,000	85%	150,000	丙A15	時給1000円、1名雇用している。毎月137~184時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を超え、月にはマニュアル(甲9a11)の上限額(年間180万円)に達し、15万円が充当額とされている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A15。
253	6256	甲9-21	253	若林 和雄	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 農林・環境行政等	132,300	132,300	100%	132,300	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)、6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが6月と7月はマニュアル(甲9a11)の上限額(年間180万円)に含ませ合計15万円になるよう一部控除されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A16。
254	6257	甲9-21	254	五十嵐 清	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助	資料整理 県経営行政等	96,000	96,000	100%	96,000	丙A34	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A34。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。



別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証	
255	6258	甲9-21	255	五十嵐 清	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 商工-経済企業行政等	40,000	40,000	100%	40,000	丙A35	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動業務に充当されている。しかしながら4月は1名で8時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A35。
256	6259	甲9-21	256	岩崎 信	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係わる活動補助及び関係書類の作成	資料収集 県政経営行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円円で1名を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日20日連続勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることになる。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。明らかに過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A17。
257	6260	甲9-21	257	小林 幹夫	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	資料整理 商工-経済企業行政等	97,200	81,000	83%	81,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。
258	6261	甲9-21	258	小林 幹夫	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	69,000	69,000	100%	69,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A18。
259	6262	甲9-21	259	五月女 裕久彦	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 県政経営行政等	184,800	150,000	81%	150,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円で1名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A20。
260	6263	甲9-21	260	花塚 陸志	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係わる調査補助及び書類の作成	資料収集 商工-経済企業行政等	152,000	94,000	62%	94,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとしてされており、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月126~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A21。
261	6264	甲9-21	261	花塚 陸志	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係わる活動補助及び書類の作成	資料収集 商工-経済企業行政等	56,000	56,000	100%	56,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとしてされており、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月126~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A22。
262	6265	甲9-21	262	早川 尚秀	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	現地調査 文教-警察行政等	20,000	20,000	100%	20,000	丙A36	5月から時給1000円で1名を雇用し、政務活動補助業務に従事させているが、12月までは20~23時間程度であり、職員個人の雇用する従業員が政務活動補助に従事する時間としてはこの程度で足りると考えられる。ただし、1月以降増えて3月は45時間となっているが、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A36。
263	6266	甲9-21	263	神谷 幸伸	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料収集 商工-経済企業行政等	151,200	150,000	99%	150,000	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で1名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるが、按分されず、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A37。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証照	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合に特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証
264	6267	甲9-21	264	堀良 昭人	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	75,600	74,400	98%	74,400	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして区分されずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A38。
265	6268	甲9-21	265	堀良 昭人	H27.10.31	人	1	H27.7.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	75,600	75,600	100%	75,600	丙A47	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして区分されずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A47。
266	6269	甲9-21	266	三森 文徳	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料収集 県土整備行政等	113,000	113,000	100%	113,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で1名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、月120~178時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A23。
267	6270	甲9-21	267	石坂 真一	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	36,000	28,500	79%	28,500	丙A39	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A39。
268	6271	甲9-21	268	石坂 真一	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料整理 県政経営行政等	45,000	45,000	100%	45,000	丙A40	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
269	6272	甲9-21	269	石坂 真一	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料整理 生活・保健福祉行政等	30,600	30,600	100%	30,600	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。
270	6273	甲9-21	270	石坂 真一	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県政経営行政等	45,900	45,900	100%	45,900	丙A42	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるほかは月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A42。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	投分	違法金額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
271	6274	甲9-21	271 木村 好文	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円(1名を雇用しているが、136時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、投分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p107は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A24。
272	6275	甲9-21	272 高橋 文吉	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 文教・警察行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円(1名を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、投分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A25。
273	6276	甲9-21	273 平池 秀光	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円(1名を雇用しており、専業とする時間外手当を支払わず週48時間働かせることになる。176~208時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、投分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p107は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A26。
274	6277	甲9-21	274 板橋 一好	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 文教・警察行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日(日)によって時間数は異なるが固定給30万円(1名を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、投分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A27。
275	6278	甲9-21	275 齋藤 剛郎	H27.11.30	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 農林・環境行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A48	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A48。
276	6279	甲9-21	276 齋藤 剛郎	H27.11.30	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 農林・環境行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A49	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A49。
277	6280	甲9-21	277 増山 敬之	H27.11.30	人		1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料収集 生活・保健福祉行政等	86,400	86,400	100%	86,400	丙A43	1名を月11~13日48~82時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要したのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A43。
278	6281	甲9-21	278 吉羽 茂	H27.11.30	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務作業	資料整理 商工・経済企業行政等	36,000	36,000	100%	36,000	丙A52	1名を月17日270時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に数時間であった時間数が7月から30時間を超え、2月には50時間に達しており、何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A52。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張			
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
279	6282	甲9-21	279 阿部 博美	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給140,000円	政務活動に関する資料整理及び資料収集等	資料整理 県土整備行政等	140,000	59,800	43%	59,800	丙A2	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円(1名(Aとする)、時給1100円(1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間の記載はあるが政務活動業務時間の記載なく、政務活動業務に就任していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されないまま100%が政務活動費とされている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A2。
280	6283	甲9-21	280 阿部 博美	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務活動に関する資料整理及び資料収集	資料整理 県土整備行政等	90,200	90,200	100%	90,200	丙A3	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円(1名(Aとする)、時給1100円(1名(Bとする))を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間の記載はあるが政務活動業務時間の記載なく、政務活動業務に就任していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示されないまま100%が政務活動費とされている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A3。
281	6284	甲9-21	281 池田 忠	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	78,800	75,600	98%	75,600	丙A30	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された(ただし12月は按分なし)しているほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従事していることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A30。
282	6285	甲9-21	282 池田 忠	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	74,400	74,400	100%	74,400	丙A31	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された(ただし12月は按分なし)しているほか、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従事していることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A31。
283	6286	甲9-21	283 亀田 清	H27.11.30	人		1	H27.6.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 県土整備行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	所定7時間週休2日固定給30万円(1名)を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間の記載はあるが政務活動業務時間の記載なく、真実も明らかにされないまま一律1/2の按分がされている。ただし4月のみ政務活動の日数が月間勤務日数21日のうち13日だとしてさらに13/21の按分がされている。これによれば、従業員は勤務時間の半分、月81時間~77時間もの時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集等」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A44。
284	6287	甲9-21	284 関谷 暢之	H27.11.30	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 農林・環境行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A50	時給10000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかになっておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A50。
285	6288	甲9-21	285 関谷 暢之	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 県土整備行政等	28,000	28,000	100%	28,000	丙A6	時給10000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかになっておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A6。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	依頼人の主張		被依頼人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
286	6289	甲9-21	286 中島 宏	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助 及び関係書類の整理、作成 その他関係業務	資料収集 県政経営行政等	180,000	80,000	50%	90,000	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されていると。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかでないまま一律1/2のほかに11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A7。
287	6290	甲9-21	287 中島 宏	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助 及び関係書類の整理、作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A8	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されていると。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかでないまま一律1/2のほかに11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A8。
288	6291	甲9-21	288 日向野 義幸	H27.11.30	人		1	H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政務活動に係る調査補助 及び書類作成	現地調査 農林・環境行政等	210,000	100,000	48%	100,000	丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されていると。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかでないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
289	6292	甲9-21	289 日向野 義幸	H27.11.30	人		1	H27.10.1~H28.3.31	月給100,000円	政務活動に係る調査補助 及び書類作成	資料収集 農林・環境行政等	100,000	50,000	50%	50,000	丙A51	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されていると。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかでないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A51。
290	6293	甲9-21	290 横松 盛人	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる 事務等	資料整理 文教・警察行政等	72,000	72,000	100%	72,000	丙A9	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部按分されている。しかしながら89~100時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A9。
291	6294	甲9-21	291 横松 盛人	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関わる事務 補助及び資料整理	資料整理 文教・警察行政等	20,000	20,000	100%	20,000	丙A10	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部按分されている。しかしながら89~100時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A10。
292	6295	甲9-21	292 阿部 寿一	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	現地調査 生活・保健福祉行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容			支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張		
							従事員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容	実績表上の記載内容	支払金額						充当額	按分	違法な額
293	6296	甲9-21	293	阿部 寿一	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料作成 文教・警察行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。
294	6297	甲9-21	294	金子 裕	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 農林・環境行政等	75,600	75,600	100%	75,600	丙A13	時給900円、1日5時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月55~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。
295	6298	甲9-21	295	佐藤 良	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	150,000	150,000	100%	150,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月88~150時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A14。
296	6299	甲9-21	296	山形 修治	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料整理 生活・保健福祉行政等	151,000	150,000	99%	150,000	丙A15	時給1000円、1日7時間週休2日で1名雇用している。毎月137~184時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を超える月はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ15万円が充当額とされている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A15。
297	6300	甲9-21	297	若林 和雄	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 農林・環境行政等	119,700	119,700	100%	119,700	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されているがAの6月と3月はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A16。
298	6301	甲9-21	298	五十嵐 清	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助	資料整理 商工・経済企業行政等	96,000	96,000	100%	96,000	丙A34	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で98時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A34。
299	6302	甲9-21	299	五十嵐 清	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	40,000	40,000	100%	40,000	丙A35	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で98時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A35。
300	6303	甲9-21	300	岩崎 信	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係わる活動補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日連続勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることになる。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。明らかに過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A17。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
301	6304	甲9-21	301 小林 幹夫	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	資料整理 県政経企企業行政等	97,200	84,000	86%	84,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。
302	6305	甲9-21	302 小林 幹夫	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係わる調査補助及び関係書類の作成	現地調査 農林・環境行政等	68,000	66,000	100%	66,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A18。
303	6306	甲9-21	303 五月女 裕久彦	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 農林・環境行政等	167,200	150,000	90%	150,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円で1名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A20。
304	6307	甲9-21	304 花塚 隆志	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係わる調査補助及び書類の作成	資料収集 県政経企行政等	88,000	78,000	89%	78,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされており、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A21。
305	6308	甲9-21	305 花塚 隆志	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類の作成	資料収集 文政・警察行政等	72,000	72,000	100%	72,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとされており、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A22。
306	6309	甲9-21	306 早川 尚秀	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	現地調査 農林・環境行政等	24,000	24,000	100%	24,000	丙A36	5月から時給1000円で1名を雇用し、政務活動補助業務に従事させているが、12月までは20~25時間程度であり、議員個人の雇用する従業員が政務活動補助に従事する時間としてはこの程度で足りると考えられる。ただし、1月以降増え2月には48時間と増えているが、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A36。
307	6310	甲9-21	307 神谷 幸伸	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料収集 文政・警察行政等	151,200	150,000	99%	150,000	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で1名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるが、按分されず、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A37。
308	6311	甲9-21	308 蝶良 昭人	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	78,000	74,400	95%	74,400	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。12~15時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A38。
309	6312	甲9-21	309 蝶良 昭人	H27.11.30	人		1	H27.7.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助	資料収集 県土整備行政等	75,600	75,600	100%	75,600	丙A47	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。12~15時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A47。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	区画	ページ	氏名	年月日	経費(使途)	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容				契約書	被採人の主張				
						従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容	支出金額	充当額	按分	違法な額		一般的形的事実の提示(請求原因)	一般的形的事実の提示について	反証		
310	6313	甲9-21	310	三森 文徳	H27.11.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料整理 文教・警察行政等	108,000	108,000	100%	108,000	丙A23	1日週休2日時給1000円を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされるが、月120~116時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A23。
311	6314	甲9-21	311	石坂 真一	H27.11.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	36,000	35,700	99%	35,700	丙A39	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるにもかかわらず、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A39。
312	6315	甲9-21	312	石坂 真一	H27.11.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料整理 県土整備行政等	40,500	40,500	100%	40,500	丙A40	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるにもかかわらず、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
313	6316	甲9-21	313	石坂 真一	H27.11.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 県土整備行政等	27,000	27,000	100%	27,000	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるにもかかわらず、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。
314	6317	甲9-21	314	石坂 真一	H27.11.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	46,800	46,800	100%	46,800	丙A42	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるにもかかわらず、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A42。
315	6318	甲9-21	315	木村 好文	H27.11.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	資料収集 商工・経済企業行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円を1名を雇用しているが、136時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A24。
316	6319	甲9-21	316	高橋 文吉	H27.11.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円を1名を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A25。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被訴人の主張				
							従事員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	被訴人・補助参加人らの主張		
317	6320	甲9-21	317	平池 秀光	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 農林・環境行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円を1名を雇用しており、事実上とすると時間外手当を支払わず週48時間働かせていることになる。17時~20時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分が一律2分の1になっているが、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号190甲9-21p187は本件好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A26。
318	6321	甲9-21	318	坂橋 一好	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日によって時間数は異なるが固定給30万円を1名を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分が一律2分の1にしてマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A27。
319	6322	甲9-21	319	齋藤 剛郎	H27.12.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 農林・環境行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A48	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A48。
320	6323	甲9-21	320	齋藤 剛郎	H27.12.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 農林・環境行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A49	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A49。
321	6324	甲9-21	321	増山 敬之	H27.12.31	人		1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料作成 生活・保健福祉行政等	98,400	98,400	100%	98,400	丙A43	1名を月11~13日48時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要したのか疑いがある。12/18は業務内容の記載がないまま7.0時間が計上されている。	同上。	同上。 尚、丙A43。
322	6325	甲9-21	322	吉羽 茂	H27.12.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務作業	資料整理 生活・保健福祉行政等	39,600	39,600	100%	39,600	丙A52	1名を月17日250時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に数時間であった時間数が7月から30時間を超え、2月には50時間に達しており、何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A52。
323	6326	甲9-21	323	阿部 博美	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給140,000円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集等	資料収集 農林・環境行政等	140,000	60,900	44%	60,900	丙A2	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円を1名(Aとする)、時給1100円を1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示れないまま1月によって100%が政務活動費とされている月もあれば按分より一部のみ計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A2。
324	6327	甲9-21	324	阿部 博美	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集	資料収集 農林・環境行政等	89,100	89,100	100%	89,100	丙A3	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円を1名(Aとする)、時給1100円を1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも根拠が何ら示れないまま1月によって100%が政務活動費とされている月もあれば按分より一部のみ計上されている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A3。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証表 ページ	氏名	年月日	経費 用途	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被訴人の主張				
					従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容							一般的形的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人らの主張			
325	6328	甲9-21	325	池田 忠	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A31	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された12月は按分なしのほかに、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A31。
326	6329	甲9-21	326	池田 忠	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	資料作成 生活・保健福祉行政等	72,000	72,000	100%	72,000	丙A30	時給1200円で4月から1名(Aとする)、5月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。さらに7月のみ時給1000円でさらに1名(Cとする)雇用している。Aのみ根拠が示されないまま按分により一部減額された12月は按分なしのほかに、按分を考慮しても毎月合計125時間以上が政務活動に従業員を従事させていることとなり、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A30。
327	6330	甲9-21	327	亀田 清	H27.12.31	人		1	H27.6.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	所定7時間週休2日固定給30万円で1名を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されていると、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、根拠も明らかにされないまま一律1/2の按分がされている。ただし4月のみ政務活動の日数が月間勤務日数21日のうち13日だとしてさらに13/21の按分がされている。これによれば、従業員は就労時間の半分、月6時間~7時間の時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多と考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集等」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A44。
328	6331	甲9-21	328	関谷 輔之	H27.12.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 商工・経済企業行政等	58,000	58,000	100%	58,000	丙A50	時給1000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A50。
329	6332	甲9-21	329	関谷 輔之	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 商工・経済企業行政等	21,000	21,000	100%	21,000	丙A6	時給1000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A6。
330	6333	甲9-21	330	中島 宏	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	資料収集 県政経行政等	180,000	85,000	47%	85,000	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円で1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されていると、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほかに11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A7。
331	6334	甲9-21	331	中島 宏	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	65,000	65,000	100%	65,000	丙A8	所定8時間週休2日固定給18万円で1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されていると、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほかに11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A8。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費(使途)	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	控分	違法金額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人の主張		
						従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
332	6335	甲9-21	332 日向野 義幸	H27.12.31	人		1 H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 県土整備行政等	210,000	100,000	48%	100,000	丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円(Bとする)、10月からは所定9時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A40。
333	6336	甲9-21	333 日向野 義幸	H27.12.31	人		1 H27.10.1~H28.3.31	月給100,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	100,000	50,000	50%	50,000	丙A51	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円(Bとする)、10月からは所定9時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A51。
334	6337	甲9-21	334 横松 盛人	H27.12.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる事務等	資料作成 商工・経済企業行政等	66,000	66,000	100%	66,000	丙A9	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部按分されている。しかしながら6月~10月時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A9。
335	6338	甲9-21	335 横松 盛人	H27.12.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関わる事務補助及び資料整理	資料作成 文教・警察行政等	20,000	20,000	100%	20,000	丙A10	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部按分されている。しかしながら6月~10月時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A10。
336	6339	甲9-21	336 阿部 寿一	H27.12.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料収集 商工・経済企業行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A11。
337	6340	甲9-21	337 阿部 寿一	H27.12.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	現地調査 商工・経済企業行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A12。
338	6341	甲9-21	338 金子 裕	H27.12.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 文教・警察行政等	77,400	77,400	100%	77,400	丙A13	時給900円、1日5時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月65~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A13。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証票	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績書上の記載内容			支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被採入者の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容	実績書上の記載内容	支出金額						充当額	按分	違法金額
339	6342	甲9-21	339	佐藤 良	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	150,000	150,000	100%	150,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月88~150時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。特に疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A14。
340	6343	甲9-21	340	山形 修治	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料収集 生活・保健福祉行政等	143,000	143,000	100%	143,000	丙A15	時給1000円、で1名雇用している。毎月137~184時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を超える月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ15万円が充当額とされている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A15。
341	6344	甲9-21	341	若林 和雄	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 県政経営行政等	119,700	119,700	100%	119,700	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが6月と9月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A16。
342	6345	甲9-21	342	若林 和雄	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.32	時給900円	一般事務及び運転	資料整理 県政経営行政	18,900	18,900	100%	18,900	丙A45	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが6月と9月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A45。
343	6346	甲9-21	343	五十嵐 清	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助	資料整理 農林・環境行政等	96,000	96,000	100%	96,000	丙A34	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A34。
344	6347	甲9-21	344	五十嵐 清	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 文書・警察行政等	40,000	40,000	100%	40,000	丙A35	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A35。
345	6348	甲9-21	345	岩崎 信	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係る活動補助及び関係書類の作成	資料整理 県政経営行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円、1名を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日20日連続勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることになる。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。明かに過剰だと考えられる。他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A17。
346	6349	甲9-21	346	小林 幹夫	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県政経営行政等	102,600	84,000	82%	84,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月12時間、6月以降は171~183時間に、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A19。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証照	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の指示(請求原因)	一般的外形的事実の指示について	反証
347	6350	甲9-21	347 小林 幹夫	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 農林・環境行政等	66,000	66,000	100%	66,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月12日時間、5月以降は17~18時間間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A18。
348	6351	甲9-21	348 五月女 裕久彦	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 県政経営行政等	167,200	150,000	90%	150,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円で1名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A20。
349	6352	甲9-21	349 花塚 隆志	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び書類の作成	資料収集 県政経営行政等	104,000	78,000	75%	78,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日で2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとしておられ、4月を除きマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月126~208時間にとり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A21。
350	6353	甲9-21	350 花塚 隆志	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類の作成	資料整理 県土整備行政等	72,000	72,000	100%	72,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日で2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとしておられ、4月を除きマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月126~208時間にとり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A22。
351	6354	甲9-21	351 早川 尚秀	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	現地調査 県土整備行政等	25,000	25,000	100%	25,000	丙A36	5月から時給1000円で1名を雇用し、政務活動補助業務に従事させているが、12月までは20~25時間程度であり、随員個人の雇用する従業員が政務活動補助に従事する時間としてはこの程度で足りると思われる。ただし、1月は除く2月は65時間とされているが、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A36。
352	6355	甲9-21	352 神谷 幸伸	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料収集 県政経営行政等	144,000	144,000	100%	144,000	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で1名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるが、按分されず、マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A37。
353	6356	甲9-21	353 蛸良 昭人	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	76,800	74,400	97%	74,400	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。ただし、マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間にとり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A38。
354	6357	甲9-21	354 蛸良 昭人	H27.12.31	人		1	H27.7.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助	資料収集 県政経営行政等	75,600	75,600	100%	75,600	丙A47	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。ただし、マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間にとり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A47。
355	6358	甲9-21	355 三森 文徳	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料収集 県土整備行政等	110,000	110,000	100%	110,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で1名を雇用し、すべて政務活動補助に従事していると思われるが、月120~176時間にとり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A23。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	適法金額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
356	6359	甲9-21	356 石坂 真一	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 県土整備行政等	38,700	38,700	100%	38,700	丙A39	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとき、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるのか、何ら明らかになっておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A39。
357	6360	甲9-21	357 石坂 真一	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 文教・警察行政等	45,000	45,000	100%	45,000	丙A40	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとき、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるのか、何ら明らかになっておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
358	6361	甲9-21	358 石坂 真一	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	48,600	48,600	100%	48,600	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとき、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるのか、何ら明らかになっておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。
359	6362	甲9-21	359 木村 好文	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	現地調査 農林・環境行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円(1名を雇用しているが、136時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかになっておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A24。
360	6363	甲9-21	360 高橋 文吉	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 文教・警察行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円(1名を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかになっておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A25。
361	6364	甲9-21	361 平池 秀光	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 県土整備行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円(1名を雇用しており、事実とすると時間外手当を支払わず週48時間働かせることになる。176~208時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかになっておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A26。
362	6365	甲9-21	362 飯橋 一好	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日(日)によって時間数は異なるが固定給30万円(1名を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるが政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしてマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかになっておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A27。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠 ページ	氏名	年月日	経費 使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張					
					従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証		
363	6366	甲9-21	363	齋藤 剛郎	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 農林・環境行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A4B	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A4B。
364	6367	甲9-21	364	齋藤 剛郎	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料収集 農林・環境行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A49	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A49。
365	6368	甲9-21	365	増山 敬之	H28.1.31	人	1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	81,600	81,600	100%	81,600	丙A43	1名を月11~13日48~52時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要したのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A43。
366	6369	甲9-21	366	吉羽 茂	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務作業	資料整理 文教・芸術行政等	38,400	38,400	100%	38,400	丙A52	1名を月11~15日2~50時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に放時間であった期間が7月から30時間を超え、2月には50時間に達しており、何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A52。
367	6370	甲9-21	367	阿部 博美	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給140,000円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集等	資料収集 生活・保健福祉行政等	140,000	45,793	33%	45,793	丙A2	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円で1名(Aとする)、時給1100円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも枚数が何ら示されないまま月に100%が政務活動費とされている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A2。
368	6371	甲9-21	368	阿部 博美	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務活動に関わる資料整理及び資料収集	資料収集 生活・保健福祉行政等	88,000	88,000	100%	88,000	丙A3	4月から1月まで所定8時間週休2日固定給14万円で1名(Aとする)、時給1100円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、政務活動業務に従事していないにもかかわらず政務活動費が計上されている。また、A、Bとも枚数が何ら示されないまま月に100%が政務活動費とされている月もあり、真実政務活動業務の従事実態があるのか疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A3。
369	6372	甲9-21	369	亀田 清	H28.1.31	人	1	H27.6.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	所定7時間週休2日固定給30万円で1名を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、根拠も明らかにされないまま1/2の按分がされている。ただし4月のみ政務活動の人数が労働時間数21日のうち13日として13/21の按分がされている。これによれば、従業員は勤務時間の半分、月6時間~7時間間の時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集等」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A44。
370	6373	甲9-21	370	関谷 輔之	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 農林・環境行政等	28,000	28,000	100%	28,000	丙A6	時給1000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A6。
371	6374	甲9-21	371	関谷 輔之	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 商工・経済企業行政等	64,000	64,000	100%	64,000	丙A50	時給1000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A50。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	区	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被採入の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容							一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
372	6375	甲9-21	372	中島 宏	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	資料整理 商工-経済企業行政等	180,000	88,000	49%	88,000	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)。時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほか11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間程度の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A7。
373	6376	甲9-21	373	中島 宏	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成	資料収集 農林-環境行政等	62,000	62,000	100%	62,000	丙A8	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)。時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほか11月を除きさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間程度の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A8。
374	6377	甲9-21	374	日向野 義幸	H28.1.31	人	1	H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 県政経営行政等	210,000	100,000	48%	100,000	丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定5時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間程度の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
375	6378	甲9-21	375	日向野 義幸	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	月給100,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 文教-警察行政等	100,000	50,000	50%	50,000	丙A51	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Bとする)、10月からは所定5時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間程度の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A51。
376	6379	甲9-21	376	横松 盛人	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる事務等	資料整理 農林-環境行政等	66,000	66,000	100%	66,000	丙A9	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名を雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが8月のみ一部按分されている。しかしながら83~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A9。
377	6380	甲9-21	377	横松 盛人	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関わる事務補助及び資料整理	資料作成 県土整備行政	15,000	15,000	100%	15,000	丙A10	時給1000円で6時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名を雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが8月のみ一部按分されている。しかしながら83~103時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A10。
378	6381	甲9-21	378	阿部 寿一	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料整理 農林-環境行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名を雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証表	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	控分	違法金額	契約書	依頼人の主張			
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的形的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人らの主張	
379	6382	甲9-21	379 阿部 寿一	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	現地調査 農林・環境行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。
380	6383	甲9-21	380 金子 裕	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 県土整備行政等	78,300	78,300	100%	78,300	丙A13	時給900円、1日5時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月55~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。
381	6384	甲9-21	381 佐藤 良	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	150,000	150,000	100%	150,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月88~150時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A14。
382	6385	甲9-21	382 山形 修治	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助	資料収集 農林・環境行政等	137,000	137,000	100%	137,000	丙A15	時給1000円、1日8時間週休2日で1名雇用しており、毎月137~184時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を超える月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ15万円が充当額とされている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A15。
383	6386	甲9-21	383 若林 和雄	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.32	時給900円	一般事務及び運転	資料整理 県政経営行政	25,200	25,200	100%	25,200	丙A45	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているがAの6月と3月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A45。
384	6387	甲9-21	384 若林 和雄	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 生活・保健福祉行政等	119,700	119,700	100%	119,700	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)。6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているがAの6月と3月はマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A16。
385	6388	甲9-21	385 五十嵐 清	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助	資料整理 生活・保健福祉行政等	96,000	96,000	100%	96,000	丙A34	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A34。
386	6389	甲9-21	386 五十嵐 清	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 農林・環境行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A35	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A35。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	投分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の指示(請求原因)	一般的的外形的事実の指示について	反証	
387	6390	甲9-21	387	岩崎 信	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係る活動補助及び関係書類の作成	資料収集 県政経営行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円(1名を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日20日連続勤務があると労働基準法に違反した労働をさせていることになる。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう投分されている。明らかに過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A17。
388	6391	甲9-21	388	小林 幹夫	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 県土整備行政等	102,600	84,000	82%	84,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう投分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。
389	6392	甲9-21	389	小林 幹夫	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 農林・環境行政等	66,000	66,000	100%	66,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう投分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。
390	6393	甲9-21	390	五月女 裕久彦	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料作成 農林・環境行政等	167,200	150,000	90%	150,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円で1名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう投分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A20。
391	6394	甲9-21	391	花塚 隆志	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び書類の作成	現地調査 県政経営行政等	112,000	102,000	91%	102,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日で2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとしており、4月を除きマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A21。
392	6395	甲9-21	392	花塚 隆志	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類の作成	資料整理 県政経営行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日で2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとしており、4月を除きマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A22。
393	6396	甲9-21	393	早川 尚秀	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	資料整理、現地調査 県土整備行政等	35,000	35,000	100%	35,000	丙A36	5月から時給1000円で1名を雇用し、政務活動補助業務に従事させているが、12月までは20~25時間程度であり、議員個人の雇用で足りると考えられる。ただし、1月に降増え3月は45時間となっているが、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A36。
394	6397	甲9-21	394	神谷 幸伸	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料収集 商工・経済企業行政等	144,000	144,000	100%	144,000	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で1名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。投分せず、マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A37。
395	6398	甲9-21	395	蝶良 昭人	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	79,200	72,000	91%	72,000	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして投分せずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A38。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張				
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人らの主張		
396	6399	甲9-21	396	鎌良 昭人	H28.1.31	人		1	H27.7.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	78,000	78,000	100%	78,000	丙A47	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして扱われずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A47。
397	6400	甲9-21	397	三森 文彦	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料整理 県政経営行政等	97,000	97,000	100%	97,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で1名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされるが、月120~178時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A23。
398	6401	甲9-21	398	石坂 真一	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料整理 県土整備行政等	22,500	22,500	100%	22,500	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるが11月12~178時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。
399	6402	甲9-21	399	石坂 真一	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 商工・経済企業行政等	38,700	38,700	100%	38,700	丙A42	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間であるが11月12~178時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A42。
400	6403	甲9-21	400	木村 好文	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	現地調査 県土整備行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円月1名を雇用しているが、136時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがなおマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号8190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A24。
401	6404	甲9-21	401	高橋 文吉	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 商工・経済企業行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円月1名を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがなおマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A25。
402	6405	甲9-21	402	平池 秀光	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 農林・環境行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円月1名を雇用しており、専業とする時間外手当を支払わず週48時間働かせることになる。176~208時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがなおマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号8190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A26。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証英	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張			
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人らの主張	
403	6406	甲9-21	403 板橋 一好	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日によって時間数は異なるが固定給30万円(1名を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしてマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A27。
404	6407	甲9-21	404 齋藤 剛郎	H28.2.29	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料収集 農林・環境行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A48	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A48。
405	6408	甲9-21	405 齋藤 剛郎	H28.2.29	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料収集 農林・環境行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A49	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A49。
406	6409	甲9-21	406 増山 敬之	H28.2.29	人		1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料収集 生活・保健福祉行政等	86,400	86,400	100%	86,400	丙A43	1名を月11~13日48~82時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要したのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A43。
407	6410	甲9-21	407 宮羽 茂	H28.2.29	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務作業	資料収集 文教・警察行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A52	1名を月17日50時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に定時であった時間数が7月から30時間を超え、2月には50時間に達しており、何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A52。
408	6411	甲9-21	408 亀田 清	H28.2.29	人		1	H27.6.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 商工・経済企業行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	所定7時間週休2日固定給30万円(2名を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、何れも明らかにされないまま一律1/2の按分がされている。ただし4月のみ政務活動の人数が月間勤務人数21日のうち13日(日)として13/21の按分がされている。これによれば、従業員は取券時間の半分、月6時間~7時間もの時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集等」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A44。
409	6412	甲9-21	409 関谷 輔之	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 県土整備行政等	28,000	28,000	100%	28,000	丙A6	時給1000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A6。
410	6413	甲9-21	410 関谷 輔之	H28.2.29	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 県土整備行政等	63,000	63,000	100%	63,000	丙A50	時給1000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分せずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は79~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A50。
411	6414	甲9-21	411 中島 宏	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	資料収集 県政経営行政等	180,000	89,000	49%	89,000	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給1000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2の按分11月を除き常に按分されている。按分を考慮して2名で月100時間(150時間)の時間(政務活動)に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A7。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証書 ページ	氏名	年月日	経費 用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	運法金額	契約書	被控訴人の主張			
					従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
412	6415	甲9-21	412	中島 宏	H28.2.29	人								丙A8	所定8時間週休2日固定給10万円(Ａとする)、時給1000円で1名(Ｂとする)を雇用している。Ａは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2のほか11月を除きさらに按分されている。按分を考慮して2名で月100時間超～150時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A8。
413	6416	甲9-21	413	日向野 義幸	H28.2.29	人								丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Ａとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Ｂとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(Ｃとする)である。Ａ及びＢは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかＡはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超～170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
414	6417	甲9-21	414	日向野 義幸	H28.2.29	人								丙A51	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Ａとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円で(Ｂとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(Ｃとする)である。Ａ及びＢは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかＡはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超～170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A51。
415	6418	甲9-21	415	横松 盛人	H28.2.29	人								丙A9	時給1000円で6時間週2日程度(Ａとする)、5時間で週1回程度(Ｂとする)の2名雇用している。ただし3月のみＡのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部按分されている。しかしながら6月～10月時間と及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A9。
416	6419	甲9-21	416	横松 盛人	H28.2.29	人								丙A10	時給1000円で6時間週2日程度(Ａとする)、5時間で週1回程度(Ｂとする)の2名雇用している。ただし3月のみＡのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部按分されている。しかしながら6月～10月時間と及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A10。
417	6420	甲9-21	417	阿部 寿一	H28.2.29	人								丙A11	時給1250円、1日8時間5～7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80～112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。
418	6421	甲9-21	418	阿部 寿一	H28.2.29	人								丙A12	時給1250円、1日8時間5～7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80～112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績要上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被取戻人の主張					
						従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証		
419	6422	甲9-21	419	金子 裕	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の整理	資料収集 文教・警察行政等	80,100	80,100	100%	80,100	丙A13	時給900円、1日8時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月5時~9時時間内に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。
420	6423	甲9-21	420	佐藤 良	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	150,000	150,000	100%	150,000	丙A14	時給1,000円、1日8時間週休2日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月8時~150時間内に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。特に6月以降は一律150時間であり、特に疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A14。
421	6424	甲9-21	421	山形 修治	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料収集 商工・経済企業行政等	153,000	150,000	98%	150,000	丙A15	時給1,000円、1日8時間週休2日で1名雇用している。毎月137~184時間内に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を超過するがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間80万円)に合わせ15万円が充当額とされている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A15。
422	6425	甲9-21	422	若林 和雄	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 生活・保健福祉行政等	126,000	126,000	100%	126,000	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)、6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが6月の6月5日はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間80万円)に合わせ合計15万円にのみ一部按分されている。毎月91~189時間内に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A16。
423	6426	甲9-21	423	五十嵐 清	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補助	資料整理 生活・保健福祉行政等	96,000	96,000	100%	96,000	丙A34	時給1,000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間内に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A34。
424	6427	甲9-21	424	五十嵐 清	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A35	時給1,000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間内に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A35。
425	6428	甲9-21	425	岩崎 信	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係る活動補助及び関係書類の作成	資料収集 県政経営行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円1名を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日連続勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることとなる。政務活動以外の業務への従事も予定されていること。実績要上の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」の他に「事務」の記載があるが、この記載は「資料整理・資料作成・資料収集」の記載と重複しているように見受けられる。明らかに過剰な給与と見られ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A17。
426	6429	甲9-21	426	小林 幹夫	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 県政経営行政等	91,800	81,000	88%	81,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1,000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間80万円)に合わせ合計15万円にのみ一部按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容		支出金額	充当額	控分	違法金額	契約書	控除人の主張		被控除人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容								一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
427	6430	甲9-21	427	小林 幹夫	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	69,000	69,000	100%	69,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう控分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A18。
428	6431	甲9-21	428	五月女 裕久彦	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 生活・保健福祉行政等	176,000	150,000	85%	150,000	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円で1名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A20。
429	6432	甲9-21	429	花塚 隆志	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び書類の作成	資料収集 県政経営行政等	104,000	78,000	75%	78,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日で2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとしておりが、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A21。
430	6433	甲9-21	430	花塚 隆志	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	72,000	72,000	100%	72,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日で2名を雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に従事したとしておりが、4月を除きマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A22。
431	6434	甲9-21	431	早川 尚秀	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	資料整理、現地調査 県土整備行政等	40,000	40,000	100%	40,000	丙A36	9月から時給1000円で1名を雇用し、政務活動業務補助に従事しているが、12月までは20~28時間程度であり、職員本人の雇用する従業員が政務活動補助に従事する時間としてはこの程度で足りると思われる。ただし、1月以降増えて3月は48時間となっているが、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A36。
432	6435	甲9-21	432	神谷 幸伸	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料収集 県政経営行政等	151,200	150,000	99%	150,000	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で1名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A37。
433	6436	甲9-21	433	蝶良 昭人	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県政経営行政等	80,400	69,600	87%	69,600	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A38。
434	6437	甲9-21	434	蝶良 昭人	H28.2.29	人		1	H27.7.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助	資料収集 農林・環境行政等	80,400	80,400	100%	80,400	丙A47	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名を雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして控分されずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A47。
435	6438	甲9-21	435	三森 文徳	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料収集 生活・保健福祉行政等	117,000	117,000	100%	117,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で1名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされるが、月120~176時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A23。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証票	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証	
436	6439	甲9-21	436	石坂 真一	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	7,100	7,100	100%	17,100	丙A39	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ88時間であるのにもかかわらず112~175時間と及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A39。
437	6440	甲9-21	437	石坂 真一	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 県政経営行政等	37,800	37,800	100%	37,800	丙A40	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ88時間であるのにもかかわらず112~175時間と及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
438	6441	甲9-21	438	石坂 真一	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 県土整備行政等	29,700	29,700	100%	29,700	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ88時間であるのにもかかわらず112~175時間と及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A41。
439	6442	甲9-21	439	石坂 真一	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	29,700	29,700	100%	29,700	丙A42	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとされ、全額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ88時間であるのにもかかわらず112~175時間と及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A42。
440	6443	甲9-21	440	木村 好文	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円を1名を雇用しているが、136時間~188時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A24。
441	6444	甲9-21	441	高橋 文吉	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 県土整備行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円を1名を雇用しているが、180~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A25。
442	6445	甲9-21	442	平池 秀光	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 県土整備行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円を1名を雇用しており、事実とする時間外手当すら支払わず週48時間働かせていることになる。176~208時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上。 尚、丙A26。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証号	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張				
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証	
443	6446	甲9-21	443	板橋 一好	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日によって時間数は異なるが固定給30万円(1名を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしてマニュアル(甲8p11)の上乗額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A27。
444	6447	甲9-21	444	齋藤 剛郎	H28.3.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料収集 農林・環境行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A48	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A48。
445	6448	甲9-21	445	齋藤 剛郎	H28.3.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料収集 農林・環境行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A49	1名を月10日ないし11日政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1000円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。毎月75時間75,000円支給と固定されており、真実出勤日において勤務時間数を政務活動業務補助に従事したのかは合理的な疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A49。
446	6449	甲9-21	446	増山 敬之	H28.3.31	人		1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務補助及び資料整理	資料収集 生活・保健福祉行政等	93,600	93,600	100%	93,600	丙A43	1名を月11'13日48'22時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要したのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A43。
447	6450	甲9-21	447	宮羽 茂	H28.3.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に係る事務作業	資料整理 文教・警察行政等	40,800	40,800	100%	40,800	丙A52	1名を月1'15日2'50時間政務活動業務補助に従事させており、勤務単価1200円で時間数も記載されている。しかしながら業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。特に就労時間であった時間数が9月から30時間を超え、2月には50時間に達しており、何故それだけの時間数を政務活動業務補助のために要するようになったのか疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A52。
448	6451	甲9-21	448	亀田 清	H28.3.31	人		1	H27.6.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	所定7時間週休2日固定給30万円(1名を雇用している。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、根拠も明らかにされず一律1/2の按分がされている。ただし4月のみ政務活動の日数が月間勤務日数21日のうち13日だとすると13/21の按分がされている。これによれば、従業員は就労時間の半分、月6時間~77時間もの時間を政務活動に費やしていることとなるが、それは過剰な計上と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A44。
449	6452	甲9-21	449	関谷 輔之	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 農林・環境行政等	28,000	28,000	100%	28,000	丙A6	時給10000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は10~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A6。
450	6453	甲9-21	450	関谷 輔之	H28.3.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る資料整理、資料収集、作成	資料整理 県政経営行政等	61,000	61,000	100%	61,000	丙A50	時給10000円で4月から1名(Aとする)、10月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら10月以降は10~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A50。
451	6454	甲9-21	451	中島 宏	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	資料収集 生活・保健福祉行政等	180,000	7,031	4%	7,031	丙A7	所定8時間週休2日固定給18万円(1名(Aとする)、時給10000円で1名(Bとする)を雇用している。Aは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ。実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分根拠も明らかにされず一律1/2の按分がされている。按分を考慮しても2名で月100時間超~150時間超の時間を政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお3月の記載(甲9-21p451)は欄外に「政務活動費充当額7,031」の記載があるが意味不明である。	同上。	同上。 尚、丙A7。



別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の指示(請求原因)	一般的外形的事実の指示について	反証
452	6455	甲9-21	452 日向野 義幸	H28.3.31	人		1	H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 県政経営行政等	210,000	100,000	48%	100,000	丙A32	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分振替も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A40。
453	6456	甲9-21	453 日向野 義幸	H28.3.31	人		1	H27.10.1~H28.3.31	月給100,000円	政務活動に係る調査補助及び書類作成	資料収集 文政・警察行政等	100,000	50,000	50%	50,000	丙A51	2名雇用しており、1名は所定8時間週休2日固定給21万円(Aとする)、他の1名は4月から9月までは時給800円(Bとする)、10月からは所定8時間週休2日固定給10万円(Cとする)である。A及びCは政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分振替も明らかにされないまま一律1/2按分されたほかAはさらに按分されている。按分を考慮しても2名で月100時間超~170時間超の時間が政務活動に費やされており、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A51。
454	6457	甲9-21	454 横松 盛人	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政務活動に関わる事務等	資料整理 農林・環境行政等	78,000	33,965	44%	33,965	丙A9	時給1000円で8時間週2日程度(Aとする)、5時間で週1回程度(Bとする)の2名雇用している。ただし3月のみAのみである。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが9月のみ一部按分されている。しかしながら89~100時間に及んでおり、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A9。
455	6458	甲9-21	455 阿部 勇一	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料収集 農林・環境行政等	70,000	70,000	100%	70,000	丙A11	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A11。
456	6459	甲9-21	456 阿部 勇一	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,250円	政務活動補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	60,000	60,000	100%	60,000	丙A12	時給1250円、1日8時間月5~7日で2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月80~112時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A12。
457	6460	甲9-21	457 金子 裕	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動に関わる調査補助及び関係書類の整理	資料収集 生活・保健福祉行政等	87,300	87,300	100%	87,300	丙A13	時給900円、1日8時間月11~18日で1名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月85~97時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A13。
458	6461	甲9-21	458 佐藤 良	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	150,000	150,000	100%	150,000	丙A14	時給1000円、1日8時間週休2日2名雇用している。すべて政務活動業務補助に従事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら毎月88~150時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。特に6月以降は一律150時間であり、特に疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A14。
459	6462	甲9-21	459 山形 修治	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助他	資料収集 生活・保健福祉行政等	162,000	105,538	65%	105,538	丙A15	時給1000円、1名雇用している。毎月137~184時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何故増えたのか何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。毎月15万円を超える月はマニュアル(甲8p11)の上限度(年間180万円)に合わせ15万円が充当額とされている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。充当額の記載が不透明であり不明である。	同上。	同上。 尚、丙A15。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張		
							従業者数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証	
460	6463	甲9-21	460	若林 和雄	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	事務一般	資料整理 農林・環境行政等	138,600	118,500	85%	118,500	丙A16	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)、6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが6月と3月はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A16。
461	6464	甲9-21	461	若林 和雄	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.32	時給900円	一般事務及び運転	資料整理 県政経営行政等	31,500	31,500	100%	31,500	丙A45	時給900円、1日7時間週休2日で1名雇用しており(Aとする)、6か月は同条件でもう1名(Bとする)雇用している。すべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されているが6月と3月はマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう一部減額されている。毎月91~189時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A45。
462	6465	甲9-21	462	五十嵐 清	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助	資料整理 県政経営行政等	96,000	96,000	100%	96,000	丙A34	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A34。
463	6466	甲9-21	463	五十嵐 清	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政務調査補助、資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A35	時給1000円で4月から1名(Aとする)、6月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に就事したとして按分されずすべて政務活動費に充当されている。しかしながら4月は1名で96時間、6月以降は136~144時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A35。
464	6467	甲9-21	464	岩崎 信	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政務活動に係る活動補助及び関係書類の作成	資料収集 文教・警察行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	固定給31万円、1名を雇用しているが、177時間~222.5時間の労働時間で、7月に29日連続勤務があるなど労働基準法に違反した労働をさせていることになる。政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるが、政務活動業務時間数の記載なく、マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されている。明らかに過剰な給与と考えられ、他の業務に従事している割合はもっと多いと考えられる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A17。
465	6468	甲9-21	465	小林 幹夫	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	97,200	84,000	86%	84,000	丙A18	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。
466	6469	甲9-21	466	小林 幹夫	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 土壌整備行政等	66,000	66,000	100%	66,000	丙A19	時給900円(Aとする)と1000円(Bとする)の2名を雇用しているが、4月132時間、5月以降は171~183時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。マニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう按分されている。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A19。
467	6470	甲9-21	467	五月女 裕久彦	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政務調査の資料収集及び資料整理	資料収集 農林・環境行政等	193,600	18,540	10%	18,540	丙A20	1日8時間週休2日時給1100円で1名を雇用しているが、月120~176時間で、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われるがマニュアル(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。18540円の充当は趣旨不明である。	同上。	同上。 尚、丙A20。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	控分	違法金額	契約書	被控訴人の主張		
							従業員数(複数の場合) は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的形的事実の提示(請求原因)	被控訴人・補助参加人らの主張
468	6471	甲9-21	468 花塚 隆志	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る調査補助及び書類の作成	現地調査 県政経営行政等	136,000	102,000	75%	102,000	丙A21	時給1000円、1日8時間週休2日で2名雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に從事したとしておりが、4月を除きマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A21。
469	6472	甲9-21	469 花塚 隆志	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に係る活動補助及び書類の作成	資料作成 県政経営行政	48,000	48,000	100%	48,000	丙A22	時給1000円、1日8時間週休2日で2名雇用しており(A・Bとする)、すべて政務活動業務補助に從事したとしておりが、4月を除きマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。毎月128~208時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A22。
470	6473	甲9-21	470 早川 尚秀	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に関する現地調査、資料整理	資料作成、現地調査 県土整備行政等	45,000	45,000	100%	45,000	丙A36	5月から時給1000円で1名を雇用し、政務活動補助業務に從事させているが、12月までは20~25時間程度であり、議員個人の雇用する従業員が政務活動補助に從事する時間としてはこの程度で足りると思われる。ただし、1月以降増え3月は45時間と多いため、その必要性については疑問がある。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A36。
471	6474	甲9-21	471 神谷 幸伸	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	パート	資料収集 商工・経済企業行政等	158,400	150,000	95%	150,000	丙A37	1日8時間週休2日時給900円で1名を雇用しているが、月152~176時間にも及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。控分せず、マニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるよう減額されているのみである。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A37。
472	6475	甲9-21	472 蟻良 昭人	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	70,800	70,800	100%	70,800	丙A38	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に從事したとして控分せずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A38。
473	6476	甲9-21	473 蟻良 昭人	H28.3.31	人		1	H27.7.1~H28.3.31	時給1,200円	政務活動に関する調査補助	資料収集 県土整備行政等	75,600	75,600	100%	75,600	丙A47	時給1200円で4月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の2名雇用している。いずれもすべて政務活動業務補助に從事したとして控分せずすべて政務活動費に充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円になるようAにつき一部減額して充当されている。122~151時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A47。
474	6477	甲9-21	474 三森 文徳	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政務調査補佐	資料収集 文教・警察行政等	131,000	131,000	100%	131,000	丙A23	1日週休2日時給1000円で1名を雇用し、すべて政務活動補助に從事しているとするが、月120~176時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A23。
475	6478	甲9-21	475 石坂 真一	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	現地調査 文教・警察行政等	23,400	23,400	100%	23,400	丙A39	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に從事しているとする、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ8時間あるほかは月12~15時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に從事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。 尚、丙A39。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証表	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容				控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張			
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	一般的形的事実の提示(請求原因)	一般的形的事実の提示について	反証	
476	6479	甲9-21	476 石坂 真一	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 文教・警察行政等	46,800	46,800	100%	46,800	丙A40	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとして、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間である場合は月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A40。
477	6480	甲9-21	477 石坂 真一	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料収集 県土整備行政等	38,700	38,700	100%	38,700	丙A41	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとして、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間である場合は月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A41。
478	6481	甲9-21	478 石坂 真一	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政務活動補助、資料整理等	資料整理 農林・環境行政等	33,300	33,300	100%	33,300	丙A42	5月から時給900円で月により2~4名を雇用し、すべて政務活動補助に従事しているとして、金額が充当されている。ただしマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円を超えるときは一部減額して充当されている。1月のみ68時間である場合は月112~175時間に及んでおり、何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A42。
479	6482	甲9-21	479 木村 好文	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政務活動にかかわる補助	資料収集 文教・警察行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日週休2日固定給38万円1名を雇用しているが、136時間~168時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上、丙A24。
480	6483	甲9-21	480 高橋 文吉	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 商工・経済企業行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定給35万円1名を雇用しているが、160~170時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A25。
481	6484	甲9-21	481 平池 秀光	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 文教・警察行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日8時間週休1日固定給30万円1名を雇用しており、事実とすると時間外手当を支払わず週48時間働かせることになる。176~208時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしているがマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。なお番号6190甲9-21p187は木村好文となっているが平池秀光の誤りである。	同上。	同上、丙A26。
482	6485	甲9-21	482 板橋 一好	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政務活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	週休2日中で日によって時間数は異なるが固定給30万円1名を雇用している。月140~173時間の労働時間で、政務活動以外の業務への従事も予定されているところ、実績表に勤務時間数の記載はあるがうち政務活動業務時間数の記載なく、按分で一律2分の1にしてマニュアル(甲8p11)の上限額(年間180万円)15万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政務活動に費やす時間としては過剰であり、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか「行政」というだけで政務活動ではない疑いがある。	同上。	同上、丙A27。

・月単位の給与の支払日は対当月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証	
483	6486	甲9-21	483	とちぎ自民党議員会	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	220,350	220,350	100%	220,350	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどう利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れている。そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当しにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
484	6487	甲9-21	484	とちぎ自民党議員会	H27.4.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	159,120	159,120	100%	159,120	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどう利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れている。そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当しにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。
485	6488	甲9-21	485	とちぎ自民党議員会	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	211,230	211,230	100%	211,230	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどう利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れている。そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当しにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
486	6489	甲9-21	486	とちぎ自民党議員会	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	157,950	157,950	100%	157,950	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどう利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れている。そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当しにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。
487	6490	甲9-21	487	とちぎ自民党議員会	H27.5.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	206,670	206,670	100%	206,670	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどう利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れている。そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当しにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
488	6491	甲9-21	488	とちぎ自民党議員会	H27.5.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	155,610	155,610	100%	155,610	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどう利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れている。そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当しにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証英	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被取戻人の主張					
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証		
489	6492	甲9-21	489	とちぎ自民党議員会	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理		206,670	206,670	100%	206,670	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に充当しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
490	6493	甲9-21	490	とちぎ自民党議員会	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理		155,610	155,610	100%	155,610	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に充当しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。
491	6494	甲9-21	491	とちぎ自民党議員会	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理		206,670	206,670	100%	206,670	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に充当しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
492	6495	甲9-21	492	とちぎ自民党議員会	H27.8.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理		155,610	155,610	100%	155,610	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に充当しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。
493	6496	甲9-21	493	とちぎ自民党議員会	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理		206,670	206,670	100%	206,670	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に充当しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
494	6497	甲9-21	494	とちぎ自民党議員会	H27.9.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理		155,610	155,610	100%	155,610	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に充当しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証紙	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	配分	違法金額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張		
							従事員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証	
495	6498	甲9-21	495	とちぎ自民党議員会	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	206,670	206,670	100%	206,670	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出動日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
496	6499	甲9-21	496	とちぎ自民党議員会	H27.10.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	155,610	155,610	100%	155,610	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出動日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。
497	6500	甲9-21	497	とちぎ自民党議員会	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	206,670	206,670	100%	206,670	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出動日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
498	6501	甲9-21	498	とちぎ自民党議員会	H27.11.30	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	155,610	155,610	100%	155,610	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出動日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。
499	6502	甲9-21	499	とちぎ自民党議員会	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	206,670	206,670	100%	206,670	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出動日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
500	6503	甲9-21	500	とちぎ自民党議員会	H27.12.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	155,610	155,610	100%	155,610	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出動日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証憑	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人の主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について	反証	
501	6504	甲9-21	501	とちぎ自民党委員会	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	206,670	206,670	100%	206,670	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
502	6505	甲9-21	502	とちぎ自民党委員会	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	155,610	155,610	100%	155,610	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。
503	6506	甲9-21	503	とちぎ自民党委員会	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	206,670	206,670	100%	206,670	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
504	6507	甲9-21	504	とちぎ自民党委員会	H28.2.29	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	155,610	155,610	100%	155,610	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。
505	6508	甲9-21	505	とちぎ自民党委員会	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	206,670	206,670	100%	206,670	丙A53	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A53。
506	6509	甲9-21	506	とちぎ自民党委員会	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	資料整理	155,610	155,610	100%	155,610	丙A54	会派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政務活動業務に従事しているが、実績表には按分割合も充当額の記載もない。これ自体政務活動費充当の要件を満たしておらず違法である。実績表には、補助業務内容として、すべての出勤日について「資料整理」とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政務活動専従の2名の1年を通じ何の資料を整理したのか、整理した資料はどのように利用されたのか何ら明らかではない。2名の職員が資料整理のみに明け暮れており、そのために20万円と15万円の給与が支払われるということは通常考えられないことであり、2名の職員は自派に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち2名分の給与を政務活動補助業務に従事しているものとして政務活動費で充当したにすぎないという疑いがある。	同上。	同上。 尚、丙A54。

別紙2

とちぎ自民党主張整理表

番号	証拠	ページ	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的形的事実の提示(請求原因)	一般的形的事実の提示について	反証
507	6510	甲9-21	507	とちぎ自民党議員会	H27.4.30					98,879	49,703	50%	49,703	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	一般的形的事実の提示(請求原因)	本件条例によれば、人件費とは、会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費(給料、手当、社会保険料、賞金等)とされている(別表)。職員との関係が不明であること直ちに違法な支出であると判断することはできず、抽象的な可能性を主張するにとどまるものであって、違法な支出であることの一般的、外形的事実がないため、個別に検討するまでもなく支出が違法であるとは認められない(宇都宮地裁H31.11.15判決)。	6486~6509にかかるとちぎ自民党議員会政務活動補助員2名の社会保険料である。尚、丙A53、54。	
508	6511	甲9-21	508	とちぎ自民党議員会	H27.5.31					98,879	49,703	50%	49,703	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
509	6512	甲9-21	509	とちぎ自民党議員会	H27.6.30					98,879	49,703	50%	49,703	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
510	6513	甲9-21	510	とちぎ自民党議員会	H27.7.31					98,879	49,703	50%	49,703	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
511	6514	甲9-21	511	とちぎ自民党議員会	H27.8.31					98,879	49,703	50%	49,703	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
512	6515	甲9-21	512	とちぎ自民党議員会	H27.9.30					108,654	54,593	50%	54,593	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
513	6516	甲9-21	513	とちぎ自民党議員会	H27.10.31					108,654	54,593	50%	54,593	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
514	6517	甲9-21	514	とちぎ自民党議員会	H27.11.30					108,654	54,593	50%	54,593	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
515	6518	甲9-21	515	とちぎ自民党議員会	H27.12.31					108,654	54,593	50%	54,593	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
516	6519	甲9-21	516	とちぎ自民党議員会	H28.1.31					108,654	54,593	50%	54,593	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
517	6520	甲9-21	517	とちぎ自民党議員会	H28.2.29					108,654	54,593	50%	54,593	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
518	6521	甲9-21	518	とちぎ自民党議員会	H28.3.31					108,616	54,594	50%	54,594	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
519	6522	甲9-21	519	とちぎ自民党議員会	H27.7.8					38,493	38,493	100%	38,493	丙A53、54	証拠書類と2名の職員との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であって政務活動との関係が何ら明らかにされていない以上、政務活動費での充当は違法である。	同上。	同上。	同上。尚、丙A53、54。	
計											64,759,278	45,981,947		45,981,947					

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張		
							従業員数(複数 の場合は特定)	雇用期間	給料								職務内容	一般的外形的事実の揭示(請求原因)	一般的外形的事実の揭示について
520	1049	甲9-40 1	佐藤 栄	H27.4.30	人		A	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B2の 1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各目として「賞金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	契約書に照らすと、専従である。
521	1050	甲9-40 2	佐藤 栄	H27.4.30	人		B	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B2の 2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各目として「賞金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	契約書に照らすと、専従である。
522	1051	甲9-40 3-6	松井 正一	H27.5.20	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間155時間中、政務活動業務時間77.5時間	124,000	62,000	50%	¥62,000	丙B3の 1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し、就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。	
523	1052	甲9-40 4-7	松井 正一	H27.5.20	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間177時間中、政務活動業務時間88.5時間	141,600	70,800	50%	¥70,800	丙B3の 2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し、就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。	
524	1053	甲9-40 5-8	松井 正一	H27.5.20	人		C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間147.5時間中、政務活動業務時間73.5時間	118,000	58,800	50%	¥58,800	丙B3の 3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し、就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。	
525	1054	甲9-40 9	斉藤 孝明	H27.4.30	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給100,000円	政務活動業務補助	県施策の充実・強化を図るための調査活動、県民生活部所管事項に関する調査、県民生活部所管事項に関する調査、県議会委員会所管事項に関する調査、県議会委員会所管事項に関する調査、県議会委員会所管事項に関する調査、政務調査活動報告書作成に関する事務処理他	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B4の 2	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日6万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動として充当している。補充業務内容には、「県施策の充実・強化を図るための調査活動他」「県議会委員会所管事項に関する調査活動他」等と、一見すると調査内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同議員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助」臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」とおりである。	
526	1055	甲9-40 10	斉藤 孝明	H27.4.30	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給50,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書作成に関する事務処理、県民生活部所管事項に関する調査、県民生活部所管事項に関する調査、県議会委員会所管事項に関する調査、県議会委員会所管事項に関する調査、政務調査活動報告書作成に関する事務処理他	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B4の 1	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日6万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動として充当している。補充業務内容には、「県施策の充実・強化を図るための調査活動他」「県議会委員会所管事項に関する調査活動他」等と、一見すると調査内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Bを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同議員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助」臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」とおりである。	
527	1056	甲9-40 11-12	加藤 正一	H27.4.30	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B5の 1	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、日々6日9~12日、延時間数64~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間72時間延べ64時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同議員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助」臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証紙	甲9-40 ページ (右)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容								一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について
528	1057	甲9-40 13-14	加藤 正一	H27.4.30	人		B	H27.4.1~H2 8.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B5の 2	4月から3月まで1日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延長時間54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務・臨時雇用職員 出勤簿」としておりある。	
529	1058	甲9-40 15-16	加藤 正一	H27.4.30	人		C	H27.4.1~H2 8.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B5の 3	4月から3月まで1日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延長時間54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務・臨時雇用職員 出勤簿」としておりある。	
530	1059	甲9-40 丙B10 の1	民主党・無所属クラブ	H27.5.7	人		A			契約書提出なし	政務調査事務補助	9,000	9,000	100%	¥9,000		底通では、会派として、平成27年5月7日に1名9,000円、同月18日に4名各4,500円、同月20日に1名3,000円を職員に支給した資金として支給したとし、添付の領収証では、いずれも政務活動事務補助として支給されたこととなっている。しかしながら、具体的に何をしたのか記載されておらず、真実政務活動業務に従事したのか不明である。何ゆえ平成27年5月に集中的に会派として政務活動補助業務として臨時のアルバイトを雇い、何をさせたのか、なぜ必要だったのか明らかにされない限り違法と言わざるを得ない。労働条件明示書ないし雇用契約書、並びに業務内容が明らかになる資料により明らかにされなければならない。	民主市民クラブは、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日・時間は、「政務活動補助業務・臨時雇用職員 出勤簿」としておりある。	
531	1060	甲9-40 丙B10 の2	民主党・無所属クラブ	H27.5.18	人		B			契約書提出なし	政務調査事務補助	4,500	4,500	100%	¥4,500		底通では、会派として、平成27年5月7日に1名9,000円、同月18日に4名各4,500円、同月20日に1名3,000円を職員に支給した資金として支給したとし、添付の領収証では、いずれも政務活動事務補助として支給されたこととなっている。しかしながら、具体的に何をしたのか記載されておらず、真実政務活動業務に従事したのか不明である。何ゆえ平成27年5月に集中的に会派として政務活動補助業務として臨時のアルバイトを雇い、何をさせたのか、なぜ必要だったのか明らかにされない限り違法と言わざるを得ない。労働条件明示書ないし雇用契約書、並びに業務内容が明らかになる資料により明らかにされなければならない。	民主市民クラブは、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日・時間は、「政務活動補助業務・臨時雇用職員 出勤簿」としておりある。	
532	1061	甲9-40 丙B10 の3	民主党・無所属クラブ	H27.5.18	人		C			契約書提出なし	政務調査事務補助	4,500	4,500	100%	¥4,500		底通では、会派として、平成27年5月7日に1名9,000円、同月18日に4名各4,500円、同月20日に1名3,000円を職員に支給した資金として支給したとし、添付の領収証では、いずれも政務活動事務補助として支給されたこととなっている。しかしながら、具体的に何をしたのか記載されておらず、真実政務活動業務に従事したのか不明である。何ゆえ平成27年5月に集中的に会派として政務活動補助業務として臨時のアルバイトを雇い、何をさせたのか、なぜ必要だったのか明らかにされない限り違法と言わざるを得ない。労働条件明示書ないし雇用契約書、並びに業務内容が明らかになる資料により明らかにされなければならない。	民主市民クラブは、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日・時間は、「政務活動補助業務・臨時雇用職員 出勤簿」としておりある。	
533	1062	甲9-40 丙B10 の4	民主党・無所属クラブ	H27.5.18	人		D			契約書提出なし	政務調査事務補助	4,500	4,500	100%	¥4,500		底通では、会派として、平成27年5月7日に1名9,000円、同月18日に4名各4,500円、同月20日に1名3,000円を職員に支給した資金として支給したとし、添付の領収証では、いずれも政務活動事務補助として支給されたこととなっている。しかしながら、具体的に何をしたのか記載されておらず、真実政務活動業務に従事したのか不明である。何ゆえ平成27年5月に集中的に会派として政務活動補助業務として臨時のアルバイトを雇い、何をさせたのか、なぜ必要だったのか明らかにされない限り違法と言わざるを得ない。労働条件明示書ないし雇用契約書、並びに業務内容が明らかになる資料により明らかにされなければならない。	民主市民クラブは、職員Dを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日・時間は、「政務活動補助業務・臨時雇用職員 出勤簿」としておりある。	
534	1063	甲9-40 丙B10 の5	民主党・無所属クラブ	H27.5.18	人		A			契約書提出なし	政務調査事務補助	4,500	4,500	100%	¥4,500		底通では、会派として、平成27年5月7日に1名9,000円、同月18日に4名各4,500円、同月20日に1名3,000円を職員に支給した資金として支給したとし、添付の領収証では、いずれも政務活動事務補助として支給されたこととなっている。しかしながら、具体的に何をしたのか記載されておらず、真実政務活動業務に従事したのか不明である。何ゆえ平成27年5月に集中的に会派として政務活動補助業務として臨時のアルバイトを雇い、何をさせたのか、なぜ必要だったのか明らかにされない限り違法と言わざるを得ない。労働条件明示書ないし雇用契約書、並びに業務内容が明らかになる資料により明らかにされなければならない。	民主市民クラブは、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日・時間は、「政務活動補助業務・臨時雇用職員 出勤簿」としておりある。	

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証紙	甲9-40 バーコード (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容								一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について
535	1064	甲9-40 丙B10 の6	民主党・無所属クラブ	H27.5.20	人		E		契約書提出なし	政務調査事務補助	3,000	3,000	100%	¥3,000		民達では、金派として、平成27年5月7日に1名9,000円、同月18日に4名各4,500円、同月20日に1名3,000円を職員に支給した賞金として支給されたこと、添付の領収証では、いずれも政務活動事務補助として支給されたこととなっている。しかしながら、具体的に何をしたのか記載されておらず、真実政務活動業務に従事したのか不明である。何ゆえ平成27年5月に集中的に金派として政務活動補助業務として臨時のアルバイトを雇い、何をさせたのか、なぜ必要だったのか明らかにされない限り違法と言わざるを得ない。労働条件明示書ないし雇用契約書、並びに業務内容が明らかになる資料により明らかにされなければならない。	民主市民クラブは、職員Eを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日・時間は、「政務活動業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。		
536	1065	甲9-40	佐藤 栄	H27.5.31	人		A	H27.4.~	時給1,500円	政務調査補助	72,000	72,000	100%	¥72,000	丙B2の1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月もあり、添付されているのは領収書のみであり、各自として賞金としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。		
537	1066	甲9-40	佐藤 栄	H27.5.31	人		B	H27.4.~	時給1,500円	政務調査補助	75,000	75,000	100%	¥75,000	丙B2の2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月もあり、添付されているのは領収書のみであり、各自として賞金としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。		
538	1067	甲9-40	山田 みやこ	H27.5.29	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に対する事務補助	20,000	20,000	100%	¥20,000	丙B6	5月及び6月と8月から3月まで人件費が充当されているが、5月及び6月は名目の記載されない領収書が添付されているだけで政務活動のため支出とは認められない。8月8日は時給1,000円で時間数が記載されているが、領収書に「政務活動事務処理に関する人件費」とあるものの、その後の記載もなく、おおよそ政務活動のために要した人件費とは認められない。	山田みやこ議員は、専ら政務活動に対する事務補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行わせていたものである。		
539	1068	甲9-40	松井 正一	H27.6.19	人		A	H27.4.1~H28.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	45,600	22,800	50%	¥22,800	丙B3の1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務課時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。		
540	1069	甲9-40	松井 正一	H27.6.19	人		B	H27.4.1~H28.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	40,800	20,400	50%	¥20,400	丙B3の2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務課時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。		
541	1070	甲9-40	松井 正一	H27.6.19	人		C	H27.4.1~H28.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	43,200	21,600	50%	¥21,600	丙B3の3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務課時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。		
542	1071	甲9-40	斎藤 孝明	H27.5.31	人		B	H27.4.1~H28.3.31	月給50,000円	政務活動業務補助	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B4の1	4月から3月まで1日8時間日給8,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日10万円、計月額24日192時間計18万円を支給し、100%を政務活動として支出している。補充業務内容は、「県議会の充実・強化を図るための調査活動他」県県土整備部所管事項に関する「現況調査他」等と、一見すると施設内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要すると到底考えられず、充当は違法である。	斎藤孝明議員は、職員Bを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助・臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」のとおりである。		

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料								職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について
543	1072	甲9-40 34	斉藤 孝明	H27.5.31	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給100,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書作成に関する事務処理、議会活動の充実・強化に関する調査、県産産物観光光部所管事項に関する調査、県農土整備部所管事項に関する現況調査等	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B4の2	4月から3月まで1日8時間日給8,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日6万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動として充当している。補償業務内容は、「産物産物の充実・強化を図るための調査活動」「県農土整備部所管事項に関する現況調査等」と、一見すると実務内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助・臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」とおりである。	
544	1073	甲9-40 35-36	加藤 正一	H27.5.31	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の1	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延長時間54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。	
545	1074	甲9-40 37-37-1 (37/38)	加藤 正一	H27.5.31	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の2	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延長時間54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。	
546	1075	甲9-40 38-39	加藤 正一	H27.5.31	人		C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の3	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延長時間54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。	
547	1076	甲9-40 丙B8の 1071	船山 幸雄	H27.5.31	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給70,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県農土整備部所管事項に関する環境調査、政務活動報告書作成に関する事務処理等	150,000	150,000	100%	¥150,000	丙B7の1	5月に1日75,000円で20日1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名1日8,250円で16日13万円を合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した賃金とあるだけで政務活動に従事したのかは記載されておらず、政務活動に従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月延20日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数も具体的に明らにされ、それに依り按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務活動業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。船山議員は、当初職員Aに14日/月、職員Bに5日/月勤務してもらう予定だったが、職員Bが5月だけ勤務できない事情が生じたため、急遽無理を言って、5月に限り、職員Aに20日間出勤してもらい、仕事モードであったため、自給単価をこの月だけ7,500円に上げて対応したものである。	
548	1077	甲9-40 41	佐藤 栄	H27.6.30	人		A	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	75,000	75,000	100%	¥75,000	丙B2の1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各自として「賃金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	
549	1078	甲9-40 42	佐藤 栄	H27.6.30	人		B	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	72,000	72,000	100%	¥72,000	丙B2の2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各自として「賃金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	
550	1079	甲9-40 43-44	山田 みやこ	H27.6.30	人		1	H27.5.1~H2 8.3.31	時給1,000円	政務活動に対する事務補助	実績表なし(領収書のみ)	40,000	40,000	100%	¥40,000	丙B6	5月及び6月から3月まで人員費が充当されているが、5月及び6月は各自の記載しない領収書が添付されているだけで政務活動のための支出とは認められない。8月8日は時給1,000円で時間費が記載されているが、領収書に「政務活動事務処理に関する人員費」とあるものの、その余の記載もなく、おおよそ政務活動のために要した人員費とは認められない。	山田みやこ議員は、専ら政務活動に対する事務補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料								職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について
551	1080	甲9-40	45-48	松井 正一	H27.6.30	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間6.4、5時間中、政務活動業務時間3.2時間	51,600	25,600	50%	¥25,600	丙B3の1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、毎月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計2.9、5時間と突出して多いが、同月12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務活動時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づき支出である。	
552	1081	甲9-40	46-49	松井 正一	H27.6.30	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間7.0時間中、政務活動業務時間3.5時間	56,000	28,000	50%	¥28,000	丙B3の2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、毎月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計2.9、5時間と突出して多いが、同月12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務活動時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づき支出である。	
553	1082	甲9-40	47-50	松井 正一	H27.6.30	人	C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間7.2時間中、政務活動業務時間3.6時間	57,600	28,800	50%	¥28,800	丙B3の3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、毎月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計2.9、5時間と突出して多いが、同月12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務活動時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づき支出である。	
554	1083	甲9-40	51	斉藤 孝明	H27.6.30	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給50,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書作成に関する事務処理、県経営管理部所管事項に関する調査、県教育委員会所管事項に関する調査、県警察本部所管事項に関する調査、県農政部所管事項に関する調査	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B4の1	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月9日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補余業務内容には、「施策の充実・強化を図るための調査活動他」「県農土整備部所管事項に関する現況調査他」と、一見すると施策内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Bを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容が、「政務調査業務補助-臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」としており。	
555	1084	甲9-40	52	斉藤 孝明	H27.6.30	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給100,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書作成に関する事務処理、県経営管理部所管事項に関する調査、県保健福祉部所管事項に関する調査、県教育委員会所管事項に関する調査、県警察本部所管事項に関する調査、県農政部所管事項に関する調査、県産業労働観光部所管事項に関する調査	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B4の2	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補余業務内容には、「施策の充実・強化を図るための調査活動他」「県農土整備部所管事項に関する現況調査他」と、一見すると施策内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容が、「政務調査業務補助-臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」としており。	
556	1085	甲9-40	53-54	加藤 正一	H27.6.30	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の1	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1.3日ないし4日、延べ日数9~12日、延長時間数4~72時間(政務活動補助業務に従事しているとして支給額100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ4時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤簿」としており。	
557	1086	甲9-40	55-56	加藤 正一	H27.6.30	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の2	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1.3日ないし4日、延べ日数9~12日、延長時間数4~72時間(政務活動補助業務に従事しているとして支給額100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ4時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤簿」としており。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人の主張	
							従業員数(複数 の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容								一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について
558	1087	甲9-40 57-58	加藤 正一	H27.6.30	人		C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類 の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B50 3	4月から3月まで1日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として 雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時数54~72時 間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充 当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内 容として「政務活動補助業務」とは記載されていない。また、 「政務活動補助業務」の具体的な業務内容が記載されておらず、 政務活動に従事したのかは疑いがある。また、 政務活動補助業務月間3名で延べ54時間~72時間要するとは考 えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Cを、専ら政務活動補助 業務のために雇用し、同業務のみを行っていた ものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務 活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」とおりで ある。	
559	1088	甲9-40 丙B8の 1の2	船山 幸雄	H27.6.30	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給70,000円	指定廃棄物最終処分に関する調査、県 東土壌汚染対策部所管事項に関する調査、 県環境森林部所管事項に関する調査、 政務活動報告書作成に関する事務 処理他	政務調査業務補助	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B70 1	5月に1日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で 10日5万円を1名と日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円 を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし、 証明書類にも支給した資金とあるだけで政務活動に従事したのかは 記載されておらず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に 政務活動に従事した時間があったとしても、月26日を政務活動に 要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らかにな り、それに従って按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼 付欄に「領収書-出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開 示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助 業務のために雇用し、同業務のみを行っていた ものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内 容は、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤 簿」とおりである。 船山議員は、職員Aから、自分の勤務日数を少な くして欲しいとの要望が出されたため、6月以降 は、職員Aが10日/月、職員Bが16日/月出 勤するシフトに変更し、職員Aの日給単価を5,000 円に削減した。	
560	1089	甲9-40 丙B8の 1の2	船山 幸雄	H27.6.30	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給80,000円	指定廃棄物最終処分に関する調査、県 東土壌汚染対策部所管事項に関する調査、 県環境森林部所管事項に関する調査、 政務活動報告書作成に関する事務 処理他	政務調査業務補助	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B70 2	5月に1日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で 10日5万円を1名と日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円 を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし、 証明書類にも支給した資金とあるだけで政務活動に従事したのかは 記載されておらず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に 政務活動に従事した時間があったとしても、月26日を政務活動に 要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らかにな り、それに従って按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼 付欄に「領収書-出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開 示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助 業務のために雇用し、同業務のみを行っていた ものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内 容は、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤 簿」とおりである。 船山議員は、当初職員Aに14日/月、職員Bに1 6日/月勤務してもらう予定だったが、職員Aから 勤務日数を少なくして欲しいとの要望が出され、6 月以降は、職員Aが10日/月、職員Bが16日/月 出勤するシフトに変更し、職員Aの日給単価を 5,000円、職員Bの日給単価を6,250円に引き上げ対応 することとしたものである。	
561	1090	甲9-40	佐藤 栄	H27.7.31	人		A	H27.4.~	時給1,500円	実績表なし(領収書のみ)	政務調査補助	81,000	81,000	100%	¥81,000	丙B20 1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が 54,000円であるを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超え る月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各目として「資 金として」としか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及び その時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助 業務のために雇用し、同業務のみを行っていた ものである。	
562	1091	甲9-40	佐藤 栄	H27.7.31	人		B	H27.4.~	時給1,500円	実績表なし(領収書のみ)	政務調査補助	81,000	81,000	100%	¥81,000	丙B20 2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が 54,000円であるを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超え る月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各目として「資 金として」としか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及び その時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助 業務のために雇用し、同業務のみを行っていた ものである。	
563	1092	甲9-40	松井 正一	H27.7.31	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動費の整理補助、県政への要望 事項の整理補助 勤務時間103.5時間中、政務活動業 務時間51.5時間	政務活動に関する活動補助並びに関係 書類の作成	82,800	41,200	50%	¥41,200	丙B30 1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうな る)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で 按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載さ れているのは「政務活動費の整理補助」ないし「県政への要望事 項の整理補助」で、具体的な項目の記載がなく、かつ、政務活動業務 時間数とされているのは、就業時間の半分の時間(総数により誤差 はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時 間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政 務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に 県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほ どの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは 考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務 とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、 「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時 間に対する政務活動業務に従事した時間の比率 を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費と して請求し、給付を受けたものであり、活動実績に 基づく支出である。	
564	1093	甲9-40	松井 正一	H27.7.31	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動費の整理補助、県政への要望 事項の整理補助 勤務時間104時間中、政務活動業務時 間52時間	政務活動に関する活動補助並びに関係 書類の作成	83,200	41,600	50%	¥41,600	丙B30 2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうな る)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で 按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載さ れているのは「政務活動費の整理補助」ないし「県政への要望事 項の整理補助」で、具体的な項目の記載がなく、かつ、政務活動業務 時間数とされているのは、就業時間の半分の時間(総数により誤差 はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時 間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政 務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に 県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほ どの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは 考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務 とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、 「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時 間に対する政務活動業務に従事した時間の比率 を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費と して請求し、給付を受けたものであり、活動実績に 基づく支出である。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠 頁9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容				案帳表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張	
						従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容							一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証	
565	1094	甲9-40 65-68	松井 正一	H27.7.31	人	C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助 勤務時間98時間中、政務活動業務時間49時間	78,400	39,200	50%	¥39,200	丙B3の3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(按分により誤差はある)であり、ほぼ月1008時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に費やすとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙があった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づき支出である。		
566	1095	甲9-40 69	斉藤 孝明	H27.7.31	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給100,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書類作成に関する事務処理、県産業労働観光部所管事項に関する調査、県総合政策部所管事項に関する調査、県農林部所管事項に関する調査、県環境森林部所管事項に関する調査、県警察本部所管事項に関する調査、県教育委員会所管事項に関する調査	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B4の2	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補佐業務内容には、「兼業主業の充実・強化を図るための調査活動他」「県農土整備部所管事項に関する現況調査他」等と、一見すると施策内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助-臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」のとおりである。		
567	1096	甲9-40 70	斉藤 孝明	H27.7.31	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給50,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書類作成に関する事務処理、県産業労働観光部所管事項に関する調査、県総合政策部所管事項に関する調査、県警察本部所管事項に関する調査、県教育委員会所管事項に関する調査、県環境森林部所管事項に関する調査	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B4の1	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補佐業務内容には、「兼業主業の充実・強化を図るための調査活動他」「県農土整備部所管事項に関する現況調査他」等と、一見すると施策内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Bを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助-臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」のとおりである。		
568	1097	甲9-40 71-72	加藤 正一	H27.7.31	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の1	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。		
569	1098	甲9-40 73-74	加藤 正一	H27.7.31	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の2	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。		
570	1099	甲9-40 75-76	加藤 正一	H27.7.31	人	C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の3	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。		
571	1100	甲9-40 丙B8の1 103	船山 幸雄	H27.7.31	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給70,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県農土整備部所管事項に関する現況調査、政務活動報告書類作成に関する事務処理他	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B7の1	5月に1日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名16,000円で16日16万円を1名計2名合計15万円を支払ったとして、その100%を政務活動費に充当している。しかし、証明書類にも支給した金額とあるだけで政務活動に従事したのかすら記載されておらず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月延28日を政務活動に費やすとは考えられず、その内容、時間数も具体的に明らかにならず、それに従って按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書-出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。		

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	振替	違法金額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張		
							従業員数(複数 の場合は特定)	雇用期間	給料								職務内容	一般的形的事実の提示(請求原因)	一般的形的事実の提示について
572	1101	甲9-40 丙B8の 2の2	船山 幸雄	H27.7.31	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給80,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県 農土整備部所管事項に関する現況調 査、県環境森林部所管事項に関する調 査、政務活動報告書作成に関する事 務処理他	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B7の 2	5月に1日7500円で20日、1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で 10日5万円を1名と1日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円 を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証 明書類にも支給した「賞金」とあるだけで政務活動に従事したのかず ら記載されておらず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に 政務活動に従事した期間があったとしても、月28日を政務活動に 要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らかにされ ず、それに従い控弁されない限り違法である。なお、証拠書類の貼 付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開 示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助 業務のために雇用し、同業務のみを行っていた ものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内 容は、「政務活動業務補助・臨時雇用職員 出勤 簿」とおりである。 船山議員は、当初職員Aに14日、職員Bに1 6日、月勤務してもらう予定だったが、職員Aから 勤務日数を少なくしたいとの要望が出され、6 月以降は、職員Aが10日、職員Bが16日、 月出勤する予定に変更し、職員Bに負担がかかる ことから、自給基準をも、250円に引き上げて対応 することとしたものである。	
573	1102	甲9-40	佐藤 栄	H27.8.31	人		A	H27.4.~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	75,000	75,000	100%	¥75,000	丙B2の 1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が 34,000円であることを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超え る月も多い。添付されているのは領収書のみであり、名目として「賞 金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及び その時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業 務のために雇用し、同業務のみを行っていたも のである。	
574	1103	甲9-40	佐藤 栄	H27.8.31	人		B	H27.4.~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	75,000	75,000	100%	¥75,000	丙B2の 2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が 34,000円であることを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超え る月も多い。添付されているのは領収書のみであり、名目として「賞 金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及び その時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業 務のために雇用し、同業務のみを行っていたも のである。	
575	1104	甲9-40	山田 みや こ	H27.8.31	人		I	H27.5.1~H2 8.3.31	時給1,000円	政務活動に対する事務補助	実績表なし(領収書のみ)	81,000	81,000	100%	¥81,000	丙B6	5月及び6月と8月から3月まで人件費が充当されているが、5月及び 6月は名目の記載すらない領収書が添付されているだけで政務活 動のための支出とは認められない。8月8日は時給1,000円で時間数 が記載されているが、領収書に「政務活動業務に関する人件費」と あるものの、その余の記載もなく、およそ政務活動のために要した 人件費とは認められない。	山田みやこ議員は、専ら政務活動に対する事務 補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務 のみを行っていたものである。	
576	1105	甲9-40	松井 正一	H27.8.31	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係 書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望 事項の整理補助 勤務時間7.5時間中、政務活動業務 時間37.5時間	60,400	30,000	50%	¥30,000	丙B3の 1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で 控弁した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載さ れているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事 項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務 時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差 はある)であり、毎月100時間を超過しており、3名でそれほどの時 間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政 務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月12日に 県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほ どの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは 考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務 とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、 「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時 間に対する政務活動業務に従事した時間の比率 を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費 として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に 基づき支出である。	
577	1106	甲9-40	松井 正一	H27.8.31	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係 書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望 事項の整理補助 勤務時間8時間中、政務活動業務時 間39時間	62,400	31,200	50%	¥31,200	丙B3の 2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で 控弁した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載さ れているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事 項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務 時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差 はある)であり、毎月100時間を超過しており、3名でそれほどの時 間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政 務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月12日に 県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほ どの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは 考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務 とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、 「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時 間に対する政務活動業務に従事した時間の比率 を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費 として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に 基づき支出である。	
578	1107	甲9-40	松井 正一	H27.8.31	人		C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係 書類の作成	政務活動費の整理補助 勤務時間6.1.5時間中、政務活動業務 時間40.5時間	65,200	32,400	50%	¥32,400	丙B3の 3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で 控弁した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載さ れているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事 項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務 時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差 はある)であり、毎月100時間を超過しており、3名でそれほどの時 間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政 務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月12日に 県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほ どの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは 考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務 とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、 「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時 間に対する政務活動業務に従事した時間の比率 を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費 として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に 基づき支出である。	
579	1108	甲9-40	斉藤 孝明	H27.8.31	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給100,000円	政務調査業務補助	政務調査活動報告書作成に関する事 務処理、県環境森林部所管事項に関する 調査、県総合政策部所管事項に関する 調査、県総合政策部所管事項に関する 調査、県総合政策部所管事項に関する 調査、県総合政策部所管事項に関する 調査、県総合政策部所管事項に関する 調査	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B4の 2	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日 10万円、1名は月8日9万円、計月雇~24日192時間計15万円を交 給し、100%を政務活動費に充当している。補償業務内容には、 「推進策の充実・強化を図るための調査活動他」「県農土整備部所 管事項に関する現況調査他」等と、一見すると施策内容と実際の行 動が記載されているが記載があるが、それは具体的な記載とは 言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要 するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務 補助のために雇用し、同業務のみを行っていた ものであり、同職員が業務に就いた日及び業務 内容は、「政務調査業務補助・臨時雇用職員 出 勤簿兼領収書」とおりである。	

・月単位の給与の支払日は対当月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証紙	甲9-40 パンジ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料								職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について
596	1125	甲9-40	加藤 正一	H27.9.30	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B5の2	4月から3月まで1日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。	
597	1126	甲9-40	加藤 正一	H27.9.30	人		C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の3	4月から3月まで1日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。	
598	1127	甲9-40 丙B8の 105	船山 幸雄	H27.9.30	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給70,000円	指定廃棄物最終処分に関する調査、県 東土整備部所管事項に関する現況調 査、県環境森林部所管事項に関する調 査、政務活動報告書類作成に関する事 務処理他	指定廃棄物最終処分に関する調査、県東土整備部所管事項に関する現況調査、県環境森林部所管事項に関する調査、政務活動報告書類作成に関する事務処理他	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B7の1	5月に1日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名と1日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した資金とあるだけで政務活動に従事したのかを証明できず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月延26日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らかにされ、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。	
599	1128	甲9-40 丙B8の 204	船山 幸雄	H27.9.30	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給80,000円	指定廃棄物最終処分に関する調査、県 東土整備部所管事項に関する現況調 査、県環境森林部所管事項に関する調 査、政務活動報告書類作成に関する事 務処理他	指定廃棄物最終処分に関する調査、県東土整備部所管事項に関する現況調査、県環境森林部所管事項に関する調査、政務活動報告書類作成に関する事務処理他	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B7の2	5月に1日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名と1日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した資金とあるだけで政務活動に従事したのかを証明できず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月延26日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らかにされ、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。	
800	1129	甲9-40	平木 ちさこ	H27.9.30	人		1	H27.8.1~H3 1.4.30	月給40,000円(交通費 含む)	政務活動に係る補助及び関係書類の作 成	実績表なし(領収書のみ)	40,000	40,000	100%	¥40,000	丙B9	8月から3月まで1名をつき4万円円で雇用し、100%の額を政務活動費として充当している。しかしながら、8月分については勤務実績表が添付されており、7月7日各4時間計28時間の勤務であったことがわかるが、その後の月について給与支払の領収書が添付されているだけで勤務日数・時間も業務内容も不明であり、100%充当の根拠はない。8月の勤務実績表についても、「政務活動の整理、打合せ」程度しか記載がなく、真実政務活動業務に従事したのか合理的な疑いがある。	平木ちさこ議員は、専ら政務活動に係る補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務-勤務実績表」とおりである。	
601	1130	甲9-40	佐藤 栄	H27.10.31	人		A	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	81,000	81,000	100%	¥81,000	丙B2の1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのに対して、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各自として「資金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。	
602	1131	甲9-40	佐藤 栄	H27.10.31	人		B	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	81,000	81,000	100%	¥81,000	丙B2の2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各自として「資金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。	
603	1132	甲9-40	山田 みや こ	H27.10.31	人		1	H27.5.1~H2 8.3.31	時給1,000円	政務活動に対する事務補助	実績表なし(領収書のみ)	41,000	41,000	100%	¥41,000	丙B6	5月及び6月と8月から3月まで人員費が充当されているが、5月及び6月の名目の記載されない領収書が添付されているだけで政務活動のための支出とは認められない。8月8日は時給1,000円で時間数が記載されているが、領収書に「政務活動事務に対する人件費」とあるものの、その他の記載もなく、およそ政務活動のために要した人件費とは認められない。	山田みやこ議員は、専ら政務活動に対する事務補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行っていたものである。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証紙	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料								職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的的外形的事実の提示について
604	1133	甲9-40	126-129	松井 正一	H27.10.31	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間4時間中、政務活動業務時間27時間	43,200	21,600	50%	¥21,600	丙B30 1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上のような)で3名を雇用し、就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的な項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月には12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。	
605	1134	甲9-40	127-130	松井 正一	H27.10.31	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間6時間中、政務活動業務時間34時間	55,200	27,200	49%	¥27,200	丙B30 2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上のような)で3名を雇用し、就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的な項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月には12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。	
606	1135	甲9-40	128-131	松井 正一	H27.10.31	人	C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間5.5時間中、政務活動業務時間32.5時間	52,400	26,000	50%	¥26,000	丙B30 3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上のような)で3名を雇用し、就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的な項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月には12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。	
607	1136	甲9-40	132	斉藤 孝明	H27.10.31	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給100,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書作成に関する事務処理、県議会整備部所管事項に関する調査、県議会整備部所管事項に関する調査、県議会整備部所管事項に関する調査、県議会整備部所管事項に関する調査	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B40 2	4月から3月まで1日8時間日給8,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補充業務内容には、「実施策の充実・強化を図るための調査活動」「県議会整備部所管事項に関する調査」等と、一見すると実施内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2日24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同議員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助-臨時雇用職員 出勤簿兼収支書」としておりである。	
608	1137	甲9-40	133	斉藤 孝明	H27.10.31	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給50,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書作成に関する事務処理、県議会整備部所管事項に関する調査、県議会整備部所管事項に関する調査、県議会整備部所管事項に関する調査、県議会整備部所管事項に関する調査	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B40 1	4月から3月まで1日8時間日給8,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補充業務内容には、「実施策の充実・強化を図るための調査活動」「県議会整備部所管事項に関する調査」等と、一見すると実施内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2日24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Bを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同議員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助-臨時雇用職員 出勤簿兼収支書」としておりである。	
609	1138	甲9-40	134-135	加藤 正一	H27.10.31	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B50 1	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同議員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務補助-臨時雇用職員 出勤簿」としておりである。	
610	1139	甲9-40	136-137	加藤 正一	H27.10.31	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B50 2	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同議員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務補助-臨時雇用職員 出勤簿」としておりである。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	甲9-40ページ(右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張			
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料								職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
611	1140	甲9-40	138-139	加藤 正一	H27.10.31	人		C	H27.4.1~H28.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の3	4月から3月まで日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、週々日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務日間で延べ24時間~72時間とするは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。	
612	1141	甲9-40 丙B8の106	140-140-1	船山 幸雄	H27.10.31	人		A	H27.4.1~H28.3.31	月給70,000円	指定廃棄物最終処分に関する調査、県東土壌部所管事項に関する現況調査、県環境森林部所管事項に関する調査、政務活動報告書作成に関する事務処理他	政務調査業務補助	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B7の1	5月に日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名1日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した資金とあるだけで政務活動に従事したのかすら記載されておらず、政務活動に従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月延26日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らかにされ、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務活動補助業務・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。 船山議員は、職員Aから、自分の勤務日数を少なくして欲しいとの要望が出されたため、6月以降は、職員Aが10日/月、職員Bが16日/月出勤するシフトに変更し、職員Aの日給単価を5,000円に戻した。	
613	1142	甲9-40 丙B8の205	141-141-1	船山 幸雄	H27.10.31	人		B	H27.4.1~H28.3.31	月給80,000円	指定廃棄物最終処分に関する調査、県東土壌部所管事項に関する現況調査、県環境森林部所管事項に関する調査、政務活動報告書作成に関する事務処理他	政務調査業務補助	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B7の2	5月に日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名1日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した資金とあるだけで政務活動に従事したのかすら記載されておらず、政務活動に従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月延26日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らかにされ、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務活動補助業務・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。 船山議員は、当初職員Aに14日/月、職員Bに16日/月勤務してもらう予定だったが、職員Aから勤務日数を少なくして欲しいとの要望が出され、6月以降は、職員Aが10日/月、職員Bが16日/月出勤するシフトに変更し、職員Bに負担がかかることから、日給単価を6,250円に引き上げて対応することとしたものである。	
614	1143	甲9-40	142	平木 ちさこ	H27.10.31	人		1	H27.8.1~H31.4.30	月給40,000円(交通費含む)	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	実績表なし(領収書のみ)	40,000	40,000	100%	¥40,000	丙B9	8月から3月まで1名をつき4万円程度で雇用し、100%の額を政務活動費として充当している。しかしながら、8月分については勤務実績表が添付されており、7月各4時間計28時間の勤務であったことがわかるが、その後の月については給与支払の領収書が添付されているだけで勤務日数・時間内容が不明であり、100%充当の根拠はない。8月の勤務実績表についても、「政務活動の整理、打合せ」程度しか記載がなく、真実政務活動業務に従事したのか合理的な疑いがある。	平木ちさこ議員は、専ら政務活動に係る補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務 勤務実績表」とおりである。	
615	1144	甲9-40	143	佐藤 栄	H27.11.30	人		A	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	82,500	82,500	100%	¥82,500	丙B20の1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月もあり、添付されているのは領収書のみであり、各自として「資金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等明らかに示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	
616	1145	甲9-40	144	佐藤 栄	H27.11.30	人		B	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	84,000	84,000	100%	¥84,000	丙B20の2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月もあり、添付されているのは領収書のみであり、各自として「資金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等明らかに示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	
617	1146	甲9-40	145-146	山田 みやこ	H27.11.30	人		1	H27.5.1~H28.3.31	時給1,000円	政務活動に対する事務補助	実績表なし(領収書のみ)	48,000	48,000	100%	¥48,000	丙B6	5月及び6月と8月から3月まで人員費が充当されているが、5月及び6月は名目の記載すらない領収書が添付されているだけで政務活動のための支出とは認められない。8月8日は時給1,000円で時間数が記載されているが、領収書に「政務活動事務処理に関する人件費」とあるものの、その内容にもなく、おおよそ政務活動のために要した人件費とは認められない。	山田みやこ議員は、専ら政務活動に対する事務補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	
618	1147	甲9-40	147-150	松井 正一	H27.11.30	人		A	H27.4.1~H28.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間69時間中、政務活動業務時間34.5時間	55,200	27,600	50%	¥27,600	丙B30の1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」のみ(県政への要望事項の整理補助)で、具体的な項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が22.9、5時間と突出して多いが、同月12日に県議会選挙があった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させた。同職員は、「政務活動補助業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証	
619	1148	甲9-40	148-151	松井 正一	H27.11.30	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助 勤務時間68.5時間中、政務活動業務 時間34時間	54,800	27,200	50%	¥27,200	丙B3の 2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就業時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、毎月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。		
620	1149	甲9-40	148-152	松井 正一	H27.11.30	人	C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間63時間中、政務活動業務時 間32時間	50,400	25,600	51%	¥25,600	丙B3の 3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就業時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、毎月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。		
621	1150	甲9-40	153	斉藤 孝明	H27.11.30	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給100,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書作成に関する事務処理、県総合政策部所管事項に関する調査、県農政部所管事項に関する調査、県環境森林部所管事項に関する調査、県農林生活部所管事項に関する調査、県産業労働観光部所管事項に関する調査、県国土整備部所管事項に関する調査他	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B4の 2	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補給業務内容には、「家畜業の充実・強化を図るための調査活動他」「県農土整備部所管事項に関する現況調査他」等と、一見すると施策内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助・臨時雇用職員 出勤簿業務収書」のとおりである。		
622	1151	甲9-40	154	斉藤 孝明	H27.11.30	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給50,000円	政務活動業務補助	県総合政策部所管事項に関する調査、県農政部所管事項に関する調査、県農土整備部所管事項に関する現況調査、県農林生活部所管事項に関する調査、政務調査活動報告書作成に関する事務処理他	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B4の 1	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補給業務内容には、「家畜業の充実・強化を図るための調査活動他」「県農土整備部所管事項に関する現況調査他」等と、一見すると施策内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Bを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助・臨時雇用職員 出勤簿業務収書」のとおりである。		
623	1152	甲9-40	155-156	加藤 正一	H27.11.30	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B5の 1	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時、「政務活動補助業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。		
624	1153	甲9-40	157-158	加藤 正一	H27.11.30	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B5の 2	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時、「政務活動補助業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。		
625	1154	甲9-40	159-160	加藤 正一	H27.11.30	人	C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B5の 3	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時、「政務活動補助業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。		

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証紙	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容							一般的形的外的事実の提示(請求原因)	一般的形的外的事実の提示について	反証	
626	1155	甲9-40 丙B8の 107	161・ 161-1 船山 幸雄	H27.11.30	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給70,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県 土整備部所管事項に関する現況調 査、県環境森林部所管事項に関する調 査、政務活動報告書作成に関する事 務処理他	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B7の 1	5月に1日7500円で20日、6月から3月は、1日5,000円で 10日5万円を1名と1日6,250円で16日10万円を1名計15万円 を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証 明書類にも支給した資金とあるだけで政務活動に従事したのかすら 記載されておらず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に 政務活動に従事した時間があったとしても、月延26日を政務活動に 要するとは考えられず、その内容・時間数が具体的に明らかにされ ず、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼 付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開 示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助 業務のために雇用し、同業務のみを行わせていた ものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内 容は、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤 簿」としており、船山議員は、職員Aから、自分の勤務日数を少なく して欲しいとの要旨が出たため、6月以降 は、職員Aが10日/月、職員Bが1日/月/月 出勤するシフトに変更し、職員Aの日給単価を5,000 円に戻した。		
627	1156	甲9-40 丙B8の 206	162・ 162-1 船山 幸雄	H27.11.30	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給80,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県 土整備部所管事項に関する現況調 査、県環境森林部所管事項に関する調 査、政務活動報告書作成に関する事 務処理他	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B7の 2	5月に1日7500円で20日、6月から3月は、1日5,000円で 10日5万円を1名と1日6,250円で16日10万円を1名計25万円 を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証 明書類にも支給した資金とあるだけで政務活動に従事したのかすら 記載されておらず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に 政務活動に従事した時間があったとしても、月延26日を政務活動に 要するとは考えられず、その内容・時間数が具体的に明らかにされ ず、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼 付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開 示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助 業務のために雇用し、同業務のみを行わせていた ものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内 容は、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤 簿」としており、船山議員は、職員Aから、自分の勤務日数を少なく して欲しいとの要旨が出たため、6月以降 は、職員Aが10日/月、職員Bが1日/月/月 出勤するシフトに変更し、職員Bの日給単価を5,000 円に戻した。		
628	1157	甲9-40	163 平木 ちさこ	H27.11.30	人		I	H27.8.1~H3 1.4.30	月給40,000円(交通費 含め)	政務活動に係る補助及び関係書類の作 成	実績表なし(領収書のみ)	40,000	40,000	100%	¥40,000	丙B9	8月から3月まで1名につき4万円を政務活動費 として充当している。しかし8月分については勤務実績表が 添付されており、7月分も4万円計8万円の勤務であったとわか るが、その余の月については給与支払の領収書が添付されてい るだけで勤務日数・時間も業務内容も不明であり、100%充当の根拠 はない。8月の勤務実績表についても、「政務活動の整理、打合せ」 程度しか記載がなく、真実政務活動業務に従事したのか合理的な 疑いがある。	平木ちさこ議員は、専ら政務活動に係る補助業 務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行 わせていたものであり、同職員が業務に就いた日・ 時間は、「政務活動業務 勤務実績表」としており ある。		
629	1158	甲9-40	164 佐藤 栄	H27.12.31	人		A	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	82,500	82,500	100%	¥82,500	丙B2の 1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が 54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超え る月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各自として「賃 金として」としか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及び その時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業 務のために雇用し、同業務のみを行わせていたも のである。		
630	1159	甲9-40	165 佐藤 栄	H27.12.31	人		B	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	82,500	82,500	100%	¥82,500	丙B2の 2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が 54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超え る月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各自として「賃 金として」としか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及び その時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業 務のために雇用し、同業務のみを行わせていたも のである。		
631	1160	甲9-40	166・167 山田 みや こ	H27.12.31	人		I	H27.5.1~H2 8.3.31	時給1,000円	政務活動に対する事務補助	実績表なし(領収書のみ)	48,000	48,000	100%	¥48,000	丙B6	5月及び6月と8月から3月まで人件費が充当されているが、5月及び 6月は各自の記載されない領収書が添付されているだけで政務活 動のための支出は認められない。8月8時間時給1,000円の時給数 が記載されているが、領収書に「政務活動事務処理に関する人件費」 とあるものの、その他の記載もなく、およそ政務活動のために要した 人件費とは認められない。	山田みやこ議員は、専ら政務活動に対する事務 補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務 のみを行わせていたものである。		
632	1161	甲9-40	168・171 松井 正一	H27.12.31	人		A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係 書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望 事項の整理補助 勤務時間5.5時間中、政務活動業務 時間4.5時間	68,400	33,600	49%	¥33,600	丙B3の 1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そう なる)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で 按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載さ れているのは「政務活動費の整理補助」であり、「県政への要望事 項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務 補助とされているのは、就業時間の半分の時間(就業1日10時間 はあり)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時 間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政 務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月には12日に 県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほ どの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは 考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務 とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、 「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時 間に対する政務活動業務に従事した時間の比率 を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費 として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に 基づく支出である。		
633	1162	甲9-40	169・172 松井 正一	H27.12.31	人		B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係 書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望 事項の整理補助 勤務時間9.0.5時間中、政務活動業務 時間4.5時間	72,400	36,000	50%	¥36,000	丙B3の 2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そう なる)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で 按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載さ れているのは「政務活動費の整理補助」であり、「県政への要望事 項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務 補助とされているのは、就業時間の半分の時間(就業1日10時間 はあり)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時 間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政 務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月には12日に 県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほ どの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは 考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務 とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、 「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時 間に対する政務活動業務に従事した時間の比率 を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費 として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に 基づく支出である。		

・月単位の給与の支払日は対次月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張			
						従事員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料							職務内容	一般的的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
634	1163	甲9-40 ページ (右下)	松井 正一	H27.12.31	人	C	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間9.5時間中、政務活動業務時間4.7時間	76,400	37,600	49%	¥37,600	丙B3の3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し、勤務時間中、政務活動業務に従事した時間で発生した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、勤務時間の半分の時間(総数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を取っており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務課時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づき支出である。	
635	1164	甲9-40	斉藤 李明	H27.12.31	人	A	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	月給100,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書類作成に関する事務処理、県総合政策部所管事項に関する調査、県産業労働観光部所管事項に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査、県経営管理部署所管事項に関する調査	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B4の2	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補充業務内容には「施策の充実・強化を図るための調査活動他」「県県土整備部所管事項に関する調査」等と、一見すると施策内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤李明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助-臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」としておりである。	
636	1165	甲9-40	斉藤 李明	H27.12.31	人	B	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	月給50,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書類作成に関する事務処理、県総合政策部所管事項に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B4の1	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補充業務内容には「施策の充実・強化を図るための調査活動他」「県県土整備部所管事項に関する調査」等と、一見すると施策内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤李明議員は、職員Bを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助-臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」としておりである。	
637	1166	甲9-40	加藤 正一	H27.12.31	人	A	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の1	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で延べ54時間~72時間を要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」としておりである。	
638	1167	甲9-40	加藤 正一	H27.12.31	人	B	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の2	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で延べ54時間~72時間を要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」としておりである。	
639	1168	甲9-40	加藤 正一	H27.12.31	人	C	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の3	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で延べ54時間~72時間を要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」としておりである。	
640	1169	甲9-40 丙B8の1 のB	船山 幸雄	H27.12.31	人	A	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	月給70,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査、県環境森林部所管事項に関する調査、政務活動報告書類作成に関する事務処理	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B7の1	5月に1日75,000円で20日で1名15万円、6月から3月、1日5,000円で10日5万円を1名1日6,250円16日10万円を支給し合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した金額とあるだけで政務活動に従事したのかすら記載されておらず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月延20日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数も具体的に提出されず、それに従って按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書-出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中の出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤簿」としておりである。 船山議員は、職員Aから、自分の勤務日数を少なくしてほしいとの要望が出されたため、6月以降は、職員Aが10日/月、職員Bが16日/月を5,000円に減らし、職員Aの日給単価を5,000円に戻した。	



・月単位の給与の支払日は対次月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容							一般的外形的事実の提示(請求原因)		一般的外形的事実の提示について	反証
641	1170	甲9-40 丙B9の 207	船山 幸雄	H27.12.31	人	B		H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	月給80,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県農土整備部所管事項に関する現況調査、県環境森林部所管事項に関する調査、政務活動報告書作成に関する事務処理等	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B7の 2	5月に1日7500円で20日、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名と1日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した員数とあるだけで政務活動に就事したのかすら記載されておらず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月28日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らかにされ、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務活動補助・臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。 船山議員は、当初職員Aに14日/月、職員Bに16日/月勤務してもらう予定だったが、職員Aから勤務日数を少なくして欲しいとの要望が出され、6月以降は、職員Aが10日/月、職員Bが16日/月出勤するつもりで欲しい。職員Bに負担がかかることから、月給俸給を6,250円に引き上げて対応することとしたものである。		
642	1171	甲9-40	平木 ちさこ	H27.12.31	人	I		H27. 8. 1~H3 1. 4. 30	月給40,000円(交通費含め)	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	実績表なし(領収書のみ)	40,000	40,000	100%	¥40,000	丙B9	8月から3月まで1名をつき4万円で雇用し、100%の額を政務活動費として充当している。しかしながら、8月分については勤務実績表が添付されており、7月分は4時間計28時間の勤務であったことがわかるが、その後の月については給与支払の領収書が添付されているだけで勤務日数・勤務内容も不明であり、100%充当の根拠はない。8月の勤務実績表についても、「政務活動の整理、打合せ」程度しか記載がなく、真実政務活動業務に従事したのか合理的な疑いがある。	平木ちさこ議員は、専ら政務活動に係る補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行っていたものであり、同職員が業務に就いた日・時間は、「政務活動業務 勤務実績表」とおりである。		
643	1172	甲9-40	佐藤 栄	H28.1.31	人	A		H27. 4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	90,000	90,000	100%	¥90,000	丙B2の 1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多し、添付されているのは領収書のみであり、名目として「賃金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。		
644	1173	甲9-40	佐藤 栄	H28.1.31	人	B		H27. 4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	87,000	87,000	100%	¥87,000	丙B2の 2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多し、添付されているのは領収書のみであり、名目として「賃金」としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。		
645	1174	甲9-40	山田 みやこ	H28.1.31	人	I		H27. 5. 1~H2 8. 3. 31	時給1,000円	政務活動に対する事務補助	実績表なし(領収書のみ)	96,000	96,000	100%	¥96,000	丙B6	5月及び6月と8月から3月まで人件費が充当されているが、5月及び6月は名目の記載されない領収書が添付されているだけで政務活動のための支出は認められていない。8月8日付の1,000円での領収書が記載されているが、領収書に「政務活動事務処理に関する人件費」とあるものの、その余の記載もなく、およそ政務活動のために要した人件費とは認められない。	山田みやこ議員は、専ら政務活動に対する事務補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行っていたものである。		
646	1175	甲9-40	松井 正一	H28.1.31	人	A		H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間6.5時間中、政務活動業務時間3.3時間	53,200	26,400	50%	¥26,400	丙B3の 1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほほ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に即した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づき支出である。		
647	1176	甲9-40	松井 正一	H28.1.31	人	B		H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間6.5時間中、政務活動業務時間3.6.5時間	58,400	29,200	50%	¥29,200	丙B3の 2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほほ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に即した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づき支出である。		
648	1177	甲9-40	松井 正一	H28.1.31	人	C		H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間6.8.5時間中、政務活動業務時間3.4時間	54,800	27,200	50%	¥27,200	丙B3の 3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し(就労時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就労時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほほ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させていた。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に即した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づき支出である。		

・月単位の給与の支払日は対次月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張		
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容								一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
649	1178	甲9-40	195	斉藤 孝明	H28.1.31	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給100,000円	政務活動業務補助	県総合政策部所管事項に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査、県産業労働部所管事項に関する調査、県環境部所管事項に関する調査、県県民生活部所管事項に関する調査、県保健福祉部所管事項に関する調査、県経営管理部所管事項に関する調査、県教育委員会所管事項に関する調査、政務調査活動報告書作成に関する事務処理他	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B4の2	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補完業務内容は「兼施策の充実・強化を図るための調査活動他」「県県土整備部所管事項に関する調査活動他」等と、一見すると策案内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは書えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助・臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」のとおりである。		
650	1179	甲9-40	196	斉藤 孝明	H28.1.31	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給50,000円	政務活動業務補助	県総合政策部所管事項に関する調査、県産業労働部所管事項に関する調査、県県民生活部所管事項に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査、県保健福祉部所管事項に関する調査、県経営管理部所管事項に関する調査、政務調査活動報告書作成に関する事務処理他	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B4の1	4月から3月まで1日8時間日給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補完業務内容は、「兼施策の充実・強化を図るための調査活動他」「県県土整備部所管事項に関する調査活動他」等と、一見すると策案内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは書えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Bを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助・臨時雇用職員 出勤簿兼領収書」のとおりである。		
651	1180	甲9-40	197-198	加藤 正一	H28.1.31	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B5の1	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間を要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。		
652	1181	甲9-40	199-200	加藤 正一	H28.1.31	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の2	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間を要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。		
653	1182	甲9-40	201-202	加藤 正一	H28.1.31	人	C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の3	4月から3月まで1日8時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間を要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。		
654	1183	甲9-40 丙B8の 109B	203- 203-1	船山 幸雄	H28.1.31	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給70,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査、県環境部所管事項に関する調査、政務調査活動報告書作成に関する事務処理他	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B7の1	5月に1日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名と1日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した資金とあるだけで政務活動に従事したのかすら記載されておらず、政務活動に従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月延べ26日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らかになれば、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の付添いに「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務調査業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。		
655	1184	甲9-40 丙B8の 209B	204- 204-1	船山 幸雄	H28.1.31	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給80,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査、県環境部所管事項に関する調査、政務調査活動報告書作成に関する事務処理他	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B7の2	5月に1日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名と1日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した資金とあるだけで政務活動に従事したのかすら記載されておらず、政務活動に従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月延べ26日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らかになれば、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の付添いに「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務調査業務補助・臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。		

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠 ページ (右左)	氏名	年月日	経費 使途	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張					
					従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容							控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張				
656	1185	甲9-40 205	平木 ちさこ	H28.1.31	人	1	H27. 8. 1~H3 1. 4. 30	月給40,000円(交通費 含む)	政務活動に係る補助及び関係書類の作 成	実績表なし(領収書のみ)	40,000	40,000	100%	¥40,000	丙B9	8月から3月まで各をつき4万円を雇用し、100%の額を政務活動費として充当している。しかしながら、8月分については実績表が添付されており、7月7日各4時間計28時間の勤務であったことがわかるが、その月の月については給与支払の領収書が添付されているだけで勤務日数・時間業務内容も不明であり、100%充当の根拠はない。8月の勤務実績についても、「政務活動の整理、打合せ」程度しか記載がなく、真実政務活動業務に従事したのか合理的な疑いがある。	平木ちさこ議員は、専ら政務活動に係る補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日・時間は、「政務活動業務 勤務実績表」としておりである。	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
657	1186	甲9-40 206	佐藤 栄	H28.2.29	人	A	H27. 4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	90,000	90,000	100%	¥90,000	丙B2の 1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多い。添付されているのは領収書のみであり、名目として賃金としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されており、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。			
658	1187	甲9-40 207	佐藤 栄	H28.2.29	人	B	H27. 4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	90,000	90,000	100%	¥90,000	丙B2の 2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多い。添付されているのは領収書のみであり、名目として賃金としてしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されており、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。			
659	1188	甲9-40 208-209	山田 みやこ	H28.2.29	人	1	H27. 5. 1~H2 8. 3. 31	時給1,000円	政務活動に対する事務補助	実績表なし(領収書のみ)	52,000	52,000	100%	¥52,000	丙B6	5月及び6月8月から3月まで人件費が充当されているが、5月及び6月は自記記載されない領収書が添付されているだけで政務活動のための支出とは認められない。8月8月は時給1,000円で時間数が記載されているが、領収書に「政務活動事務処理に関する人件費」とあるものの、その余の記載もなく、およそ政務活動のために要した人件費とは認められない。	山田みやこ議員は、専ら政務活動に対する事務補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行わせていたものである。			
660	1189	甲9-40 210-213	松井 正一	H28.2.29	人	A	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間61.5時間中、政務活動業務時間30時間	49,200	24,000	49%	¥24,000	丙B3の 1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的な項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就業時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に費やすとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。			
661	1190	甲9-40 211-214	松井 正一	H28.2.29	人	B	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間66.5時間中、政務活動業務時間36時間	53,200	26,400	50%	¥26,400	丙B3の 2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的な項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就業時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に費やすとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。			
662	1191	甲9-40 212-215	松井 正一	H28.2.29	人	C	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間52.5時間中、政務活動業務時間26時間	42,000	20,800	50%	¥20,800	丙B3の 3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」、ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的な項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間数とされているのは、就業時間の半分の時間(端数により誤差はある)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に費やすとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月は12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。			
663	1192	甲9-40 216	斉藤 孝明	H28.2.29	人	A	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	月給100,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書作成に関する事務処理、県教育委員会所管事項に関する調査、県経営管理部署所管事項に関する調査、県農工整備部所管事項に関する調査、県総合政策部所管事項に関する調査、県警察本部所管事項に関する調査、県環境林部所管事項に関する調査、県県民生活部所管事項に関する調査、県産業労働観光部所管事項に関する調査他	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B4の 2	4月から3月まで日8時間日給6,250円2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計16万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補給業務内容には、業務内容の特定化を図るための調査活動他(県農工整備部所管事項に関する調査、県警察本部所管事項に関する調査、県環境林部所管事項に関する調査、県県民生活部所管事項に関する調査、県産業労働観光部所管事項に関する調査)が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務調査業務補助、臨時雇用職員出勤簿(領収書)」のとおりである。			

・月単位の給与の支払日は対次月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	被控訴人・補助参加人らの主張		
						従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容							一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について	反証
654	1193	甲9-40 ページ (右下)	齊藤 幸明	H28.2.29	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給50,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書類作成に関する事務処理、県教育委員会所管事項に関する調査、県警察本部所管事項に関する調査、県農林生活部所管事項に関する調査、県農土整備部所管事項に関する調査、県産業労働観光部所管事項に関する調査他	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B4の1	4月から3月まで日8時間日給0.250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月給→24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補償業務内容には「茶畑の充実・強化を図るための調査活動他」「県農土整備部所管事項に関する状況調査他」と、一見すると実態内容と実際の行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは異なり、少なくとも、政務活動で毎月24日192時間を要するとは別添考えられず、充当は違法である。	斉藤幸明議員は、職員Bを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務調査業務補助」臨時雇用職員 出勤簿兼領収書のとおりである。	
655	1194	甲9-40	加藤 正一	H28.2.29	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B5の1	4月から3月まで日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動業務補助」臨時雇用職員 出勤簿のとおりである。	
656	1195	甲9-40	加藤 正一	H28.2.29	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	27,000	27,000	100%	¥27,000	丙B5の2	4月から3月まで日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動業務補助」臨時雇用職員 出勤簿のとおりである。	
657	1196	甲9-40	加藤 正一	H28.2.29	人	C	H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の3	4月から3月まで日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動業務補助」臨時雇用職員 出勤簿のとおりである。	
658	1197	甲9-40 丙B8の 1010	224* 224-1	船山 幸雄	H28.2.29	人	A	H27.4.1~H2 8.3.31	月給70,000円	政務調査業務補助	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B7の1	5月に日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名と1日6,250円で10日7万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証拠書類にも支給した賃金とあるだけで政務活動に従事したのかから記載されておらず、政務活動に従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月給28日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明かされ、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務活動業務補助」臨時雇用職員 出勤簿のとおりである。船山議員は、職員Aから、自分の勤務日数を少なくして欲しいとの要望が出されたため、6月以降は、職員Aが10日/月、職員Bが16日/月出勤するシフトに変更し、職員Aの日給単価を5,000円に戻した。	
659	1198	甲9-40 丙B8の 209	225* 225-1	船山 幸雄	H28.2.29	人	B	H27.4.1~H2 8.3.31	月給80,000円	政務調査業務補助	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B7の2	5月に日7500円で20日で1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名と1日6,250円で10日7万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証拠書類にも支給した賃金とあるだけで政務活動に従事したのかから記載されておらず、政務活動に従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月給28日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明かされ、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書・出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務活動業務補助」臨時雇用職員 出勤簿のとおりである。船山議員は、当初職員Aに14日/月、職員Bに16日/月勤務してもらって予定していたが、職員Aから勤務日数を少なくして欲しいとの要望が出されたため、6月以降は、職員Aが10日/月、職員Bが16日/月出勤するシフトに変更し、職員Bに負担がかかることから、日給単価を6,250円に引き上げて対応することとしたものである。	
670	1199	甲9-40	226	平木 ちさこ	H28.2.29	人	I	H27.8.1~H3 1.4.30	月給40,000円(交通費 含め)	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	40,000	40,000	100%	¥40,000	丙B9	8月から3月まで1名をつき4万円を雇用し、100%の額を政務活動費として充当している。しかしながら、8月分については勤務実績表が添付されており、7月分各4時間計28時間の勤務であったことがわかるが、その月の月については給与と支払の領収書が添付されているだけで勤務日数・時間も業務内容も不明であり、100%充当の根拠はない。8月の勤務実績表についても、「政務活動の整理、打合せ」程度しか記載がなく、真実政務活動業務に従事したのか合理的な疑いがある。	平木ちさこ議員は、専ら政務活動に係る補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日・時間は、「政務活動業務 勤務実績表」とおりである。	
671	1200	甲9-40	227	佐藤 栄	H28.3.31	人	A	H27.4~	時給1,500円	政務調査補助	90,000	90,000	100%	¥90,000	丙B2の1	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多い。添付されているのは領収書のみであり、名目として「賃金」としては具体的な政務調査業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠 甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容			契約書上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法金額	契約書	控訴人の主張	被控訴人・補助参加人らの主張		
						従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料								職務内容	一般的外形的事実の提示(請求原因)	一般的外形的事実の提示について
672	1201	甲9-40 228	佐藤 栄	H28.3.31	人	B	H27. 4~	時給1,500円	政務調査補助	実績表なし(領収書のみ)	99,000	99,000	100%	¥99,000	丙Bの2	4月から3月まで2名を雇用しているが、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのを除けば、15万円前後が充当され、15万円を超える月も多い。添付されているのは領収書のみであり、各月として「賃金」としてとしか記載がない。具体的な政務調査補助業務の内容及びその時間等何ら示されておらず、すべて違法な充当である。	佐藤栄議員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	
673	1202	甲9-40 229-230	山田 みやこ	H28.3.31	人	I	H27. 5. 1~H2 8. 3. 31	時給1,000円	政務活動に対する事務補助	実績表なし(領収書のみ)	80,000	80,000	100%	¥80,000	丙B6	5月及び6月と8月から3月まで人件費が充当されているが、5月及び6月は名目の記載されない領収書が添付されているだけで政務活動のための支出とは認められない。8月8日は時給1,000円/時間数が記載されているが、領収書に「政務活動事務処理に関する人件費」とあるものの、その余の記載もなく、およそ政務活動のために要した人件費とは認められない。	山田みやこ議員は、専ら政務活動に対する事務補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	
674	1203	甲9-40 231-234	松井 正一	H28.3.31	人	A	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間6.5時間中、政務活動業務時間3.1時間	50,800	24,800	49%	¥24,800	丙B3の1	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間とされているのは、就業時間の半分の時間(倍数により倍率はあり)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月には12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Aに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。	
675	1204	甲9-40 232-235	松井 正一	H28.3.31	人	B	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間7.2.5時間中、政務活動業務時間3.6時間	58,000	28,800	50%	¥28,800	丙B3の2	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間とされているのは、就業時間の半分の時間(倍数により倍率はあり)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月には12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Bに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。	
676	1205	甲9-40 233-236	松井 正一	H28.3.31	人	C	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政務活動費の整理補助、県政への要望事項の整理補助 勤務時間7.7時間中、政務活動業務時間3.6時間	61,600	30,400	49%	¥30,400	丙B3の3	4月から3月まで時給800円(証明書類に記載はないが計算上そうなる)で3名を雇用し就業時間のうち、政務活動業務に従事した時間で按分した金額を充当している。しかしながら、業務内容として記載されているのは「政務活動費の整理補助」ないし「県政への要望事項の整理補助」で、具体的項目の記載がなく、かつ、政務活動業務時間とされているのは、就業時間の半分の時間(倍数により倍率はあり)であり、ほぼ月100時間を超えており、3名でそれほどの時間を政務活動に要するとは考えられない。特に4月については、政務活動の時間が計239.5時間と突出して多いが、同月には12日に県議会選挙のあった月であり、その前後を通じて政務活動にこれほどの時間が費やせるとは到底考えられず、明らかに政務活動とは考えられない。	松井正一議員は、職員Cに、政務活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同議員は、「政務活動業務 勤務実績表」を作成し、総勤務時間に対する政務活動業務に従事した時間の比率を算出し、その比率に対応した額を、政務活動費として請求し、給付を受けたものであり、活動実績に基づく支出である。	
677	1206	甲9-40 237	斉藤 孝明	H28.3.31	人	A	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	月給100,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書類作成に関する事務処理、県総合政策部所管事項に関する調査、県農林生活部所管事項に関する調査、県総務管理課所管事項に関する調査、県教育委員会所管事項に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B4の2	4月から3月まで日8時間時給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補充業務内容には、「新施設の充実・強化を図るための調査活動他」「県県土整備部所管事項に関する調査報告書作成」等、一見すると管内の業務行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Aを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤簿実績収書」のとおりである。	
678	1207	甲9-40 238	斉藤 孝明	H28.3.31	人	B	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	月給50,000円	政務活動業務補助	政務調査活動報告書類作成に関する事務処理、県総合政策部所管事項に関する調査、県総務管理課所管事項に関する調査、県教育委員会所管事項に関する調査、県県土整備部所管事項に関する調査	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B4の1	4月から3月まで日8時間時給6,250円で2名を雇用し、1名は月16日10万円、1名は月8日5万円、計月延べ24日192時間計15万円を支給し、100%を政務活動費として充当している。補充業務内容には、「新施設の充実・強化を図るための調査活動他」「県県土整備部所管事項に関する調査報告書作成」等、一見すると管内の業務行動が記載されているかの記載があるが、それは具体的な記載とは言えない。少なくとも、政務活動で毎月2名で月24日192時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	斉藤孝明議員は、職員Bを、専ら政務活動業務補助のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤簿実績収書」のとおりである。	
679	1208	甲9-40 239	加藤 正一	H28.3.31	人	A	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の1	4月から3月まで日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延長時間94~72時間中、政務活動補助業務に従事しているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで何ら具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間を要するとは到底考えられず、充当は違法である。	加藤正一議員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時及び業務内容は、「政務活動業務補助-臨時雇用職員 出勤簿」のとおりである。	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

別紙3

民主市民クラブ主張整理表

番号	証拠	甲9-40 ページ (右下)	氏名	年月日	経費	供送	契約書上の契約内容				実績表上の記載内容	支出金額	充当額	按分	違法な額	契約書	被控訴人の主張		被控訴人・補助参加人らの主張	
							従業員数(複数の場合は特定)	雇用期間	給料	職務内容							一般的形的事実の提示(請求原因)		一般的形的事実の提示について	
680	1209	甲9-40	加藤 正一	H28.3.31	人	B	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の 2	4月から3月まで日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一職員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。			
681	1210	甲9-40	加藤 正一	H28.3.31	人	C	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給1,500円	政務調査に係る事務補助及び関係書類の作成	政務活動補助業務	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B5の 3	4月から3月まで日6時間時給1,500円で3名を臨時雇用職員として雇用し、1人3日ないし4日、延べ日数9~12日、延時間数54~72時間を政務活動補助業務に従事させているとして支給額の100%を充当している。しかしながら、提出されている出勤簿には補助業務内容として「政務活動補助業務」とあるだけで具体的な業務内容が記載されておらず、政務活動に従事したのかは疑いがある。また政務活動補助業務月間で3名で延べ54時間~72時間要するとは考えられず、充当は違法である。	加藤正一職員は、職員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日時は、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。			
682	1211	甲9-40 丙B8の 1の11	船山 幸雄	H28.3.31	人	A	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	月給70,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県県土整備部所管事項に関する現況調査、県環境森林部所管事項に関する調査、政務活動報告書類作成に関する事務処理他	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B7の 1	5月に1日7500円で20日、1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名と1日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した賃金とあるだけで政務活動に従事したのかすら記載されておらず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月雇20日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らにされ、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書-出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄職員は、職員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。船山職員は、職員Aから、自分の勤務日数を少なくして欲しいとの要望が出されたため、6月以降は、職員Aが10日/月、職員Bが16日/月/出勤するシフトに変更し、職員Aの日給単価を5,000円に戻した。			
683	1212	甲9-40 丙B8の 2の10	船山 幸雄	H28.3.31	人	B	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	月給80,000円	政務調査業務補助	指定廃棄物最終処分に関する調査、県県土整備部所管事項に関する現況調査、県環境森林部所管事項に関する調査、政務活動報告書類作成に関する事務処理他	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B7の 2	5月に1日7500円で20日、1名15万円、6月から3月は、1日5,000円で10日5万円を1名と1日6,250円で16日10万円を1名計2名合計15万円を支払ったとしてその100%を政務活動費に充当している。しかし証明書類にも支給した賃金とあるだけで政務活動に従事したのかすら記載されておらず、政務活動には従事していない疑いがある。仮に政務活動に従事した時間があったとしても、月雇20日を政務活動に要するとは考えられず、その内容、時間数が具体的に明らにされ、それに従い按分されない限り違法である。なお、証拠書類の貼付欄に「領収書-出勤簿の詳細は別途添付」とあるが、少なくとも開示された資料の中に出勤簿の詳細はない。	船山幸雄職員は、職員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日及び業務内容は、「政務活動補助業務-臨時雇用職員 出勤簿」とおりである。船山職員は、当初職員Aに14日/月、職員Bに16日/月勤務してもらう予定だったが、職員Aから勤務日数を少なくして欲しいとの要望が出された。6月以降は、職員Aが10日/月、職員Bが16日/月出勤するシフトに変更し、職員Bに負担がかかることから、日給単価を6,250円に引き上げて対応することとしたものである。			
684	1213	甲9-40	平木 ちきこ	H28.3.31	人	1	H27. 8. 1~H3 1. 4. 30	月給40,000円(交通費 含む)	政務活動に係る補助及び関係書類の作成	実績表なし(領収書のみ)	40,000	40,000	100%	¥40,000	丙B9	8月から3月まで1名をつき4万円を雇用し、100%の額を政務活動費として充当している。しかしながら、8月分については勤務実績表が添付されており、7月日各4時間計28時間の勤務であったことがわかるが、その後の月については給与支払の領収書が添付されているだけで勤務日数、時間も業務内容も不明であり、100%充当の根拠はない。8月の勤務実績表についても、「政務活動の整理、打合せ」程度しか記載がなく、真実政務活動業務に従事したのか合理的な疑いがある。	平木ちきこ職員は、専ら政務活動に係る補助業務のために1名の職員を雇用し、同業務のみを行わせていたものであり、同職員が業務に就いた日・時間は、「政務活動業務 勤務実績表」とおりである。			
計											9,685,500	8,545,900		¥8,545,900						

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

これは正本である。

令和4年2月25日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 齋藤 宏

